

令和7年度

予算案の主要事項



【計数整理の結果、異同を生ずることがある。】

— 目 次 —

I 令和7年度予算案の全体像	1
…予算額(一般会計・特別会計)、社会保障関係費の内訳	
○ 令和7年度厚生労働省予算案の全体像(一般会計、特別会計)	
○ 令和7年度厚生労働省予算案(一般会計)における社会保障関係費の内訳	
II 令和7年度予算案のポイント	3
…予算案の重点事項(ポイント)について整理し、取りまとめたもの。	
III 主要施策集	15
…予算案の重点事項(ポイント)等の代表的な施策を詳細に整理し、取りまとめたもの。	
○全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築	
○持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進	
○一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現	
IV 令和7年度厚生労働省関係財政投融资資金計画等案の概要	123
…財政投融资資金計画等案の概要を取りまとめたもの。	

I 令和 7 年度予算案の全体像

令和7年度 厚生労働省予算案の全体像

(単位：億円)

区 分	令和6年度 予算額 (A) (※1)	令和7年度 予算案 (B)	増△減額 (C) (B-A)	増△減率 (C/A)
一 般 会 計	338,189 (※2)	342,904 (※3)	4,715	1.4%
社会保障関係費 (※4)	335,046	339,723	4,677 (※5)	1.4%
その他の経費	3,144	3,181	38	1.2%
年金特別会計	727,084	721,786	▲5,298	▲0.7%
労働保険特別会計	32,412	33,158	746	2.3%
子ども・子育て 支援特別会計 (育児休業等給付勘定) (※6)	9,312	10,616	1,303	14.0%
東日本大震災復興 特別会計	76	82	6	8.0%

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

(※1) 令和6年度予算額は当初予算額である。

(※2) 令和6年度予算額の一般会計の額は、国土交通省及び環境省に移行する厚生労働省関係部局分1.4億円を除く。

(※3) 年金スライド分2,200億円を含んでいる。

(※4) 年金・医療・介護・雇用・福祉等の経費であり、義務的経費以外に裁量的経費も含まれる。

(※5) 政府全体の社会保障関係費（こども家庭庁等の所管分を含む）の伸びは5,585億円。

(※6) 育児休業給付関係予算については、労働保険特別会計（雇用勘定）から子ども・子育て支援特別会計（育児休業等給付勘定）に組替えて計上している。

(注) 各特別会計の額は、それぞれの勘定の歳出額の合計額から他会計・他勘定への繰入分を除いた純計額である。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

令和7年度厚生労働省予算案（一般会計）における社会保障関係費の内訳

(単位：億円)

区 分	令和6年度 予算額 (A) (※)	令和7年度 予算案 (B)	増△減額 (C) (B-A)	増△減率 (C/A)
社会保障 関係費	335,046	339,723	4,677	1.4%
年 金	133,237	136,129	2,892	2.2%
医 療	123,532	124,542	1,010	0.8%
介 護	37,288	37,374	87	0.2%
雇 用	1,505	1,560	54	3.6%
福祉等	39,484	40,118	635	1.6%

[計数整理の結果、異同を生ずることがある。]

(※) 令和6年度予算額は当初予算額である。

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

Ⅱ 令和 7 年度予算案のポイント

令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項

少子高齢化・人口減少時代にあっても、

- 今後の人口動態や経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築や包摂社会を実現するとともに、
- 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進を通じて国民一人ひとりが、安心して生涯活躍できる社会の実現に向け、以下を柱に予算措置を行う。

I. 全世代型社会保障の実現に向けた 保健・医療・介護の構築

<薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の 安定供給確保>

- ◆有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進
- ◆研究開発によるイノベーションの推進
- ◆医薬品等の安定供給の推進

<医療・介護におけるDX、地域医療・介護の基盤強化の推 進等>

- ◆医療・介護分野におけるDXの推進等
- ◆地域医療構想・医師偏在対策・かかりつけ医機能等の推
進
- ◆地域包括ケアシステムの推進
- ◆周産期・救急・災害医療体制等の充実

<国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化>

- ◆国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際
展開等
- ◆次なる感染症危機に備えた体制強化

<予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策の推進等>

- ◆予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり
- ◆認知症施策の総合的な推進
- ◆がん、肝炎、難病対策等の推進
- ◆歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進
- ◆食の安全・安心の確保

II. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の 労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

<最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労 働者への支援等>

- ◆最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等
支援、非正規雇用労働者への支援等

<リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、 労働移動の円滑化>

- ◆リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実
態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働
移動の円滑化

<人材確保の支援の推進>

- ◆人材確保の支援

<多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組>

- ◆障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等
- ◆仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に
向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ◆ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現
- ◆フリーランスの就業環境の整備

<女性の活躍促進>

- ◆男女間賃金格差の是正に向けた取組の推進等
- ◆子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- ◆女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業
主への支援等

III. 一人一人が生きがいや役割 を持つ包摂的な社会の実現

<地域共生社会の実現等>

- ◆相談支援・地域づくり等による
重層的支援体制の整備の促進
- ◆生活困窮者自立支援等の推進
- ◆障害者支援の促進、依存症対策
の推進
- ◆成年後見制度の利用促進、総合
的な権利擁護支援の推進
- ◆困難な問題を抱える女性への切
れ目のない支援の推進
- ◆自殺総合対策、ひきこもり支援
の更なる推進

<戦没者の慰霊、年金、 被災地支援等>

- ◆戦没者の慰霊・戦没者遺族等の
支援の推進
- ◆安心できる年金制度の確立
- ◆被災者・被災施設等の支援等

* 薬価改定への対応：令和6年薬価調査に基づき、国民負担軽減の観点から、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、国民負担の軽減といった基本的な考え方を踏まえた対応を行う。

* 生活扶助基準の見直し：生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して見直しを行う。具体的には、令和7～8年度については、令和4年の社会保障審議会生活保
護基準部会の検証結果による額に月額1,500円/人を加算するとともに、加算後もなお従前の基準額から減額となる世帯は従前の基準額を保障することとし、令和7年10月から実施する。

令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保

ドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向けて、有望シーズの実用化促進、研究開発環境の整備による創薬力の抜本的強化を図るとともに、医薬品等の安定的な供給を実現する。

○有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進 77億円（71億円）

- 次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援
- 医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）の機能強化
- 小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化
- 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ（疾患登録システム）の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進
- 創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化
- リアルワールドデータの薬事活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進

- 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進 等

- ・ 創薬エコシステム・創薬クラスターの発展支援
- ・ ファースト・イン・ヒューマン（FIH）試験実施体制の整備
- ・ 国際共同治験のためのワンストップ窓口の設置
- ・ 革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化

○研究開発によるイノベーションの推進 551億円（554億円）

- がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進
- 臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化
- 産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発
- 日本医療研究開発機構（AMED）における研究及び厚生労働科学研究の推進 等

- ・ AIを活用した創薬に向けたプラットフォームの整備
- ・ がん・難病の全ゲノム解析等の推進

（ ）内は令和6年度当初予算額。〔 〕は令和6年度補正予算に計上された事項。

○医薬品等の安定供給の推進

- 医薬品の供給状況把握のための体制整備
- 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化
- 献血血液の確保対策

4.4億円（1.7億円）

- ・ 後発医薬品の安定供給等に向けた産業構造改革
- ・ バイオ後続品に係る製造施設整備の支援
- ・ 足元の供給不安へ対応するための医薬品の増産体制整備に係る緊急支援
- ・ 医療上必要不可欠な医薬品等の安定供給を図るための支援
- ・ 抗がん剤の安定供給に向けた体制整備
- ・ 血漿分画製剤の生産体制強化による国内自給、安定供給の確保支援

医療・介護におけるDX、地域医療・介護の基盤強化の推進等

医療・介護におけるDXの推進等により、生産性の向上を図るとともに、安心で質の高い医療・介護サービスの提供を図る。

また、高齢化の更なる進展や人口減少に対応するため、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な医療・介護サービスの提供体制を確保するため、地域医療構想の推進や地域包括ケアシステムの構築等に向けた施策を推進する。

○医療・介護分野におけるDXの推進等 49億円（201億円）

- 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充
- 介護分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進
- 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化 等

- ・ 全国医療情報プラットフォームや電子カルテ情報共有サービスの構築、電子処方箋の更なる全国的な普及拡大等の促進
- ・ 診療報酬改定DXの取組の推進
- ・ マイナ保険証の利用促進に向けた取組
- ・ 公費負担医療制度等のオンラインによる資格確認の取組
- ・ 介護情報基盤の整備等に向けた取組の強化
- ・ 介護分野における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援

令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

○地域医療構想・医師偏在対策・かかりつけ医機能等の推進 762億円（878億円）

- 地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の実現、医師偏在対策に対する支援
- かかりつけ医機能が発揮される制度の施策の推進
- 医師の働き方改革等、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の促進
- ICTや特定行為研修の活用等による訪問看護及び看護師確保対策の推進
- 地域を支える薬局の機能強化、薬局機能の見える化の推進 等

- ・ 医療分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援
- ・ 医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援
- ・ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援
- ・ 医療分野における食料料費・光熱水費等の支援
- ・ 医師偏在是正に向けた医師不足地域の診療所の承継・開業の支援、リカレント教育の実施及び医師のマッチングの支援等

○地域包括ケアシステムの推進

2,470億円（2,474億円）

- 地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護従事者の確保支援
- 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援
- 保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化
- 介護職員等処遇改善加算の取得支援
- 高齢者の住まい支援体制の構築に向けた取組の推進
- 介護施設等の防災・減災対策の推進 等

- ・ 介護分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援
- ・ 訪問介護の提供体制の確保
- ・ 外国人を含む介護人材の確保、育成及び定着に向けた取組支援
- ・ 介護分野における食料料費・光熱水費等の支援

（ ）内は令和6年度当初予算額。〔 〕は令和6年度補正予算に計上された事項。

- 周産期・救急・災害医療体制等の充実 119億円（110億円）
 - 周産期母子医療センター等の周産期医療体制の充実
 - ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化
 - 災害医療における情報収集機能等の強化、災害時におけるシステム等の活用等の推進
 - 医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT・災害支援ナース体制の整備・強化等
 - 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）による災害対応の強化 等

- ・ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科の支援（再掲）

国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化

日本の知見を活かし、国際保健分野においてリーダーシップを発揮できるような戦略的に取り組む。次なる感染症危機への対応として、国立健康危機管理研究機構を創設し、研究及び人材育成等の体制を強化する。

○国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等 52億円（60億円）

- 「UHCナレッジハブ」の設置及び保健システムの強化等の支援を含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた関係国際機関等への拠出、薬剤耐性（AMR）対策に関する研究開発等の推進 等
- 諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進 等

- ・ アジア諸国等における外国医療人材育成の促進等
- ・ グローバル・ヘルス・イニシアティブ等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進

○次なる感染症危機に備えた体制強化 313億円（87億円）

- 国立健康危機管理研究機構の創設による感染症の情報収集・分析体制の強化、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備
- 感染症危機管理の強化に向けた人材育成等の推進
- 平時からの計画的な個人防護具の備蓄 等

- ・ 次なる感染症への対応力強化に向けた体制強化

令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策の推進等

生涯活躍社会の実現に向け、健康づくり・予防・重症化予防を推進する。加えて、女性健康支援の総合対策、認知症施策を総合的かつ計画的に取り組む。また、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策を着実に実施するとともに、歯科保健医療などを推進する。

○予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり 45億円（43億円）

- 女性の健康総合センターの体制の強化
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- 糖尿病性腎症の重症化予防事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などの保健事業等への支援

・ 女性の健康総合センターの体制の充実、相談支援体制の構築

○認知症施策の総合的な推進 135億円（134億円）

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づき、認知症の人に関する理解の増進、認知症バリアフリーの推進、社会参加の確保等に関する認知症施策の推進

・ 認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進及び認知症施策推進計画の策定支援等

○がん対策、循環器病対策等の推進 399億円（406億円）

- 効果的、効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進
- 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築
- リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進等

（ ）内は令和6年度当初予算額。〔 〕内は令和6年度補正予算に計上された事項。

○肝炎対策の推進 1,234億円（1,232億円）

- 肝炎患者等の重症化予防の推進
- 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進
- 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づく給付金等の支給

○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進 1,660億円（1,642億円）

- 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進
- 移植医療対策の推進

・ 臓器提供体制の強化のための医療機関への支援等

○歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進 39億円（38億円）

- 健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進
- 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築
- 健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進
- 地域の実情に応じた介護予防・リハビリテーションの推進等

○食の安全・安心の確保 30億円（29億円）

- 経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化等
- ・ 機能性表示食品等に係る健康被害への対応の強化等

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

○各医療保険制度などに関する医療費国庫負担 10兆2,619億円（10兆1,598億円）

○国民健康保険への財政支援 3,071億円（3,071億円）

○被用者保険への財政支援 1,253億円（1,253億円）

令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

Ⅱ. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進 と多様な人材の活躍促進

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援等

賃上げを起点とした所得と生産性の向上を図るため、最低賃金や賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組への支援や、非正規雇用労働者への支援等を行う。

○最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等 328億円（333億円）

- 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援
- 雇用管理制度の導入等により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援
- 生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等による支援
- ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度に
等

- ・ 最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者向け生産性向上支援
- ・ 生活衛生関係営業者の物価高等への対応に向けた価格転嫁等の取組支援や経営相談支援の実施

（ ）内は令和6年度当初予算額。〔 〕は令和6年度補正予算に計上された事項。

リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、労働移動の円滑化

持続的・構造的な賃上げを実現するため、三位一体の労働市場改革を進める。全世代を対象としたリ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入、成長分野における労働移動の円滑化を促進する。

○リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化 1,593億円（1,633億円）

〈リ・スキリング〉

- 教育訓練休暇給付金の創設等による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進
- 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充
- スキルの階層化、標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進
- 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援
- 生成A Iを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進
- 事業主等が雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した場合の賃金助成の拡充による企業における人材育成の推進等

〈ジョブ型人事〉

- 職務給等に関するヒアリング調査を通じた支援ツールの作成

令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

Ⅱ. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進 と多様な人材の活躍促進

〈労働移動の円滑化〉

- 「job tag」や「しよくばらば」の充実及び活用促進、並びにリ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備及び活用促進
- 成長分野や一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化
- 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の拡充等

人材確保の支援の推進

人手不足分野等における人材確保を推進するとともに、高齢者の社会参加、外国人材の就職支援等による人手不足解消に向けた取組を推進する。

○人材確保の支援

416億円（424億円）

- ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）の増設による医療・介護分野等への就職支援の強化
- 雇用管理制度の導入等により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組み組む事業主への支援（再掲）
- シルバー人材センター等を活用した高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等
- 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握等

- ・ シルバー人材センター会員の就業環境の整備に向けた取組の強化
- ・ 足元の企業倒産の増加に対する未払賃金立替払による対応

（ ）内は令和6年度当初予算額。〔 〕内は令和6年度補正予算に計上された事項。

多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

障害者や高齢者等、多様な人材が能力を発揮しつつ、安心して働き続けられる環境の整備を進める。様々なライフステージに応じた働き方を選択し、意欲に応じて活躍できる社会の実現に向けた取組を行う。

○障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等 1,914億円（2,044億円）

- ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援
- 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進
- 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援
- 非正規雇用労働者に関する、希望する者の正社員転換の促進、働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施、基本給を定める賃金規定の増額改定等への支援、及び「年収の壁・支援強化パッケージ」による支援
- 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進
- 地域若者サポートステーションにおける就労支援体制の強化
- 育成就業制度の施行に向けた必要な体制整備
- 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進
- 産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進等

令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

Ⅱ. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進 と多様な人材の活躍促進

○仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進 1,289億円（301億円）

- 仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援
- 共働き・子育て推進に向けた社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進
- 共働き・子育ての推進のため、両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付や育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設
- 勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進
- 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進
- 勤務間インターバル制度導入促進のための支援
- 年次有給休暇の取得促進及び選択的週休3日制を含めた多様な働き方の環境整備
- 労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施

・ 育児休業取得時等の業務代替支援及び男性の育児休業取得促進に向けた取組支援の拡充

○ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現 67億円（66億円）

- カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進

（ ）内は令和6年度当初予算額。〔 〕内は令和6年度補正予算に計上された事項。

- 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進（再掲）
- 産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進（再掲）

○フリーランスの就業環境の整備 2.3億円（2.1億円）

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル110番における相談支援の実施
- ・ フリーランスの就業環境の整備

女性の活躍促進

女性の活躍促進を支えるため、男女間賃金格差の是正、子育て中の女性等に対する就労支援等に取り組む。

○女性の活躍促進 49億円（48億円）

- 男女間賃金格差の是正に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングの実施等
- マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- 女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等

令和7年度 厚生労働省予算案における重点事項（ポイント）

Ⅲ. 一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現

地域共生社会の実現等

「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。生活困窮者への支援、障害者支援の推進、困難な問題を抱える女性等に向けた支援体制の強化に取り組むと共に、自殺対策、孤独・孤立対策を推進し、地域の実情に応じた共生社会の実現に向けた取組を推進する。

○相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進

728億円（555億円）

- 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援等を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進等

○生活困窮者自立支援等の推進

841億円（730億円）

- 相談対応から入居後までの切れ目のない住まい支援の強化、就労支援・家計改善支援の更なる推進・強化
- 都道府県による被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みの創設

- ・ 居住支援を含む生活困窮者等の支援体制の整備及びNPO法人との連携強化等

○障害者支援の促進、依存症対策の推進

1兆7,101億円（1兆6,218億円）

- 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進
- 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進
- 意思疎通支援事業等の体制強化をはじめとする地域生活支援の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進
- 地域における依存症対策の支援体制整備、民間団体支援等

- ・ 障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援
- ・ 障害福祉における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援
- ・ 障害者就労施設の経営改善等の支援
- ・ 障害福祉分野における食材料費・光熱水費等の支援
- ・ 障害者の社会参加の推進等、共生社会の実現に向けた取組

○成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進

10億円（11億円）

- 中核機関の整備等、市町村・都道府県による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

（ ）内は令和6年度当初予算額。〔 〕内は令和6年度補正予算に計上された事項。

- 新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施等
 - ・ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するための試行的な取組

○困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進

51億円（52億円）

- 官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業の実施
- 女性自立支援施設における就職支援等の充実、支援の質の向上に向けた取組の推進
- 困難事例に対するスーパーバイズの実施、研修体系の見直し等を通じた女性支援を担う者の育成・支援の強化

- ・ 官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化

○自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進

58億円（57億円）

- 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進
- ひきこもり地域支援センターの設置の促進及び体制の充実によるひきこもり支援の更なる推進

- ・ 地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化

戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進

51億円（46億円）

- 戦後80年関連事業
- 現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備

安心して暮らせる年金制度の確立

13兆6,129億円（13兆3,237億円）

- 持続可能で安心して暮らせる年金制度の運営

被災者・被災施設の支援等

157億円（99億円）

- 被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

- ・ 能登地域等に対する復旧・復興の支援、医療施設等の耐災害性強化等
- ・ 能登地域の雇用と事業を下支えするための支援

参考資料

令和 7 年度の消費税増収分の使途について

〈令和 7 年度消費税増収分の内訳〉（公費ベース）

《増収額計：16.3兆円》

○基礎年金国庫負担割合 2 分の 1

（平成 24・25 年度の基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の差額に係る費用を含む）

3.5 兆円

○社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給 等

4.1 兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63 兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

7.5 兆円

（注 1）増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

（注 2）総合算制度の見送りによる 4,000 億円を軽減税率制度の財源としている。

（注 3）「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定財源として、インボイス制度導入に伴う消費税収相当分（令和 7 年度予算約 2,000 億円）の活用を図ることとしている。

令和7年度における「社会保障の充実」（概要）

			(単位:億円)	
事 項	事 業 内 容	令和7年度 予算案	(参考) 令和6年度 予算額	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実 ^(注3)	前年同額	7,000	
	育児休業中の経済的支援の強化 ^(注4)	前年同額	979	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税増収分等の活用分 うち 令和6年度における看護職員、リハビリ専門職などの医療関係職種の賃上げの一部 ・ 医療情報化支援基金	909 1,615 [466] —	1,029 1,498 [350] 172
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 令和4年度における介護職員の処遇改善 ・ 令和6年度における介護職員の処遇改善	前年同額 前年同額 前年同額 前年同額 前年同額 689	1,196 414 524 752 517
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充・子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	前年同額	693
		被用者保険の拠出金等に対する支援	前年同額	900
		70歳未満の高額療養費制度の改正	前年同額	248
		介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	前年同額	1,190
		介護保険保険者努力支援交付金	前年同額	200
		国民健康保険への財政支援の拡充 (低所得者数に応じた財政支援、保険者努力支援制度等)	前年同額	3,816
		国民健康保険の産前産後保険料の免除	前年同額	15
	難病・小児慢性特定疾病への対応	こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止	前年同額	47
		難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	前年同額	2,089
年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	前年同額	644	
	年金生活者支援給付金の支給	前年同額	3,958	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	108	106	
合 計		27,986	27,987	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の着実な実施・社会的養育の充実」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国費分については他省庁分を含む。

令和7年度における「新しい経済政策パッケージ」（概要）

新しい経済政策パッケージについて（平成29年12月8日閣議決定）（抜粋）

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

			(単位:億円)
事 項	事 業 内 容	令和7年度 予算案	(参考) 令和6年度 予算額
待機児童の解消	・ 「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。 ・ 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げ)。 ^(注3)	前年同額	722
幼児教育・保育の無償化	・ 3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。 ^(注3)		8,858
介護人材の処遇改善	・ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。		1,003
高等教育の無償化	・ 少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。 ^{(注3)(注4)}		5,908
合 計		16,983	16,491

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が提出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3) 「待機児童の解消」、「幼児教育・保育の無償化」及び「高等教育の無償化」の国費分については全額こども家庭庁に計上。

(注4) 令和7年度予算案において7,025億円(国及び地方の合計額)を計上。

Ⅲ 主要施策集

I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保 19

- 有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進
 - 次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援 19
 - 医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）の機能強化 19
 - 小児・希少疾病用医薬品等におけるドラッグロス解消に向けた取組の強化 20
 - 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ（疾患登録システム）の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進 21
 - 創薬力強化に向けた早期事業相談・支援の強化 22
 - リアルワールドデータの事業活用、プログラム医療機器の早期実用化に向けた取組の促進 23
 - 再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進 24
- 研究開発によるイノベーションの推進
 - がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進 25
 - 臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化 25
 - 産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発 26
 - 日本医療研究開発機構（AMED）における研究及び厚生労働科学研究の推進 27
- 医薬品等の安定供給の推進
 - 医薬品の供給状況把握のための体制整備 28
 - 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化 28
 - 献血血液の確保対策 30

医療・介護におけるDX、地域医療・介護の基盤強化の推進等 30

- 医療・介護分野におけるDXの推進等
 - 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充 30
 - 介護分野におけるテクノロジー開発・導入促進に向けた支援の推進 31
 - 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化 33

- 地域医療構想・医師偏在対策・かかりつけ医機能等の推進
 - 地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の実現、医師偏在対策に対する支援 34
 - かかりつけ医機能が発揮される制度の施策の推進 36
 - 医師の働き方改革等、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の促進 37
 - ICTや特定行為研修の活用等による訪問看護及び看護師確保対策の推進 37
 - 地域を支える薬局の機能強化、薬局機能の見える化の推進 38
- 地域包括ケアシステムの推進
 - 地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護従事者の確保支援 39
 - 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援 40
 - 保険者機能の一層の推進に向けたインセンティブの強化 42
 - 介護職員等処遇改善加算の取得支援 43
 - 高齢者の住まい支援体制の構築に向けた取組の推進 43
 - 介護施設等の防災・減災対策の推進 44
- 周産期・救急・災害医療体制等の充実
 - 周産期母子医療センター等の周産期医療体制の充実 44
 - ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化 45
 - 災害医療における情報収集機能等の強化、災害時におけるシステム等の活用の推進 46
 - 医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT・災害支援ナース体制の整備・強化等 47
 - 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）による災害対応の強化 49

I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化 50

- 国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等
 - 「UHCナレッジハブ」の設置及び保健システムの強化等の支援を含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた関係国際機関等への拠出、薬剤耐性（AMR）対策に関する研究開発等の推進 50
 - 諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進 53
- 次なる感染症危機に備えた体制強化
 - 国立健康危機管理研究機構の創設による感染症の情報収集・分析体制の強化、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備 54
 - 感染症危機管理の強化に向けた人材育成等の推進 54
 - 平時からの計画的な個人防護具の備蓄 55

予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策の推進等 55

- 予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり
 - 女性の健康総合センターの体制強化 55
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進 56
 - 糖尿病性腎症の重症化予防事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などの保健事業等への支援 56
- 認知症施策の総合的な推進
 - 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づく、認知症の人に関する理解の増進、認知症バリアフリーの推進、社会参加の確保等に関する認知症施策の推進 58
- がん対策、循環器病対策等の推進
 - 効果的、効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進 59
 - 脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築 60
 - リウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進 61

- 肝炎対策の推進
 - 肝炎患者等の重症化予防の推進 62
 - 肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進 62
 - 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づく給付金等の支給 63
- 難病・小児慢性特定疾病対策等の推進
 - 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進 63
 - 移植医療対策の推進 64
- 歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進
 - 健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進 64
 - 地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築 66
 - 健康の維持・増進に向けた栄養対策の推進 66
 - 地域の実情に応じた介護予防・リハビリテーションの推進 67
- 食の安全・安心の確保
 - 経済連携協定の推進による輸入食品増加に伴う監視体制の強化 68

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保 68

- 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担
- 国民健康保険への財政支援
- 被用者保険への財政支援

II. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援等・・・71

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等
 - 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援・・・71
 - 雇用管理制度の導入等により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援・・・71
 - 生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等による支援・・・72
 - ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援・・・72

リ・スキリング、ジョブ型人事（職務給）の導入、労働移動の円滑化・・・73

- リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化
 - 〈リ・スキリング〉
 - 教育訓練休暇給付金の創設等による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進・・・73
 - 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充・・・74
 - スキルの階層化、標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進・・・75
 - 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援・・・76
 - 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進・・・76
 - 事業主等が雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した場合の賃金助成の拡充による企業における人材育成の推進・・・77
 - 〈ジョブ型人事〉
 - 職務給等に関するヒアリング調査を通じた支援ツールの作成・・・77

〈労働移動の円滑化〉

- 「job tag」や「しょくばらぼ」の充実及び活用促進、並びにリ・スキリングのプログラムや施策内容を含む各種情報を可視化するプラットフォームの整備及び活用促進・・・78
- 成長分野や一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野等への労働移動の円滑化・・・79
- 副業・兼業を希望する中高年齢者及び企業の情報を蓄積し、当該中高年齢者に企業情報の提供を行う情報提供モデル事業の拡充・・・80

人材確保の支援の推進・・・80

- 人材確保の支援
 - ハローワークの専門窓口（人材確保対策コーナー）の増設による医療・介護分野等への就職支援の強化・・・80
 - 雇用管理制度の導入等により従業員の定着・確保を図ることに加え、賃上げにも取り組む事業主への支援（再掲）・・・81
 - シルバー人材センター等を活用した高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等・・・81
 - 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握・・・82

II. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組・・・84

- 障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等
 - ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援・・・84
 - 障害者就業・生活支援センターによる地域における就業支援の促進・・・87
 - 就職氷河期世代を含む中高年齢層へ向けた就労支援・・・88
 - 非正規雇用労働者に関する、希望する者の正社員転換の促進、働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施、基本給を定める賃金規定の増額改定等への支援、及び「年収の壁・支援強化パッケージ」による支援・・・89
 - 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進・・・91
 - 地域若者サポートステーションにおける就労支援体制の強化・・・91
 - 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備・・・92
 - 多様な働き方・多様な雇用機会の創出のための労働者協同組合の活用促進・・・92
 - 産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進・・・93
- 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
 - 仕事と育児・介護の両立に向けた、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等を含めた支援・・・94
 - 共働き・共育で推進に向けた社会的機運の醸成、両立支援制度の導入・活用促進・・・95
 - 共働き・共育での推進のため、両親ともに育児休業をした場合に支給する出生後休業支援給付や育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付の創設・・・95
 - 勤務時間、勤務地、職種・職務を限定した「多様な正社員」制度の普及促進・・・96
 - 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進・・・96

- 勤務間インターバル制度導入促進のための支援・・・97
- 年次有給休暇の取得促進及び選択的週休3日制を含めた多様な働き方の環境整備・・・98
- 労働時間の削減等、中小企業の勤務環境改善に向けた支援の実施・・・99

○ ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現

- カスタマーハラスメント対策の取組支援を含む職場におけるハラスメント対策の推進・・・100
- 高齢者の労働災害防止のための環境整備の推進（再掲）・・・100
- 産業保健総合支援センターにおける相談支援の充実等による中小企業等の産業保健活動への支援やメンタルヘルス対策の推進（再掲）・・・101

○ フリーランスの就業環境の整備

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行体制の整備、フリーランス・トラブル110番における相談支援の実施・・・102

女性の活躍促進・・・103

○ 女性の活躍促進

- 男女間賃金格差の是正に向けた民間企業における女性活躍促進のためのコンサルティングの実施等・・・103
- マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施・・・104
- 女性のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等・・・104

【参考】「賃上げ」支援助成金パッケージ・・・105

Ⅲ. 一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現

地域共生社会の実現等・・・・・・・・・・・・・106

- 相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進
 - 属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進・・・・・・・・106
- 生活困窮者自立支援等の推進
 - 相談対応から入居後までの切れ目のない住まい支援の強化、就労支援・家計改善支援の更なる推進・強化・・・・・・・・107
 - 都道府県による被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等を通じた市町村支援の枠組みの創設・・・・・・・・111
- 障害者支援の促進、依存症対策の推進
 - 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進・・・・・・・・112
 - 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進・・・・・・・・112
 - 意思疎通支援事業等の体制強化をはじめとする地域生活支援の推進・・・・・・・・113
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進・・・・・・・・114
 - 地域における依存症対策の支援体制整備、民間団体支援・・・・・・・・114
- 成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進
 - 中核機関の整備等、市町村・都道府県による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進・・・・・・・・115
 - 新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施・・・・・・・・115
- 困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進
 - 官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業の実施・・・・・・・・116
 - 女性自立支援施設における就職支援等の充実、支援の質の向上に向けた取組の推進・・・・・・・・117
 - 困難事例に対するスーパーバイズの実施、研修体系の見直し等を通じた女性支援を担う者の育成・支援の強化・・・・・・・・117

- 自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進
 - 地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的自殺防止対策、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進・・・・・・・・118
 - ひきこもり地域支援センターの設置の促進及び体制の充実によるひきこもり支援の更なる推進・・・・・・・・119

戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進・・・・・・・・・・・・・120

- 戦後80年関連事業
- 現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備

安心できる年金制度の確立・・・・・・・・・・・・・121

- 持続可能で安心できる年金制度の運営

被災者・被災施設の支援等・・・・・・・・・・・・・121

- 被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

○有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進
 ➤次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援

拡
充

次世代バイオ医薬品等創出に向けた人材育成支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
 (内線8485、8463)

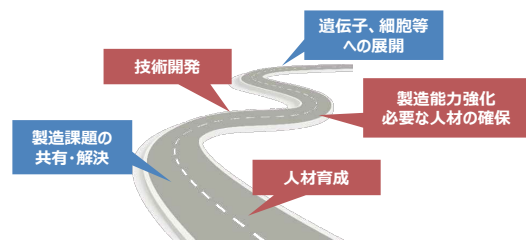
令和7年度当初予算案 1.4億円 (30百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- バイオ医薬品は今後の成長領域であるが、我が国はそのほとんどを海外に依存し、国内製造されていない現状があり、経済安全保障上問題であるほか、国内のバイオCMO/CDMOも限られることから水平分業が進まず、バイオ医薬品の新薬開発にも支障が生じている。
- これまで厚生労働省では、バイオ医薬品開発等促進事業において、高度専門人材育成のための研修を行ってきたが、
 - ・ 国内製造に対する需要を鑑みると、より多くの人材を育成していく必要がある
 - ・ 実際の設備を用いた製造（スケールアップ）等の経験がなければ即戦力とならないが、各企業で実生産レベルの実習は困難であるとの声があがっている。また、新規医薬品のうちバイオ医薬品が占める割合が増加することに伴い、今後、特許切れのバイオ医薬品も増加していくが見込まれる。
- 令和4年度に策定したバイオシミュラーの普及目標達成にあたり、安定的な供給を確保することが重要であるため、国内においてバイオ医薬品の製造技術を持つ人材の更なる育成を中心として、製造能力強化に関する支援をあわせて実施する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- バイオ医薬品の製造に関する課題や解決策を関係者間で共有し、連携を強化するとともに、以下の支援を進める。
- バイオ専門人材の育成を中心として、
 - ・ バイオシミュラーを含むバイオ医薬品の国内生産能力増強
 - ・ バイオ医薬品製造業者の国際競争力強化、水平分業推進等により、国内の医薬品シーズを成功に導く。



支援メニュー（対象：製薬企業、CMO/CDMO）

① 研修施設での人材育成支援

- 製薬企業の社員等に対して、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ等に関する基礎的な研修プログラムを実施し、抗体医薬、新規モダリティを対象とした研修を行う。

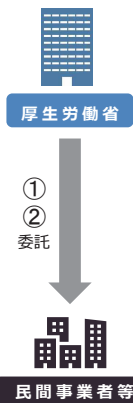
②【拡充】実践的技術研修の実施

- ①研修の上乗せとして、製薬企業等の実生産設備を利用することに対し、受講費を半額支援する。
- 1年間の研修プランにより、一連の製造作業を一人で実施出来る製造技術者レベルを目指す。

4 事業実績

技術研修事業の受講者数 ○座学研修：37名 ○実習研修：43名（令和5年度実績）

3 実施主体等



➤医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）の機能強化

拡
充

創業基盤強化支援事業

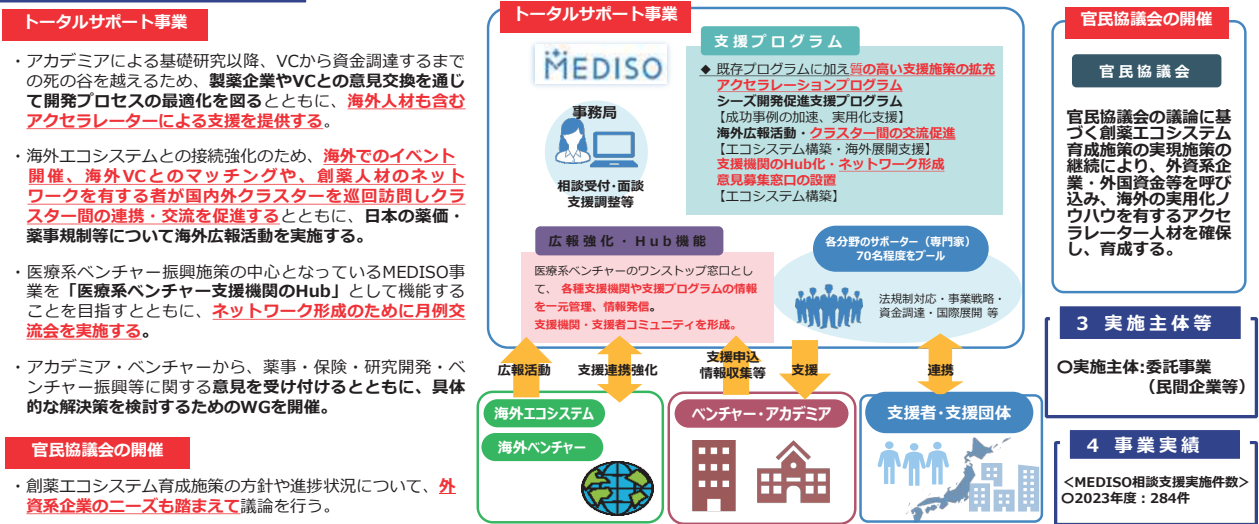
医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線4059）

令和7年度当初予算案 9.3億円 (4.4億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

政府一丸となりスタートアップを産み育てるために策定した「スタートアップ育成5カ年計画」等に基づき、厚生労働省においては、国民の健康の維持・向上、世界の医療水準の向上を担う医療系ベンチャーの振興政策を大胆に展開していく必要がある。我が国の医療系ベンチャーを取り巻くエコシステム構築とともに、成功事例の創出を加速させるため、開発早期から製薬企業・VCの視点を取り入れる開発促進支援のほか、海外エコシステムとの接続強化のための広報活動、支援機関のHub化等、ベンチャー支援施策の強化・拡充を図る。このため、「医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）」の強化・拡充を図るとともに、令和7年度から3年にわたる国庫債務負担行為を要求して、途切れのない支援を実施する。また、創業エコシステムの実現に向けた政策を国内外に示すことが必要であり、外資系の製薬企業・VCもメンバーとする官民協議会を設置する。

2 事業概要・スキーム



新規

小児医薬品開発支援体制強化事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

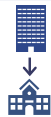
令和7年度当初予算案 30百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

日本において、小児や希少疾病等の医薬品を中心として、ドラッグ・ラグ/ドラッグ・ロスの懸念が生じており、必要な医薬品が迅速に利用できない患者が存在している状況にあると言われている（※）。
小児領域の医薬品開発を促進するため、国立成育医療研究センターにおける小児医薬品開発支援の体制を強化し、小児用医薬品開発のサポート（製薬企業、アカデミア等への開発サポート等）を強化する。

※医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会 報告書（令和5年6月9日）

2 事業の概要・スキーム



厚生労働省

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

(i)小児医薬品開発支援の体制強化

・アカデミア等からの出向者の受け入れ、SMO/CROへの業務委託

(ii)小児医薬品開発支援内容の充実

・新たにアカデミア主導での小児医薬品開発を支援
・開発のサポート（実施の可能性・コンセプト・計画等への助言、関連学会との連携の支援、規制当局対応に関する相談等）
・国内における使用実態等公知申請に必要となる情報収集の支援（小児医療情報収集システム（DB）活用による情報収集を含む）
・開発企業がない小児用医薬品の開発に関して、必要に応じて治験を支援（※）し、企業導出を支援（プロトコル作成助言等）
※国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）臨床研究・治験推進研究事業

(iii)小児治験ネットワークとの連携・体制強化

・小児治験ネットワーク体制の強化、産学官患からなる小児医薬品開発推進のコンソーシアムの立ち上げ事務局機能を担当
・国内小児治験について、小児治験ネットワーク等につなぎ、被験者の組入れを加速化

(iv)小児治験に関する普及啓発・研修の実施

・保護者、患者会：DCTを含む小児治験の普及啓発による患者参画の推進（関係学会と連携）
・医療従事者：小児用医薬品治験に関する理解、DCT治験に関する知識を広めるための講習会を開催
・製薬企業：小児治験ネットワーク及び本支援スキームの普及啓発の強化
・関係学会：治験登録促進の呼びかけ、DCTの理解・普及啓発
等

3 実施主体等

◆ 実施主体：国立研究開発法人 国立成育医療研究センター ◆ 補助率：10/10 ◆ 対象経費：補助金（人件費等）

臨床研究・治験推進研究事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

令和7年度当初予算案 32億円（32億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 有望な医薬品シーズがアカデミアや企業で見いだされても、その後の臨床研究や治験を効率的に実施しなければ、早期の薬事承認に繋がらない。
- 日本で生み出された基礎研究の成果を薬事承認につなげ、革新的な医薬品を創出するため、科学性及び倫理性が十分に担保され得る質の高い臨床研究・治験を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 企業による開発が進まない医薬品についてはアカデミア主導での開発を進める必要があり、関係学会の協力の下で実施される医師主導治験の実施を支援する。
- ・ 医薬品の小児適応に係る研究開発は、ニーズは高いが採算性が低く、企業による開発が進みにくい。医療安全の観点からも、小児での有効性・安全性が確立していない医薬品についてエビデンス構築が求められていることから、小児を対象とした臨床研究・医師主導治験等を促進する。

<支援に係る主なコンセプト>

①患者ニーズの高いもの

疾患の希少性、不採算性等を総合的に考慮し、公益性の高い特定臨床研究・医師主導治験を支援

- 臨床研究・医師主導治験のプロトコル作成
- 特定臨床研究の実施
- 医師主導治験（新有効成分、新効能、新用量医薬品）の実施
- 小児を対象とした特定臨床研究・医師主導治験等の実施
- 認知症を対象とした特定臨床研究・医師主導治験・企業治験等の実施

臨床研究・治験の推進

②疾患登録システム（患者レジストリ）等の活用

疾患登録システムを、薬事承認申請に利用可能な比較対照群等に利活用する、特定臨床研究・医師主導治験の実施を支援

③ Decentralized Clinical Trial（DCT）等の新しい手法の活用

デジタルデバイス、オンライン診療等の新しい技術や訪問診療等を活用し、被験者の安全性やデータの信頼性を担保しつつ、被験者や関係者の負担を軽減し得る臨床試験（Decentralized Clinical Trial；分散型臨床試験）等の新しい手法を活用した特定臨床研究・医師主導治験のプロトコル作成、実施を支援

3 実施主体等

◆ 補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） ◆ 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

令和7年度当初予算案 1.2 億円 (1.2億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、希少疾病用・小児用等の医薬品を中心に、欧米では承認されている医薬品が日本で開発されない、**ドラッグ・ロスの拡大**が指摘されている。
- 我が国にとって医療上必要な医薬品の導入を促進するため、厚労省の検討会(※)において**薬事規制の大幅な見直し**を進めるとともに、その実行のため、**令和6年度より「PMDA小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター」を設置し、以下の対応を進めている。**

- ① 希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大
- ② 小児用薬の開発計画の策定を企業に促しPMDAが確認する仕組みの対応の促進
- ③ 「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」における評価の加速化
- ④ PMDA相談手数料の企業等への補助

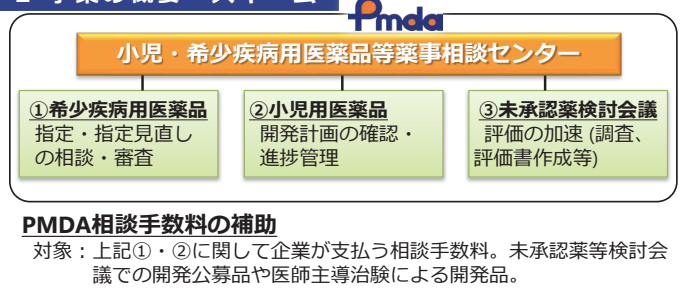
(※) 創薬力の強化・安定供給の確保等のための薬事規制のあり方に関する検討会(令和6年4月報告書とりまとめ)

- 令和7年度は、①見直しに伴う**希少疾病用医薬品の指定増加等に対応するための審査体制の強化**を行うとともに、**②未承認薬等検討会議において学会等の要望を待たずに国が主導的に評価・開発要請を行う新たなスキーム**を導入する。

増加する国内未承認薬



2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体: PMDA

費用内訳:

- ・相談手数料の補助(企業、アカデミア等)
- ・体制確保の人員費: 補助率50/100等

➤ 医薬品・医療機器開発におけるレジストリ(疾患登録システム)の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進

クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業

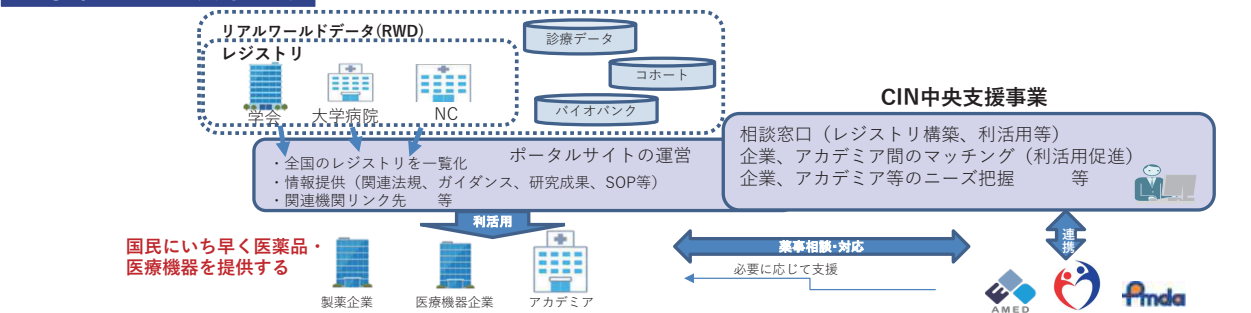
医政局研究開発政策課(内線2542)

令和7年度当初予算案 25百万円 (32百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- <背景> ○ 医薬品等の開発コストを抑える観点から、レジストリを活用した臨床開発手法が注目されている。
○ 業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。
○ これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- <課題> ○ ワンストップサービス拠点における、ポータルサイトのレジストリ情報や各種資料等の継続的な更新が必要。
○ 業界・学会・アカデミアなどから、レジストリ構築、運営等に関する相談機関がほしいとの要望。
○ これら中央支援業務を一元的に管理する拠点を設置し、レジストリの利活用を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆ 実施主体: 一般競争入札(総合評価落札方式)により選定
- ◆ 事業実績: レジストリフォーラム開催 1回、レジストリ相談件数 企業5件(重複あり)・学会3件・アカデミア1件(令和5年度)

クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

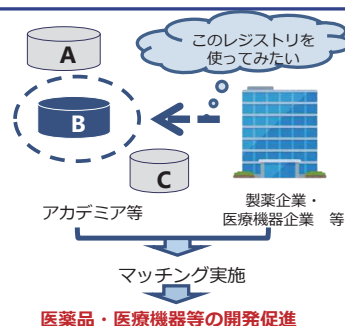
令和7年度当初予算案 54百万円（59百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ＜背景＞ ○ 我が国では、患者数が少なく治験が難しい小児領域や希少疾病領域等での医薬品や医療機器の開発は必ずしも円滑に進んでいるといえない。一方で、希少疾病・難病及び小児分野等を対象としたレジストリは存在するが、それらのデータが企業側の開発に結びついていない。
- これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- ＜課題＞ ○ 依然として業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。
- 企業が研究開発に活用できるレジストリが少ないため、環境を整備し、レジストリの利活用を促進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- （1）レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施し、希少疾病・難病及び小児分野等の医薬品・医療機器開発におけるレジストリの利活用をさらに促進、加速させる。
- （2）企業ニーズに応じたレジストリの改修・新規構築費用を補助する。
（国：企業拠出＝1：1）



3 実施主体等

- （1）実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定 ◆事業実績：マッチング数2件（令和5年度）
- （2）実施主体：公募により選定 ◆補助率：1／2 ◆事業実績：レジストリ改修数3件（令和5年度）

＞創薬力強化に向けた早期薬事相談・支援の強化

新規 創薬力強化のための早期薬事相談・支援事業

医薬局
医薬品審査管理課
（内線2746）

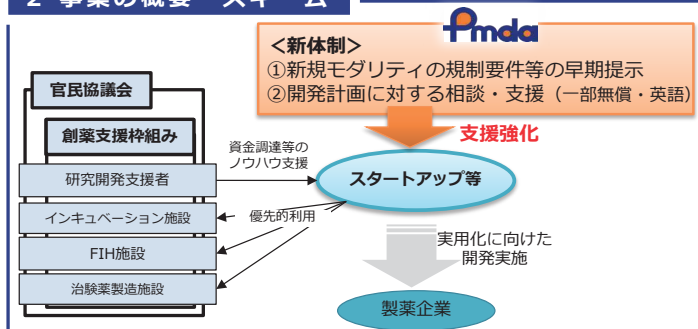
令和7年度当初予算案 56百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 将来のドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスを防ぎ、治療薬の開発を待ち望む患者・家族の期待に応えるため、**我が国の創薬力の強化が喫緊の課題**。
- 特に、国内発の新規モダリティ等の革新的シーズの実用化を推進するためには、有効性・安全性評価等の薬事の視点が重要であることから、PMDAが、各種規制要件や留意事項を早期の段階で示すとともに、アカデミア、スタートアップ等に対し開発の早期段階から相談・支援のパートナーとして伴走することが求められる（※）。
- このため、**国内発の革新的シーズの研究開発に対し、積極的に相談・支援を行うためのPMDAの新たな体制を拡充し、①新規モダリティの規制要件等の早期提示、②個別スタートアップ等の開発計画への相談・支援を強化する。**
特に、国が支援対象とするシーズに対して、**PMDAの相談手数料を無償化**するとともに、**英語での相談・資料提出にも柔軟に対応**する。

（※）「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間取りまとめ

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- ・新体制の人件費：補助率50／100
- ・相談手数料の補助（相談の無償化）
- ・通訳費、翻訳費（英語相談に対応）

拡
充

リアルワールドデータ活用促進事業

医薬局
医薬品審査管理課
(内線2746)

令和7年度当初予算案 33百万円 (33百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 疾患レジストリ、医療情報データベース等のリアルワールドデータ（RWD）を薬事申請で活用するには、**高い水準でのデータの信頼性確保**が求められる。しかし、現状では、疾患レジストリ等の保有者（アカデミア）における知識・経験の蓄積が不足し、薬事申請に活用された事例は極めて少数に留まる。
- そのため、**薬事活用に意欲のある疾患レジストリ等の保有者を選定し、PMDAがデータの信頼性確保の取組を集中的に支援**することで、RWDの活用を促進する。
- 令和7年度は、RWDの更なる活用促進のため、**公的データベース（※）の信頼性確保を支援**を実施する。

疾患レジストリ等を
管理するアカデミア



※「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」において、公的DBの仮名化情報の活用を進めることとされた。

2 事業の概要・スキーム

● RWDの信頼性確保を推進

- 疾患レジストリ等の保有機関や次世代医療基盤法の認定事業者を複数選定し、PMDAと双方向の交流を行い、薬事水準の信頼性確保の方策等を指導
 - ✓ PMDA職員による研修会、訪問指導、レジストリ等の実態確認、マニュアル整備の支援等
 - ✓ 公的データベースの信頼性確保を支援

3 実施主体等

- 疾患レジストリ等の保有者（4機関程度）
 - ・人件費
 - ・マニュアル等の作成費用
- PMDA
 - ・人件費：補助率50/100
 - ・旅費（訪問指導等）
 - ・研修会開催費等

新
規

リアルワールドデータの活用等によるプログラム医療機器実用化促進事業

医薬局
医療機器審査管理課
(内線2901)

令和7年度当初予算案 16百万円 (－) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療機器は、改良や改善が頻繁かつ多様な内容で行われる性質があり、開発をより効率的に行う観点から、従来より、市販後データにより臨床的意義を評価するリバランスに関する考え方を示しており、令和5年11月には、プログラム医療機器において、その特性等を踏まえた二段階承認の考え方を示してきた。
- 他方、医療機器開発では、リアルワールドデータが世界的に活用されており、患者数の限界等で比較臨床試験が実施できない場合の対照データとするなど、医療機器のより一層の開発促進に繋がると考えられている。加えて、プログラム医療機器では、その特性から二段階承認がより活用されると見込まれており、第2段階での臨床評価等にも、リアルワールドデータの活用が期待されている。
- しかしながら、薬事に活用するデータは信頼性が要求されるため、この点が製造販売業者の障壁となっている。特に、プログラム医療機器では、薬事規制に明るくないベンチャー企業やアカデミアの参入も多いと考えられるため、開発の成功事例の共有など、普及啓発を図ることが急務である。

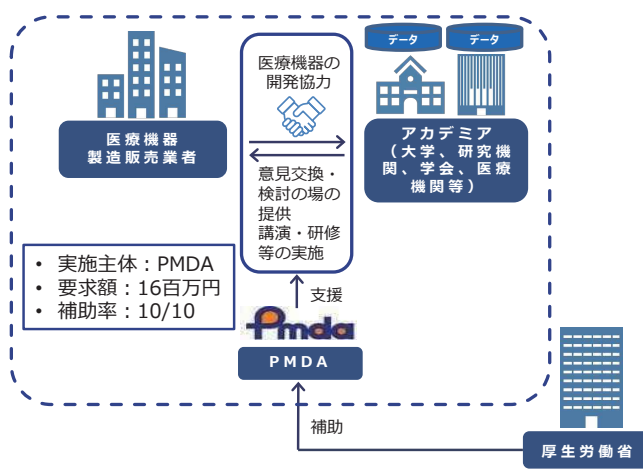
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

リアルワールドデータを活用してプログラム医療機器の開発を実施又は検討している製造販売業者と、データを保有している大学や研究機関、学会、医療機関等のアカデミアを対象に、

①プログラム医療機器の承認申請に使用するデータの信頼性確保に向け、海外の事例も参考に、必要な情報や留意点に関する意見交換・検討の場を設置。ここでの議論を踏まえ、薬事承認に向けたポイント等を纏めたガイドライン（仮）を作成し、普及啓発を図る。

②これまで製造販売承認に至った事例の紹介やノウハウを共有するため、企業における経験者や専門家等を広く招聘し、講演や研修等を実施。

これらの取組を通じて、プログラム医療機器の開発を促進する。



プログラム医療機器の実用化促進事業

医薬局
医療機器審査管理課
(内線2901)

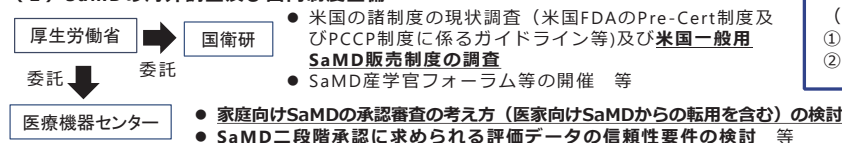
令和7年度当初予算案 30百万円 (46百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- (1) SaMDの海外調査及び国内制度整備
 - ① 国内のSaMDの早期実用化を検討するため、米国FDAのSaMD薬事制度（Pre-cert制度、PCCP制度等）及び米国一般用SaMDの販売制度に係る実態を調査するとともに、SaMD産学官連携フォーラム等の開催による産学官で意見交換を行う。
 - ② SaMDの二段階承認の仕組みの導入に向けた評価データの信頼性を確保する要件等の課題を検討するとともに、「医家向けSaMD」申請資料等の使用による一般消費者向けに使用目的や仕様等を変更した「家庭向けSaMD」の薬事承認の在り方等について検討する。
- (2) 参照国での日本のSaMDの審査結果の受入れ促進
 - ① 医療機器の参照国（東南アジア諸国等）において、日本発SaMDに関するPMDAの審査結果等の受入れが実質的に進んでいない課題がある。
 - ② 海外審査当局が日本のSaMDの承認審査結果や認証結果等を広く参照できるよう、PMDAで審査報告書、認証基準、認証基準策定の考え方等の英語版を公表する事業、及び海外規制当局間でパイ会議等の調整を行う事業を行う。
 - ③ ②を実施するため、国からPMDAに対して嘱託職員1名分を確保する予算を補助する。

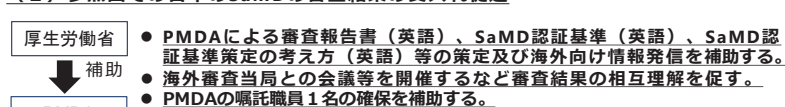
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) SaMDの海外調査及び国内制度整備



- (1) SaMDの海外調査及び国内制度整備
① 実施主体：国衛研・医療機器センター
② 委託金額：2,078万円

(2) 参照国での日本のSaMDの審査結果の受入れ促進



- (2) SaMDの国際評価支援
① 実施主体：PMDA
② 補助金額：929万円
③ 負担割合：国 10/10

再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進

再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト

医政局研究開発政策課（内線4162）

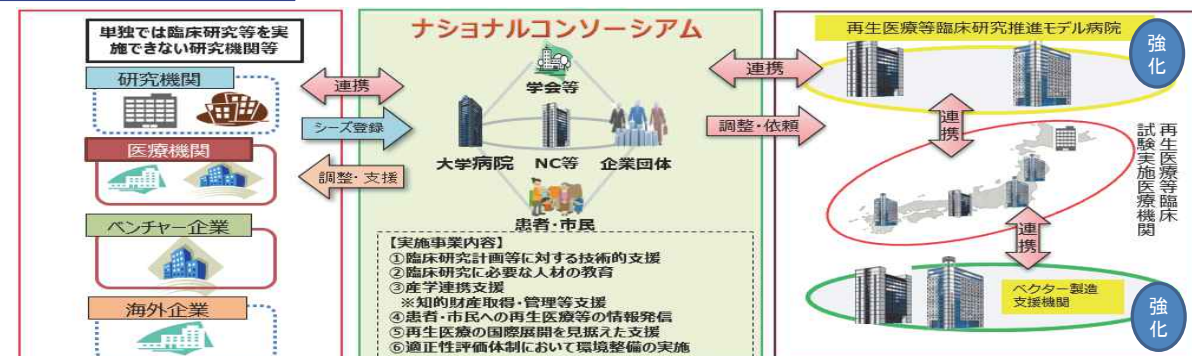
再生医療等実用化基盤整備促進事業

令和7年度当初予算案 3.5億円 (3.5億円) ※()内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額3.0億円

1 事業の目的

- 関係学会を中心とした連合体（ナショナルコンソーシアム）による再生医療の実用化を推進及び再生医療の知識・経験を有する再生医療臨床試験実施拠点機関をハブとした研究基盤の体制整備等を実施してきた。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」について（令和6年6月21日閣議決定）において、iPS細胞を活用した創薬や再生医療等の研究開発の推進及び同分野に係る産業振興拠点の整備、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）」では、iPS細胞等の再生医療・創薬、細胞医療、遺伝子治療の取組を推進するとされている。また、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律案を2024年通常国会に提出し、遺伝子治療に法の適用範囲を拡大した。これらのことから、再生医療等に関する臨床研究支援等のさらなる研究基盤の強化が求められている。
- そのため、拡大が見込まれる再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床研究等にも対応できるよう、令和7年度からは再生医療等臨床研究推進モデル病院及びベクター製造支援機関等の機能・規模の拡充を実施する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募より研究者・民間事業者等を選定

○研究開発によるイノベーションの推進
 ➤がん・難病に対する全ゲノム解析及びゲノム医療の推進

がん・難病の全ゲノム解析等の推進

医政局 研究開発政策課（内線4041、4035、4539）
 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課（内線4607）
 健康・生活衛生局 難病対策課（内線2353）

令和7年度当初予算案
 ※（）内は前年度当初予算額

がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業
 革新的がん医療実用化研究事業
 難治性疾患実用化研究事業

13億円[令和6年度
補正予算額 46億円]
 89億円の内数
 86億円の内数

(16億円)[令和5年度
補正予算額 43億円]
 (約89億円の内数)
 (約85億円の内数)

1 事業の目的

「全ゲノム解析等実行計画2022」（令和4年9月策定）を着実に推進し、国民へ質の高い医療を届けるため、がんや難病患者を対象とした全ゲノム解析及びマルチオミックス解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、民間企業やアカデミア等へその本格的な利活用を促し、診断創薬や新規治療法等の開発を開始する。また、解析結果等の速やかな日常診療への導入や、出口戦略に基づいた新たな個別化医療の実現についても更に推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

■がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

事業実施準備室を国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部内に設置（令和5年3月24日）。厚生労働省が主体となって、組織、構成等の検討を継続。全ゲノム解析等に係る計画の推進を通じた情報基盤の構築や患者への還元、解析結果の利活用に係る体制整備を推進。

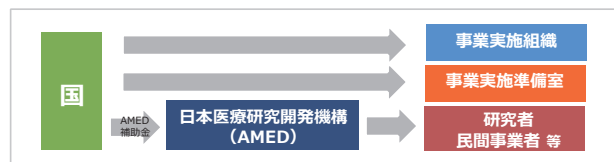
■革新的がん医療実用化研究事業/難治性疾患実用化研究事業

「全ゲノム解析等に係るAMED研究班」は、事業実施準備室と連携し、全ゲノム解析を通じてゲノム医療を一層推進できるように、全ゲノム解析の実施基盤の構築や創薬等への活用、新たな個別化医療の導入に係る研究開発を行う。

◆これまでの事業実績

令和2年度から令和5年度までに行った、
 全ゲノム解析のデータ格納症例数は

約25,000症例



➤臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化

拡
充

臨床研究・治験推進研究事業（アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業）

医政局 研究開発政策課
 （内線4165）

令和7年度当初予算案 5.9億円の内数（5.9億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- アジア諸国における国際的な技術水準を確保する治験実施拠点整備の必要性については、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」（令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定）においても言及されてきたところであるが、今般のCOVID-19拡大に伴い、迅速かつ質の高い、グローバルな臨床研究・治験体制構築の必要性が改めて明らかになった。
- これを受け、日本主導の国際共同治験の強化へつなげ、治療薬等の開発・供給の加速を目指すため、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築を進める。
- 具体的には、ソフト面（現地教育研修）及びハード面（現地拠点構築）の整備や、安定的に臨床研究・治験が実施可能な基盤の構築に当たっての持続性や実施体制の拡大を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（令和3年6月1日閣議決定）において、日本発の国際共同治験が迅速に実施可能となるよう、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを充実させることとされている。
- 一方、ワクチン開発については、試験対象者が健康成人であることや、治療薬に比べて必要症例数が格段に多い（数千例から数万例規模）といった特殊性がある。
- こうしたことから、これまで感染症治療薬の領域で構築した基盤等を活用・発展させる必要があり、ワクチンに特化した研修の実施等により、円滑なワクチン開発に寄与する基盤へと充実を図る。
- 基盤の継続性の確保、臨床研究中核病院を中心とした国内における臨床研究支援人材育成強化に取り組むとともに、国境を越えた分散型臨床試験の体制整備、感染症緊急事態に対応した体制整備、現地拠点の更なる強化を推進することにより、日本主導のアジア地域における国際共同臨床研究・治験の実施体制の強化を図る。



アジア地域の臨床研究・治験体制整備の推進

日本主導の国際共同治験の強化

治療薬等の開発・供給の加速

3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定
 事業実績：2課題採択（令和6年度）

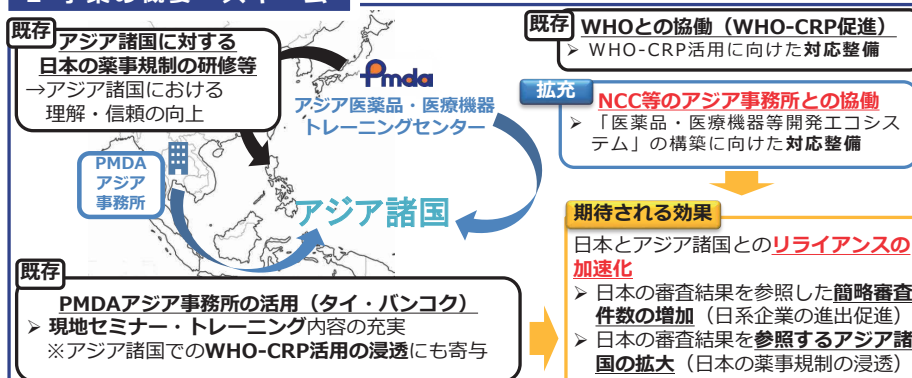
令和7年度当初予算案 2.5億円 (2.3億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「『アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン』実行戦略」(令和2年7月14日健康・医療戦略推進本部決定)等に基づき、**アジア地域における薬事規制の調和とリライアンス(日本の審査結果を参照した相手国での簡略審査)の推進**が求められている。これまで、PMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア規制当局担当者に対する薬事規制制度に関するセミナー・研修を積極的に実施してきた(2016~2023年度までに69の国/地域及びWHOからのべ3,155人(うちアジア諸国から2,736人)の規制当局担当者が参加)。これにより日本の薬事規制に対する理解・信頼が向上し、日本の審査結果を参照する制度(簡略審査制度)を導入するアジア諸国が年毎に増加している。これを更に進めるため令和6年7月にタイ・バンコクに設立したPMDAアジア事務所を活用し、**現地ニーズの直接把握を通じた規制当局向けトレーニングの充実**を行う。
- また、同様にバンコクに海外事務所を設置しているNCC等と連携し、**まずタイに臨床開発環境整備・薬事規制能力強化のための並走・循環型支援システム「医薬品・医療機器等開発エコシステム」の構築**をすすめ、日本の医薬品・医療機器へのアクセスを推進する。**あわせて、アジア諸国におけるUHC達成に貢献することを目標としてこのエコシステムをインドを含む他のアジア諸国に展開するため、必要なニーズ調査を実施する。**
- さらに、WHOがリライアンス推進のため実施している**途上国が先進国の審査結果を参照して簡略審査を行えるよう、個別製品毎にWHOがコーディネートするプログラム(WHO-CRP)**について、WHOと連携し、WHOによる規制当局の認定を含む取り組みを実施し、日本の医薬品・医療機器の利活用を促進する。

目的 ・タイを皮切りに「医薬品・医療機器等開発エコシステム」の構築を進め、**医薬品・医療機器のアクセスを推進する。**
・WHO-CRPの活用を**アジア諸国に普及させることにより、アジア諸国とのリライアンスの加速化**を目指す。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- PMDA
- PMDAアジア事務所の運営のための所要経費(事務所家賃、人件費(常勤・現地採用職員)等)
(国:PMDA=1:1で負担)

産学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発

医薬品プロジェクト

創薬支援推進事業

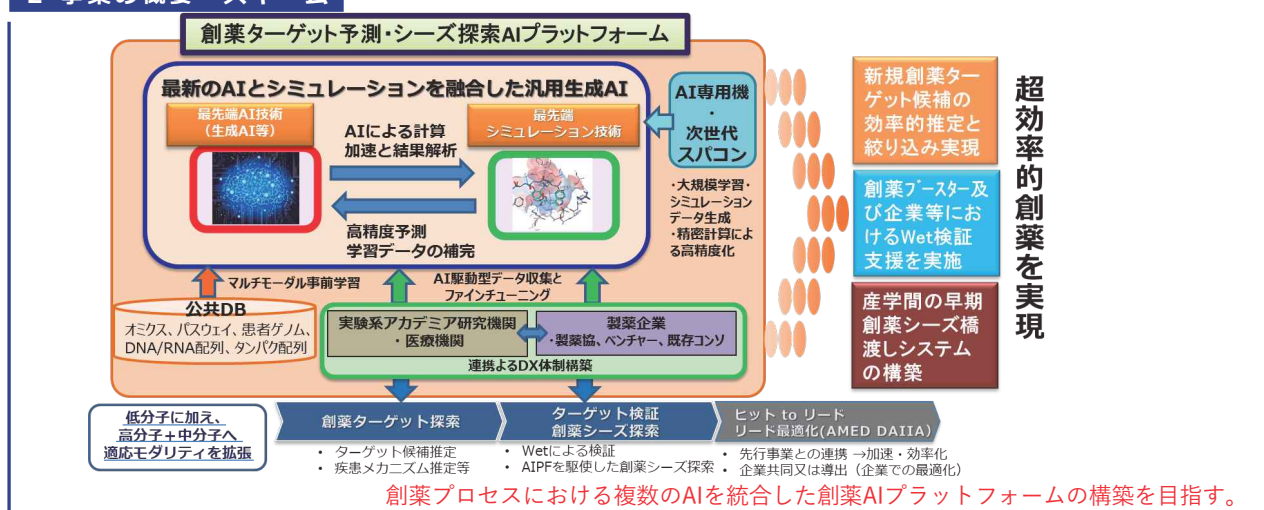
医政局研究開発政策課 (内線4150)

令和7年度当初予算案 35億円の内数 (35億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

最新のAIとシミュレーションを融合した汎用生成AIに基づく“創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム”を構築し、産学連携体制による効率的なデータ収集と予測精度の向上を図り、近年の創薬ターゲットの枯渇に対応すると共に、超効率化創薬を実現する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

補助先: 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) 補助率: 定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

➤ 日本医療研究開発機構（AMED）における研究及び厚生労働科学研究の推進

大臣官房厚生科学課（内線3809）

拡充

日本医療研究開発機構(AMED)における研究の推進（医療研究開発推進事業費補助金等）

令和7年度当初予算案 447億円（443億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 71億円

1 事業の目的

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

「健康医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」等に基づき、医療分野の研究開発について、中核的な役割を持つ国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じ、革新的な医療技術を実用化するための研究開発等を推進する。



3 令和7年度当初予算案の内容

1. 医薬品プロジェクト	161.0億円	5. データ利活用・ライフコースプロジェクト	143.8億円
2. 医療機器・ヘルスケアプロジェクト	14.8億円	6. シーズ開発・基礎研究プロジェクト	3.1億円
3. 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト	60.2億円	7. 橋渡し・臨床加速化プロジェクト	5.9億円
4. 感染症プロジェクト	58.5億円		
		合計	447.3億円

厚生労働科学研究の促進（厚生労働科学研究費補助金等）

大臣官房厚生科学課（内線3809）

令和7年度当初予算案 87億円（91億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 3.9億円

1 事業の目的

厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するとともに、技術水準の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

厚生労働行政の中でも、国民生活の安全（労働安全衛生、食品安全、化学物質安全対策、健康安全・危機管理対策）、適切な保健福祉サービスの提供、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が行う医療分野の研究の成果を国民に還元するための仕組みに関するものなど、社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行う。



3 令和7年度当初予算案の内容

Ⅰ. 行政政策研究分野		Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野	
（1）行政政策研究経費	6.7億円	（1）地域医療基盤開発推進研究経費	3.1億円
（2）厚生労働科学特別研究経費	3.0億円	（2）労働安全衛生総合研究経費	1.2億円
Ⅱ. 疾病・障害対策研究分野		（3）食品医薬品等リスク分析研究経費	13.8億円
（1）がん対策推進総合研究経費	6.0億円	（4）健康安全・危機管理対策総合研究経費	2.0億円
（2）生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費	26.4億円		
（3）長寿・障害総合研究経費	8.1億円	合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）	87.3億円
（4）感染症対策総合研究経費	17.0億円		

○医薬品等の安定供給の推進
 ➤ 医薬品の供給状況把握のための体制整備

新規

医薬品の供給情報等の把握等の体制整備等事業

医政局医薬産業振興・医療情報
企画課（内線2536）

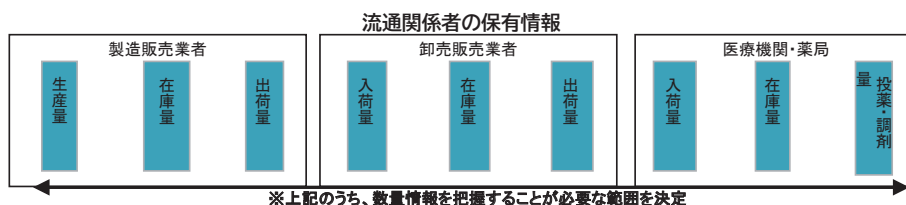
令和7年度当初予算案 2.2億円（－）※（）内は前年度当初予算額 ※デジタル庁計上

1 事業の目的

- 医薬品の品質問題に伴う製造販売業者による医薬品の供給量の減少、新型コロナウイルスの流行等による医薬品の需要増加により、令和2年頃から後発医薬品をはじめ多数の医薬品に供給不足が発生し、今なお、その状況が続いている。
- 現状、国は医薬品の需要量と供給量の実態把握ができていないため、特に医療上必要性が高い医薬品について、平時からの需給状況のモニタリングを通じて、供給不安の「兆候」を早期に把握し、対象となる医薬品の供給状況の把握・関係者への協力要請を迅速に行い、また限定出荷・出荷停止等の供給不安の発生に備えて、対象となる医薬品の市場全体の供給状況を把握・共有することで、製造販売業者による適正量の生産ができる環境を整える体制を構築する必要がある。
- 令和6年3月にコンサルタント業者に委託し、医薬品に関する情報をどのように取得・収集するか、また、情報内容を収集・整理・閲覧するための体制整備の方法を7月までに取りまとめ、当該報告書を踏まえ、費用対効果の観点も踏まえつつ、平時より把握情報の収集・モニタリングを行うことで、供給不足の解消に必要な施策を早期に打ち出すことができるようにする具体的な仕組みを検討する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- 平時より市場全体の医薬品の供給状況や地域ごとの医薬品（成分）の供給不足の兆候を把握する仕組みの実用化に向けた取組を行う。
- 医薬品の需給情報を把握するために、必要な体制を構築する仕様書等を外部に委託して作成する。例えば、システム開発が必要な場合または既存のシステムを活用・連携させることが必要な場合には、システム開発またはシステム改修等に必要となる要件定義書を作成する。
 特に、地域ごとの医薬品（成分）の供給不足の兆候の迅速な把握に向けて、電子処方箋管理サービスにおける薬局の調剤データを活用したモニタリングを開始し、その検証結果を上記システム開発に向けた検討に反映する。



3 実施主体等

実施主体：委託事業（民間企業）

➤ 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化

拡充

GMP管理体制強化等事業

医薬局監視指導・麻薬対策課
（内線2770）

令和7年度当初予算案 43百万円（69百万円）※（）内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 1.1億円

1 事業の目的

- 令和2年度に、後発医薬品メーカーにおいて、製造工程における薬物混入などの重大な違反行為が発覚。健康被害の発生のほか、製品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなど、医療現場に大きな混乱が発生し、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となった。現時点においても、依然として行政処分事例が発生している。
 - 当該事業では、製造記録の二重帳簿の作成や品質試験結果のねつ造など、発見が困難な法令違反が行われており、現在の行政におけるGMP（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）の査察体制では十分対応できていない実態が明らかになっている。
 - 第三者委員会等による調査の結果、原因の一つとして、企業における製造管理及び品質管理に対する意識の低下が指摘されている。
 - 国と都道府県の薬事監視の情報共有を含めた連携体制が必ずしも十分に整備されているとはいえないことも指摘されている。

→ 医薬品医療機器総合機構（PMDA）及び都道府県の調査員の調査能力向上及び均てん化を進め、巧妙な法令違反行為を発見できるようにするとともに、医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMP適合性遵守に関するコンプライアンス意識を向上させることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム、3 実施主体等

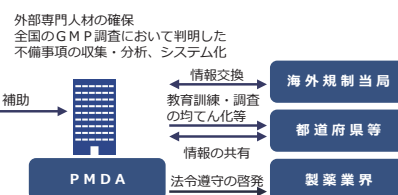
- 国内のGMP査察能力を向上させるため、調査員の教育訓練や都道府県による査察への同行等による知識共有、製造管理等に係る最新技術の情報収集、海外規制当局との情報交換などを行うとともに、外部専門人材の確保を行う。加えて、製造業者の役員、従業員に加え、製造業者を管理監督する製造販売業者や都道府県職員等、GMPに関する全ての関係者を対象とした講習会を開催（令和4年度～）。
GMPに関する講習会の回数を増やし、医薬品メーカーにおける品質確保に係るコンプライアンス意識や品質文化（クオリティ・カルチャー）の更なる醸成を図る。【令和7年度拡充】
- 国と都道府県の薬事監視の速やかな情報共有を含めた連携体制を整備し、薬事監視の質的な向上を図るため、全国のGMP調査における不備事項を収集・分析等する体制を構築。都道府県の調査水準の向上及び均てん化を図るとともに、業界に実践的な啓発活動を行う（令和6年度～）。
- GMP調査における不備事項の収集・分析や無通告立入検査の実施に重要な製造管理・品質管理上リスクの高い製造所の抽出作業をシステム化し、迅速化を図るとともに、複雑な分析を可能とする。【令和6年度拡充（補正予算）】

実施主体等

PMDA、補助率：10/10

事業実績

PMDAによる都道府県GMP調査体制への支援（令和5年度）
 ・都道府県GMP調査への同行：2件
 ・都道府県GMP調査員への研修機会の提供：延べ281人等

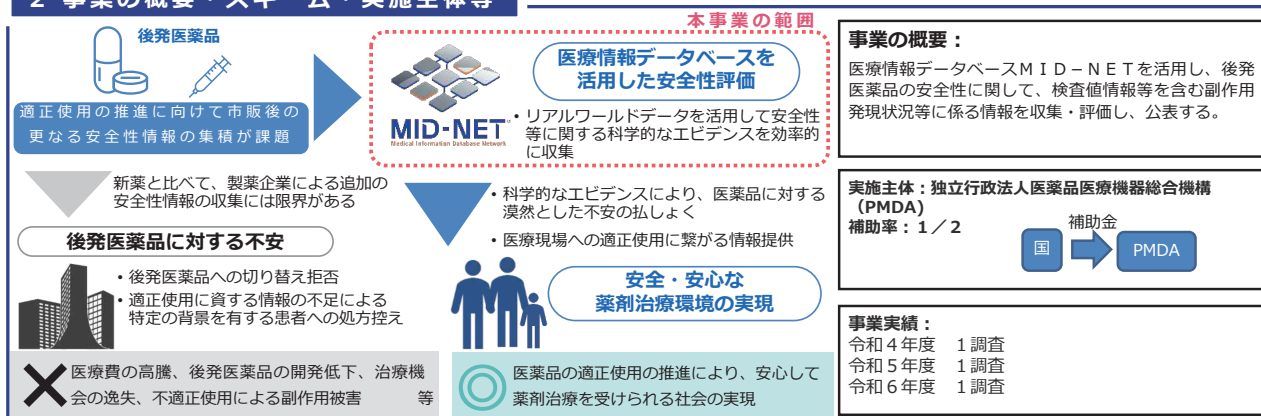


令和7年度当初予算案 53 百万円 (11百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 後発医薬品の普及は医療費の削減において重要であり、引き続き推進していく必要があるが、品質管理問題に端を発し、その安全性に対して国民の信頼が揺らいでおり、普及を推進する上で大きな障壁となっている。
- 国民の後発医薬品への懸念は、先発医薬品と比べてその安全性が遜色ないかという点が大きい。安全性の確保については、適切な製造管理のみならず、添付文書改訂時の医療機関への周知活動等リスク最小化に関する取組みの実施等、種々の因子が影響するが、同一成分を多数の製造販売業者が上市する後発医薬品の特性からも、製造販売業者による横断的な対応には限界がある。
- リアルワールドデータを用いて、実臨床における後発医薬品の副作用の発生状況等を製造販売業者横断的に監視することで、客観性の高い安全性情報を入手・解析し、科学的根拠に基づきその安全性について説明することも重要である。
- 後発医薬品は数量ベースで80%を超え、抗がん剤、抗血栓薬、糖尿病治療薬などの使用者が多い領域も含め引き続き多数の新規成分が上市されていることから、品目数を増やし、調査を加速することで、後発医薬品の信頼性の回復に資する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



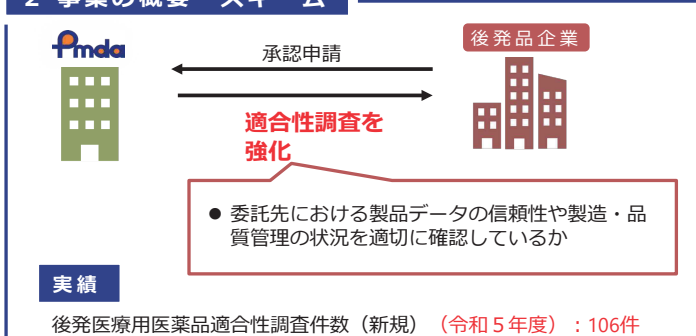
ジェネリック医薬品等の承認申請に係るデータの適合性調査の体制強化事業

令和7年度当初予算案 12百万円 (12百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年の医薬品の品質不良・供給不安については、後発品市場において、**共同開発**(※)や**外部への製造委託**などの導入・活用による多数企業の参入が進み、少量多品目生産構造が生じたことが一因と指摘されている。
(※) 製造販売申請に必要な品質試験等のデータについて、ある企業が取得したデータを他の複数企業間で共有し、同じデータを用いて各社が申請を行うこと。後発品については、平成17年の改正薬事法施行にあわせ、認められるようになった。ただし、委託元の企業自身が、委託先のデータの信頼性や製造・品質管理の体制について、十分に把握し、責任を負うことが必須。
- 本事業では、品質・供給問題の発生を未然に防止するため、**後発品の承認審査に当たり、以下の確認を実施**する。
・適合性調査において、開発・製造を他社に委託する製品について、**委託元(申請者)が委託先における製品データの信頼性や製造・品質管理の状況を確認するための体制や実際の確認状況**について、確認する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：
・人件費(2名)：補助率50/100

献血血液の確保対策事業

医薬局血液対策課（内線2906、2908）

令和7年度当初予算案 20百万円（20百万円）※（）内は前年度当初予算額

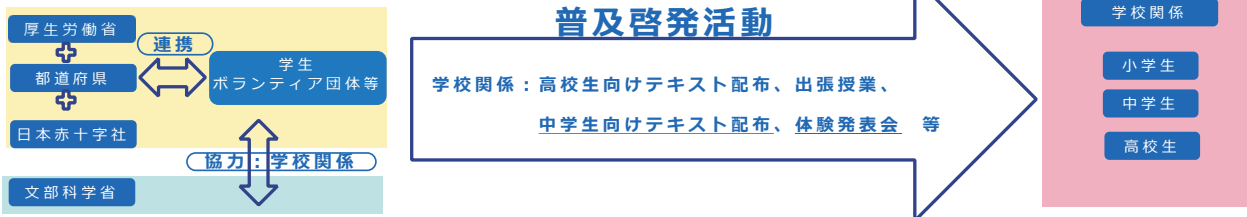
1 事業の目的

・ 毎年、医療需要に応じた血液の確保目標量を達成し、血液製剤の安定供給は確保されているが、近年、免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤の需要が増加傾向にあり、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少しているといった課題がある。将来に亘る必要な血液量の確保に向けて、今後の献血を支える若年層へ献血に関する普及啓発を一層推進する必要があるため、小中学校からの献血教育の推進に向けて、厚生労働省では中学生用テキストを作成するとともに、中高校生を対象にした同世代に対する普及啓発活動の発表会等イベントを開催する事業を行う。

2 事業の概要・スキーム

・ 将来に渡る必要な血液量の確保に向けて、献血可能年齢前である中学生を対象に、献血制度の理解促進とともに、中学生でも活動できる献血ボランティアを紹介したテキストを印刷・製本し、全国の中学校の生徒1学年分を対象に発送する。

・ 効果的な普及啓発に当たり、中高校生の部活動や生徒会活動の一環として行われている献血の普及啓発活動について、同世代に対する活動により関心を生む効果も期待されるため、生徒の学生ボランティア団体の活動を促進する体験発表会等イベントを開催する。令和6年度にイベント開催に向けた体制を整備する。令和7年度は、好事例の募集・選定を行い体験発表会等イベントを開催し、発表内容を周知することで今後の献血を支える若年層へ訴えかけ、献血に関する普及啓発を一層推進していく。



3 実施主体等

実施主体: 国

○医療・介護分野におけるDXの推進等
➤ 科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充

科学的介護データ提供用データベース構築等事業

老健局老人保健課（内線3944、3800）

令和7年度当初予算案 4.2億円（4.7億円）※（）内は前年度当初予算額（国庫債務負担行為（令和6年度～8年度））※令和6年度補正予算額 2.0億円 ※デジタル庁計上
※顕名LIFEの工程管理は、新規国庫債務負担行為（令和7年度～9年度）

1 事業の目的

○ 介護サービスの質向上に向けて、令和3年度から運用を開始した科学的介護情報システム（LIFE）を活用したPDCAサイクルを推進するため、取得したデータの分析結果等について、介護事業所に提供を行っている。

○ LIFEシステムは令和7年度後半より、介護情報基盤の運用開始に伴って顕名データを収集し利活用するLIFEシステム（顕名LIFE）に変更になる予定。これを踏まえ、本事業では、既存の匿名データを収集するLIFEシステム（匿名LIFE）の運用・保守及び顕名LIFEの工程管理を実施する事業として位置づける。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

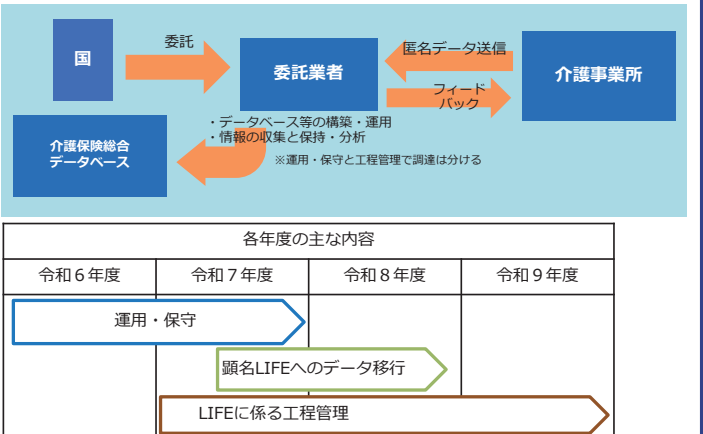
○ 事業の概要

- ・ 匿名LIFEについて令和7年度においても引き続き運用・保守を行う。
- ・ 令和7年度後半より運用を開始する、国保中央会所管の顕名LIFEへの移行に向けたデータ移行を行う。
- ・ 顕名LIFEの開発に係る要件定義、関係者調整等の工程管理を行う。

○ 所要額
（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費
（目）情報通信技術調達等適正
・ 効率化推進委託費：418,889千円

○ 実施主体：民間事業者

○ 事業スキーム



介護テクノロジー開発等加速化事業（旧：介護ロボット開発等加速化事業）

老健局高齢者支援課（内線3875）

令和7年度当初予算案 3.2億円（4.9億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 5.8億円

1 事業の目的

- 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用を推進しているところであるが、このためには、介護現場に対する導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護テクノロジー市場に参入しやすい環境を整備する必要がある。
- 本事業では(1)R6年度補正予算において実施するCARISO（CARE Innovation Support Office）を運営し、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に対する総合的な支援を行うとともに、(2)介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（1）介護テクノロジーの開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業

- 相談窓口の整理（全国15→10箇所）
- 地域における介護生産性向上総合相談センター（基金事業）の支援事業（中央管理事業）
- 介護現場における実証フィールドの提供

（2）福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

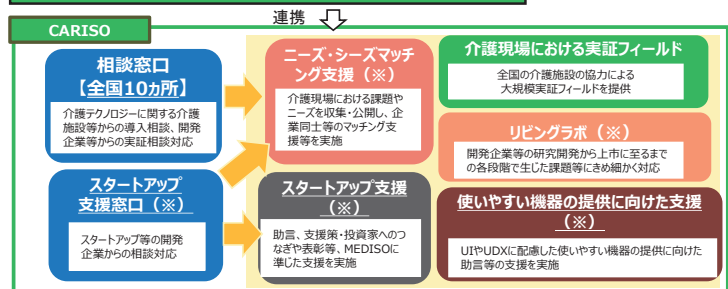
- 介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等を行う。

- ・ 下線は令和7年度拡充分
- ・ 右記の（※）書き事業は令和6年度補正予算により実施



介護テクノロジーの開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業

中央管理事業：介護生産性向上総合相談センター（基金事業）の運営支援



福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

プラットフォーム事業の機能を補完し、介護ロボットの開発・普及の各段階にて必要となる各種支援を実施

① 地域フォーラムの開催

② 介護ロボット開発企業連絡会・全国フォーラムの実施

③ 介護ロボット開発・導入の助成金調査、介護ロボット選定の選定に資する表示項目の策定・周知

効果測定事業（※）

大規模実証 実証フィールド施設等の協力を得て、介護ロボット導入の大規模実証を実施、検証

拡
充

介護テクノロジー導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

老健局高齢者支援課（内線3875、3876）

令和7年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内訳（97億円の内訳）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※下線部は令和7年度までの拡充分。太字は更に今回変更する部分。

2 補助対象

- 【介護ロボット】
- 「**介護テクノロジー利用における重点分野**」（令和7年度より改定）に該当する介護ロボット（カタログ方式を導入）
- 【ICT】
- 介護ソフト、タブレット端末、インカム、クラウドサービス 業務効率化に資するバックオフィスソフト（転記等の業務が発生しないこと、環境が実現できている場合に限り）等
- 【パッケージ型導入】
- 見守り機器等の複数のテクノロジーを運動することで導入する場合に必要な経費
- 【その他】
- 第三者による業務改善支援等にかかる経費
- ※養護老人ホーム等を対象に追加

4 実施主体、実績

事業	R1	R2	R3	R4
介護ロボット導入支援事業（※1）	1,813	2,297	2,720	2,930
ICT導入支援事業（※2）	195	2,560	5,371	5,075



3 補助要件等

介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出の上、一定の期間、効果を検証できるまで報告すること

第三者による業務改善支援又は研修・相談等による支援を受けること

（入所・泊まり・居住系）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること

（在宅系）令和7年度内にケアプランデータ連携システムの利用を開始すること

【介護ロボット】			【ICT】		【パッケージ型導入】	
区分	補助額	補助台数	補助額	補助台数	補助額	補助台数
○移乗支援	上限100万円	必要台数	● 1～10人 100万円	必要台数	上限400～ 1,000万円	必要台数
○入浴支援			● 11～20人 150万円			
○上記以外	上限30万円		● 21～30人 200万円			
			● 31人～ 250万円			
			※職員数により変動しない場合は一律250万円			

補助率 以下の要件を満たす場合は3/4を下（これ以外の場合は1/2を下）	
共通要件	・職場環境の改善を図り、収支が改善された場合、職員賃金への還元することを導入効果報告に明記 ・第三者による業務改善支援を受けること
介護ロボット	・見守り、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用すること（入所・泊まり・居住系に限る） ・従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこと ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること
ICT	（在宅系）・ケアプランデータ連携システムを利用し、かつデータ連携を行う相手となる事業所が決定していること（それ以外）以下のいずれか ・LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること ・文書量半減を実現させる導入計画となっていること
パッケージ型導入	・介護ロボット・ICTの要件をいずれも満たすこと。ただし、ICT（それ以外）に記載の要件は全て満たすこと

令和7年度当初予算案：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数（97億円の内数）

1 事業の目的

- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に関する取組について、ワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施し、様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなげる。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICTの導入その他生産性向上に関する支援・施策を実施するほか、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者等に対し、ワンストップ型の相談支援を実施する。

【実施事項(必須)】

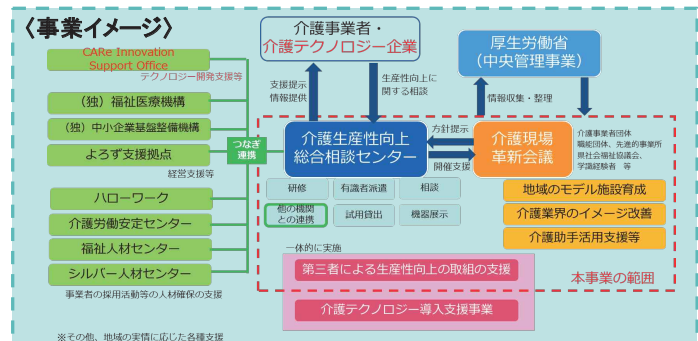
- 介護現場革新会議の開催
- 介護生産性向上総合相談センターの設置
(介護ロボット・ICT等に係る相談窓口事業)
- 人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携

【実施事項(任意)】

- 介護事業所の見える化に関する事業
- その他地域の実情に応じた各種支援事業



令和5年度センター設置実績：5道県



※改正介護保険法により、都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務規定が令和6年4月から施行

介護事業所における生産性向上推進事業

令和7年度当初予算案 1.3億円（1.4億円）※()内は前年度当初予算額

(※) 下線は令和7年度拡充分

1 事業の目的

- これまで、国として生産性向上ガイドラインやセミナーにより、自治体主導での介護現場革新・生産性向上の取組を推進している。
- デジタル行財政改革会議で、介護現場におけるデジタル化を加速化させるために、生産性向上方策の周知件数の増、デジタル中核人材の養成人数の増がKPIとして示されている。
- このため、生産性向上に係るセミナー、気運を盛り上げるためのフォーラム、デジタル活用に特化した人材養成研修を着実に実施する。
- 加えて、R6年度より開始する「生産性向上推進体制加算」や補助金により事業所より収集した取組効果のデータを、さらに有効活用しフィードバックする方策について検討する。

2 事業の概要

①生産性向上に係るセミナー等の実施

介護事業所が主体的に生産性向上に取り組めるよう、生産性向上ガイドラインの理解促進、好事例の横展開等を目的としたセミナーや、デジタル活用に特化した人材養成研修、生産性向上の気運を高めるためのフォーラムを開催し、生産性向上の取組の普及・加速化を図る。

②ICTの効果的取組の横展開に関する調査研究

生産性向上推進体制加算や補助金により事業所より収集した取組効果データを活用しフィードバックする方策を検討する。

③「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」に係る事務局の設置

「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」について、都道府県との調整や情報の取りまとめ、選考委員会の運営等、事務局としての業務を実施するとともに、表彰を通じた好事例の普及促進を図る。

3 実施主体等



4 事業実績等

令和5年度 セミナー参加事業所（法人）数 2,146

ケアプランデータ連携システム構築事業

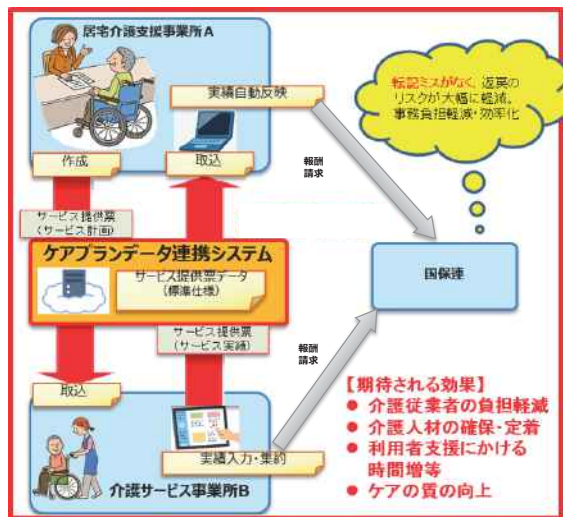
老健局高齢者支援課（内線3937）

令和7年度当初予算案 1.7億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額：95百万円

1 事業の目的

- 介護現場の負担軽減を加速化するため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを国保中央会に構築（令和5年度本格運用開始）。
- 令和5年度から継続して、システム導入当初に運営基盤の安定化を図るための予算を措置する。

2 事業の概要・スキーム



<参考：令和6年度補正予算により実施>

【主なシステムの改修】

- ①サーバーOSの更新に伴う対応
- ②ケアプランデータ連携標準仕様Ver4.0追加対応（第3表CSVのPDF変換機能）
- ③トライアル機能の追加

3 実施主体等



4 事業実績等

利用事業所数7,624（令和6年6月7日時点）

医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化

新規

医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業

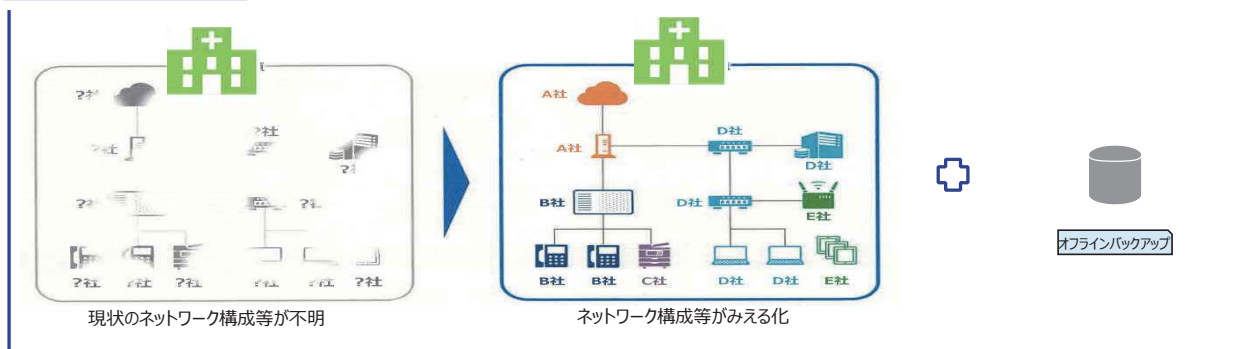
医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室（内線4497）

令和7年度当初予算案 11億円（-）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度第補正予算額 13億円

1 事業の目的

- 厚生労働省では、医療機関に対して委託先事業者と連携し、全ての外部ネットワーク接続点を確認することを求めているところ。
- 中・大規模病院は多数の部門システムで構成されているため、各システムを提供する事業者と個別に連携しても、全てのネットワーク接続を俯瞰的に把握することは困難である可能性がある。
- ランサムウェア対策にはオフラインバックアップが有効であることを踏まえ、厚生労働省では、医療機関に対して、オフラインでのバックアップデータの保存を求めている。
- 医療機関におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備を支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

補助先：専門機関等

○地域医療構想・医師偏在対策・かかりつけ医機能等の推進

➤地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の実現、医師偏在対策に対する支援

地域医療介護総合確保基金（医療分）

医政局地域医療計画課（内線2771）

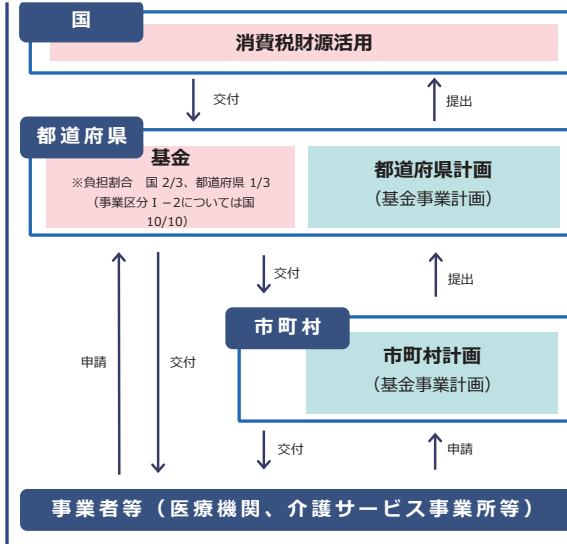
令和7年度当初予算案 613億円 (733億円) ※()内は前年度当初予算額

※国負担：医療分 613億円
※公費：医療分 909億円

1 事業の目的

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保、勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援助力（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置、各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・ 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・ 事業主体間の公平性など公正性、透明性の確保
 - ・ 診療報酬、介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間）
 - 医療費の収入、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまと、都道府県計画を作成**

4 対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 医療施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

5 事業実績

- ◆ 令和5年度交付決定額：522億円（47都道府県で実施）

入院・外来機能の分化・連携推進等に向けたデータ収集・分析事業

医政局地域医療計画課（内線2661）

令和7年度当初予算案 3.9億円(3.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

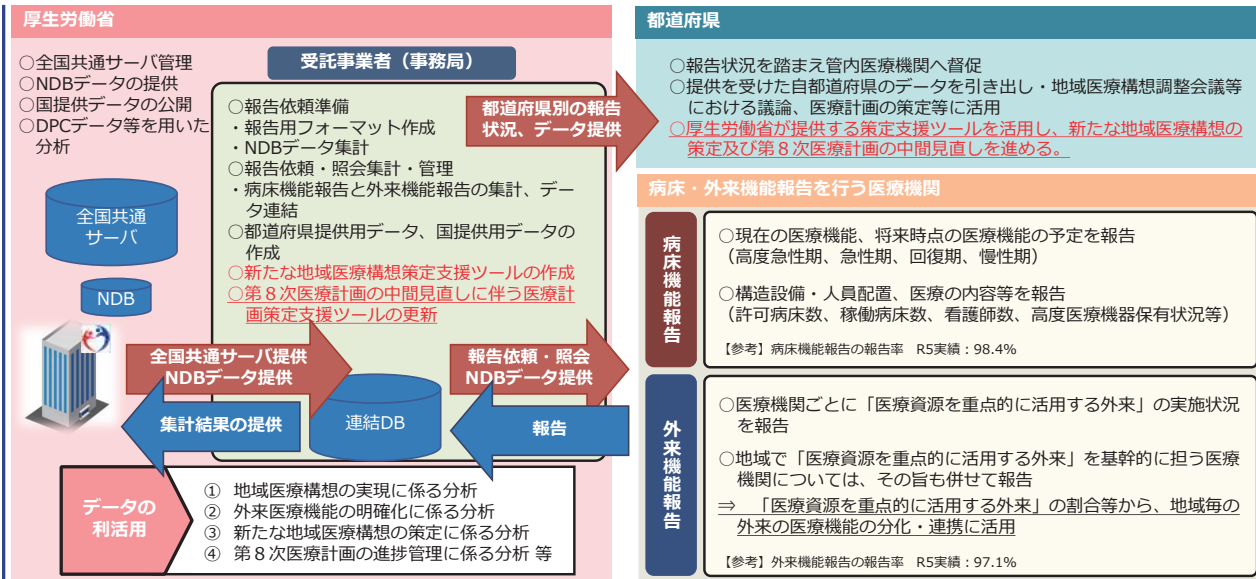
「経済財政運営と改革の基本方針」及び「全世代型社会保障検討会議」等の示す政策工程への対応や、地域医療構想の実現、第8次医療計画（医師確保計画・外来医療計画を含む）の進捗管理等に活用するため、病床機能の分化・連携に向けた病床機能報告及び外来機能の分化・連携に向けた外来機能報告の集計等を引き続き実施する。

また、現行の地域医療構想は2025年度までであり、今後、都道府県において、新たな地域医療構想を策定する必要があることから、策定に当たって必要となる策定支援ツールを当該事業において開発し、各都道府県に提供する。

2 实施主体

委託事業
(公募等により決定)

3 事業の概要・スキーム



令和7年度当初予算案 2.0億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

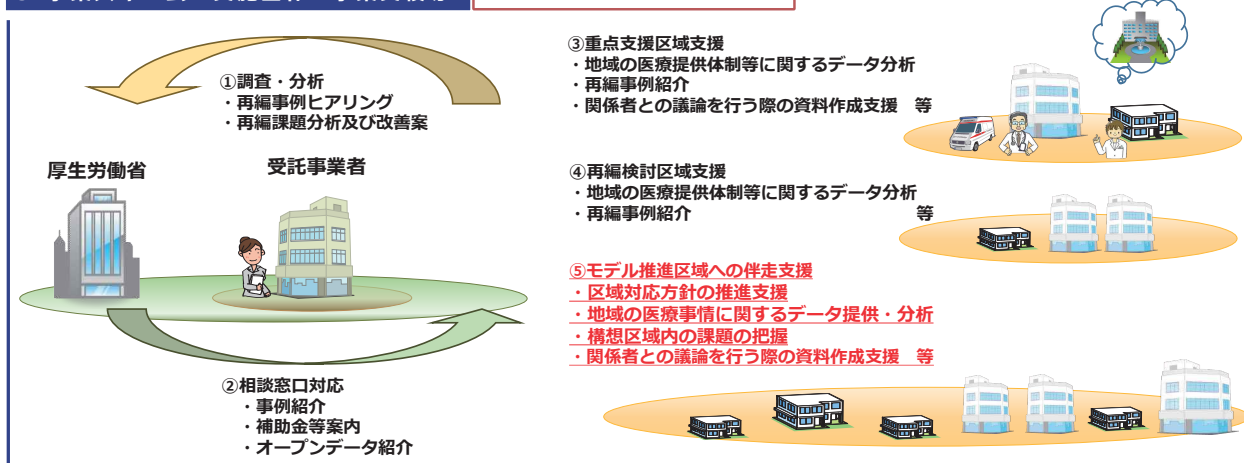
- 地域医療構想の中で特に実施が困難な複数医療機関の再編について、その検討段階から、相談、事例紹介、調査・分析等を通じて、実現までの支援を行う。
- 重点支援区域等への支援で得られた知見や過去の再編事例等の調査を通じて、地域医療構想を推進する上での課題に対し、参考となる有効な分析、制度等の活用・改善策を検討する。
- モデル推進区域への区域の課題解決に向けてアウトリーチの伴走支援を行う。

2 事業の概要

- ① 地域医療構想を推進するための課題の調査・分析
- ② 再編等を検討している医療機関等からの相談窓口対応
- ③ 国が重点的に支援する重点支援区域への再編の支援（事例紹介、データ分析 等）
- ④ 重点支援区域への申請の前段階の再編を企画・検討する区域に対する支援（重点支援区域の設定の要否を判断するまで支援）
- ⑤ **モデル推進区域へのアウトリーチの伴走支援**

3 事業スキーム・実施主体・事業実績等

実施主体：委託事業（コンサル等）

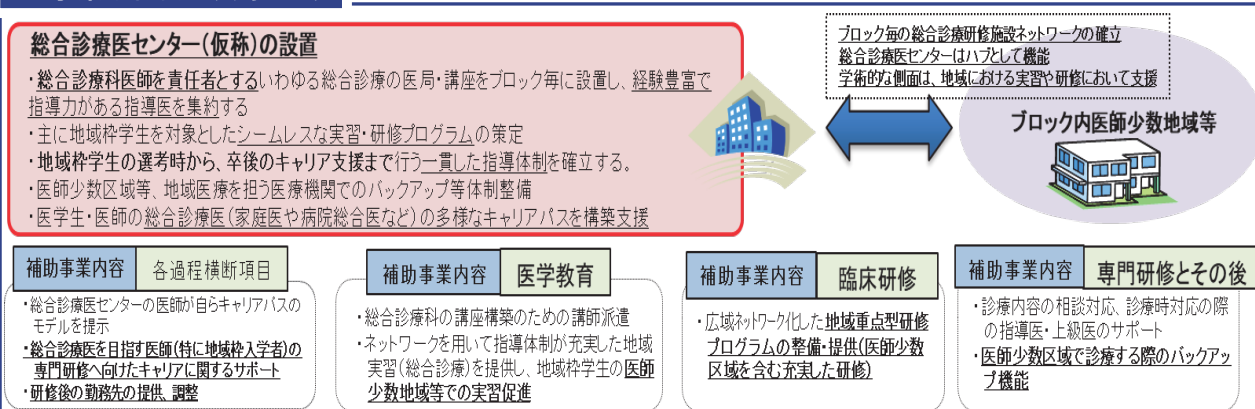


令和7年度当初予算案 4.5億円（3.0億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 1.1億円

1 事業の目的

- 経済財政運営と改革の基本方針2024において、総合的な診療能力を有する医師の育成や、リカレント教育の実施等の必要な人材を確保するための取組を実施することとされており、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のひとつとして、幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医の養成を推進することを目的としている。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：医師養成課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく大学
- ◆補助率：定額 ◆事業実績：令和5年度交付対象大学数→8大学

かかりつけ医機能普及促進等事業

医政局総務課（内線4057）

令和7年度当初予算案 75百万円（75百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、令和7年度より「かかりつけ医機能報告制度」が施行される。
- 本制度において、医療機関からかかりつけ医機能に関する報告を求め、これをもとに、都道府県において地域関係者との協議の場で必要な機能を確保する具体的方策の検討を行うこととなっている。
- 本事業は、各自治体においてかかりつけ医機能報告制度が円滑に運用されるとともに、地域において必要なかかりつけ医機能が普及・推進されるための支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

都道府県によるかかりつけ医機能報告制度の運営



主な事業内容

- ① **かかりつけ医機能の発揮に係る取組好事例の横展開等**
例）自治体や医療機関等における取組好事例の横展開やかかりつけ医機能に関する実態等の調査を行う。また、それらにより得られた知見も踏まえて、かかりつけ医機能報告運用ガイドラインの見直しを行う。
- ② **かかりつけ医機能報告制度の運営を行う地方自治体への伴走支援等**
例）地方自治体がかかりつけ医機能報告制度を円滑に運用できるよう、直面する課題等に対する支援を行う。
- ③ **地方公共団体や医療機関等に対する制度周知等**
例）かかりつけ医機能が発揮される制度について、効果的に周知するための資料作成や説明会等を開催する。

3 実施主体等

実施主体：コンサル等
事業実績：かかりつけ医機能報告制度にかかる現状の課題等进行分析・検証した件数6件

新規

かかりつけ医機能研修事業

医政局総務課（内線4057）

令和7年度当初予算案 10百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

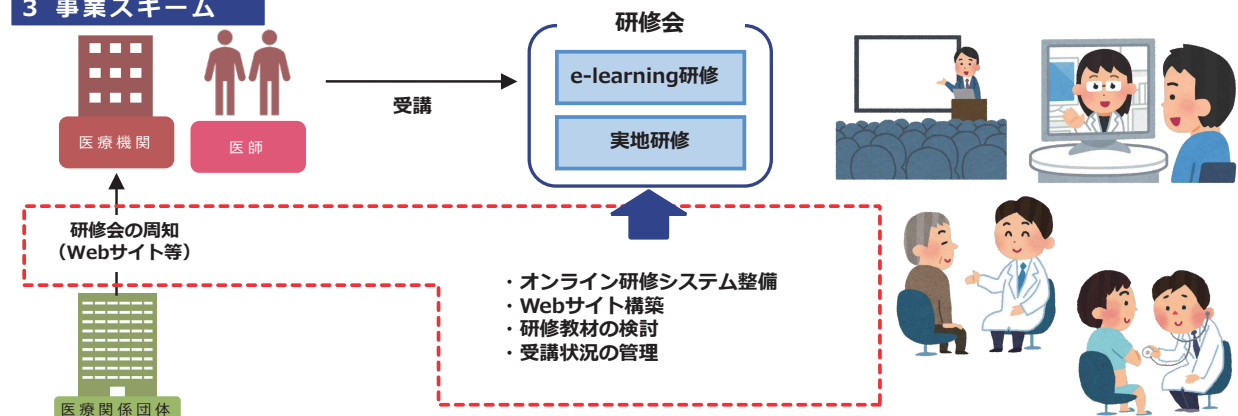
- 令和5年5月に成立した改正医療法において、「かかりつけ医機能」が「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置、その他の医療の提供を行う機能」と定義された。
- 地域によって大きく異なる人口構造等の変化に対応し、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現するためには、幅広い診療領域の全人的な診療を行う医師の増加を促していく仕組みが必要となっている。
- そのため、地域で新たに開業し地域医療を担うことを検討している病院勤務医や、既に地域の中小病院や診療所がかかりつけ医機能を担っている医師等が研修を積む研修体制の整備等を支援するもの。

2 事業の概要・実施主体等

かかりつけ医機能を担う医師の養成に必要な研修体制の整備等にかかる経費の補助を行う。

- 補助先：医療関係団体
- 補助対象経費：謝金、旅費、会場借料費、通信費、事務局経費等
- 基準額：10,000千円 ○ 補助率：定額

3 事業スキーム



➤ 医師の働き方改革等、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組の促進

医療従事者勤務環境改善推進事業

医政局医事課（内線4409）

令和7年度当初予算案 19百万円（19百万円）※（）内は前年度当初予算額

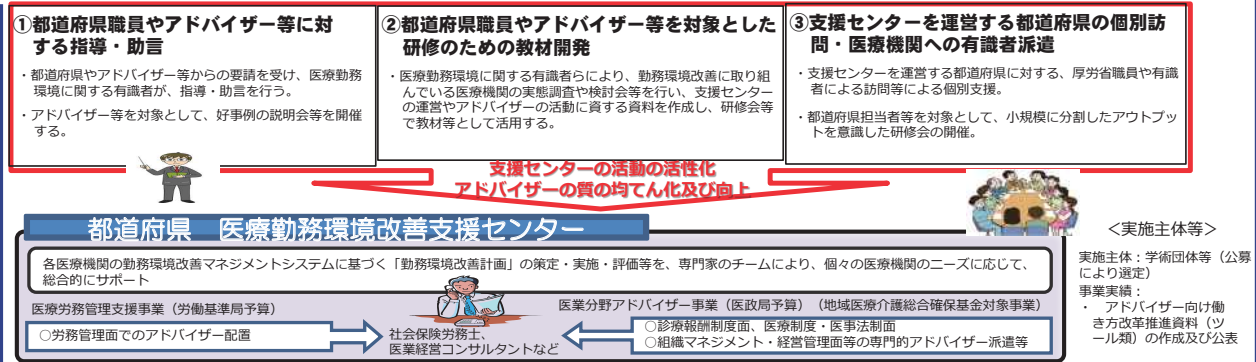
1 事業の背景

- 医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成26年10月1日施行）に基づき、勤務環境改善マネジメントシステム（※1）が創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センター（※2）が設置されている。
（※1）医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み
（※2）医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う体制を各都道府県で整備。センターの運営には「地域医療介護総合確保基金」を活用。平成29年3月、全都道府県に設置済み。

2 事業の概要・目的

- 医療勤務環境改善支援センターは、各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を総合的にサポートしているが、各都道府県により設置時期や取組状況が様々であることから、①有識者による、都道府県職員やアドバイザー等に対する指導・助言、②支援センターの運営やアドバイザーの活動に資する資料の作成を委託事業により実施し、支援センターの活動の活性化やアドバイザーの質の均てん化とその向上③支援センターの活動に対する、厚労省職員や有識者による訪問等による支援、支援センターを運営する都道府県等に対して有識者による個別支援、都道府県担当者等を対象とする研修会を、小規模に分割開催し、知識のインプットにとどまらず、アウトプットを意識した研修会の開催を行う。

3 事業スキーム・実施主体等



➤ ICTや特定行為研修の活用等による訪問看護及び看護師確保対策の推進

中央ナースセンター事業

医政局看護課（内線4195）

令和7年度当初予算案 2.6億円（2.4億円）※（）内は前年度当初予算額

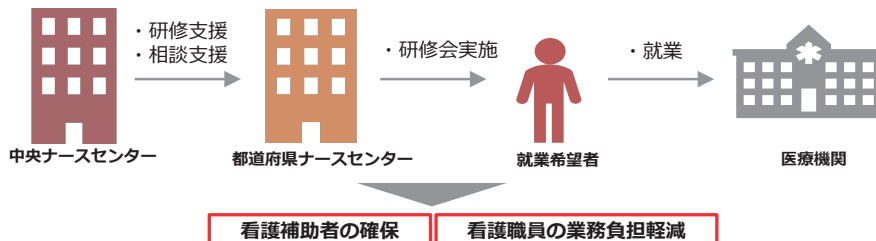
1 事業拡充の目的

- ・ 少子高齢化の進行に伴い、現役世代（担い手）の急減が見込まれる中で、今後の増大する看護ニーズに対応していくためには、看護職員の確保が必要であるものの、依然として医療機関等における看護職員の確保は重要な課題となっている。
- ・ このため、看護職員のタスク・シフト/シェアに資するよう、看護補助者の就業支援を行うため、看護補助者として就業を希望する者に対する研修を実施し、看護補助者の確保を図る。

2 事業拡充の概要

看護補助者に対する就業支援（24百万円）

都道府県ナースセンターが看護補助者として就業を希望する者に対して、医療機関で従事するために必要な知識・技能についての研修を実施できるよう、中央ナースセンターにおいて、研修実施等の支援を行う。



3 実施主体等

- ◆実施主体：公益社団法人 日本看護協会 ◆補助率：定額（10/10相当）

特定行為研修の組織定着化支援事業

医政局看護課（内線4195）

令和7年度当初予算案 1.8億円（1.8億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 98百万円

1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了者の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため指定研修機関である医療機関等において、組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了者の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援し、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。

2 事業の概要等

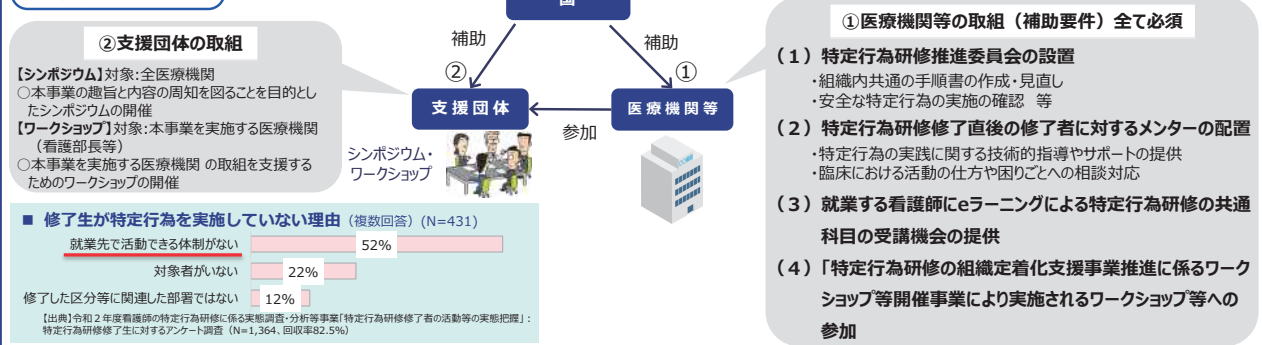
- ① 指定研修機関である医療機関等に対し、看護師に共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催する。

○実施主体：①医療機関である指定研修機関等
②関係団体

○補助率：①1/2 ②10/10

○事業実績：①68施設 ②1団体（令和5年度）

事業スキーム



＞地域を支える薬局の機能強化、薬局機能の見える化の推進

全国薬局機能情報提供制度事業

医薬局総務課（内線4219）

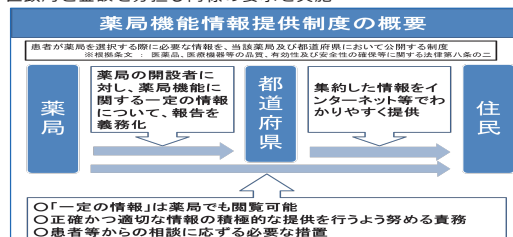
令和7年度当初予算案 2.2億円（2.2億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 1.7億円 ※デジタル庁計上予算

1 事業の目的

- 薬局機能情報提供制度は、薬局に対し、薬局の機能に関する情報について都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事が公表を行うものであるが、利便性を考慮し、全国の薬局情報を一括で検索することができるよう全国統一的な検索サイトを運用する。
- さらに、外国人に対する情報提供の強化が求められていることを踏まえ、外国語やスマートフォンでの検索を可能とし、薬局に関する情報を全国的に公表することで、薬局機能の見える化を進めている。

2 事業の概要・スキーム

- （1）事業目的
全国の薬局情報を一括で検索できるよう本事業を行う。
- （2）事業概要
本事業は令和3年度に初期構築、令和5年度に都道府県単位のシステム運用から、全国統一的な検索サイト（全国統一システム）に移行を行い、令和6年4月1日から運用を開始している。令和7年度事業では、引き続き全国の薬局の機能に関する情報を検索することができる全国統一システムの運用・保守を行う。
また、薬局機能情報提供制度の全国統一システムのデータベースとして活用することとしている医療機関等情報支援システム（G-MIS）の運用・保守を行う。
※ 医政局と金額を分担し同様の要求を実施



薬局機能情報の具体例

- ①管理、運営、サービス等に関する事項
基本情報（薬局の名称、営業日、開店時間等）、薬局へのアクセス、対応することができる外国語の種類、費用負担 等
- ②提供サービスや地域連携体制に関する事項
認定薬剤師、薬剤服用歴管理の実施、薬剤情報を記載するための手帳の交付、地域医療連携体制 等
- ③実績、結果等に関する事項
医療安全対策に係る事業への参加の有無、居宅において行う調剤業務の実施件数 等



3 実施主体等

実施主体：委託事業者等

令和7年度当初予算案 3.6億円（46百万円） ※（ ）内は前年度当初予算額 ※ 令和6年度補正予算額 10百万円

1 事業の目的

限られた医療資源を有効活用する観点から、地域において薬局に求められる役割を地域全体で効率的・効果的に発揮するため、地域の薬局が連携して対応する仕組みの構築の検討や、薬局薬剤師の業務について、効率化・高度化を推進していく必要がある。

地域において一定の役割を果たすことが期待される薬局として健康サポート薬局、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）の制度があるが、これらについて、そのメリットや地域の中での位置付けがわかりにくい等の指摘がなされており、地域における役割・機能を改めて整理・明確化し、必要な役割が確実に発揮されるようにすることも必要である。

薬局の地域における役割・機能のあり方については、「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」で検討を実施しているところであるが、今後の検討会による議論を踏まえて①かかりつけ薬剤師・薬局の活用を含めた地域連携等による医薬品提供体制強化、②認定薬局・健康サポート薬局の地域で担うべき役割の整理、③薬局起点の医療情報の推進、④対物業務の効率化の観点から対策を実施し、地域の薬局間連携等により、かかりつけ薬剤師・薬局の活用を含め、地域がそれぞれの状況に合わせて取り組む道筋を作り、対人業務の充実、対物業務の効率化をはじめ薬局機能、薬剤師サービスの高度化に繋げる。

2 事業の概要・スキーム

令和5年度事業で実施した取組（薬局起点の医療情報交換サービスの必要性等の検討、オンライン服薬指導研修等）の効果検証結果及び「薬局薬剤師の機能強化等に関する検討会」での議論をもとに、新たに以下について必要な調査・検討等を行う。

①地域における医薬品提供体制の強化

- ・地域薬剤師会において、薬局間連携推進等による夜間・休日対応、在宅対応等に係る医薬品提供体制の構築・強化のための事業を実施

②認定薬局・健康サポート薬局による高度な専門性を発揮した薬剤師サービス提供の推進

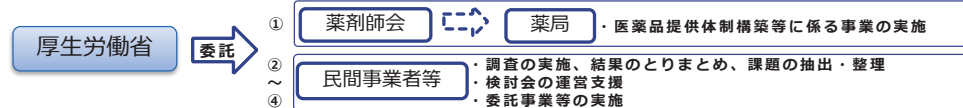
- ・認定薬局の基準の検討のための基礎資料として必要な薬局の機能等の情報を収集するための調査、結果の分析を実施

③医療機関・薬局間の情報（トレーシングレポート等）の共有・標準化等の検討

- ・薬局から医療機関等への情報を提供するための課題の調査等を実施

④遠隔での調剤監査

- ・調剤業務の一部外部委託において、薬剤師が遠隔での薬剤監査を実施する必要がある場合があり、そのような場合において安全かつ確実に監査を実施するために、その方法や必要な設備（監査支援装置等）などの要件について調査・検討を実施（※令和6年度補正予算にて実施）



※検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施

3 实施主体等

- 国（民間事業者、関係団体等に委託）

○地域包括ケアシステムの推進

➤地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護従事者の確保支援

令和7年度当初予算案 252億円 (252億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和7年度においては、地域のニーズ等に即したサービスの充実や、令和6年度が終期となっていた事業の期限の撤廃を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】 ※ 配分基礎単価の上限額の引き上げ

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成
- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- ④ 介護離職受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。【期限の撤廃】
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
- ⑥ 移転費用の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設の改築・大規模修繕等を促進させるため、工事中に介護施設の利用者を受け入れる代替施設の整備を公営地において実施する場合の費用の支援を実施。
- ⑦ 地域の介護ニーズに応じて、地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大、2施設以上の施設の集約化・ダウンサイジング等（サービス統合含む）に取り組む施設整備費（大規模修繕含む）の支援を実施。 ※都市部においては、5%の加算を設定。
- ⑧ 2040年までに全国平均以上に高齢者が増加と予測される地域について、小規模な介護付きホームの対象地域を拡大（11箇所）する。

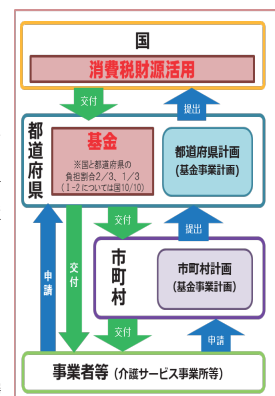
2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
- ④ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を実施。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善等

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業の補助率を縮小（2/3から1/3）する。

＜実施主体等＞



＜令和 5 年度交付実績＞ 38 都道府県

令和7年度当初予算案 97億円（97億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和5年度交付実績：46都道府県）

※赤字下線は令和7年度新規・拡充

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 ○ <u>介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化</u> 等	○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等	○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備 ○ 介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー（介護ロボット・ICT）の導入支援（<u>拡充・変更</u>） ○ 総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援 ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 ○ <u>訪問介護等サービス提供体制確保支援事業</u> 等
○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置 ○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援 ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援		

➤ 地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた介護予防の取組の推進と高齢者を地域で支えていく体制の構築支援

地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3986)

令和7年度当初予算案 1,800億円（1,804億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）
- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア サービス・活動事業（第一号事業）

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。
介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

令和7年度当初予算案 1,800億円の内数(地域支援事業(包括的支援事業(社会保障充実分))の内数)

1 事業の目的

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 独居高齢者に対する支援、孤独・孤立対策の推進、育児と介護を同時に行う者(ダブルケアラー)やヤングケアラーをはじめとする家族介護者に対する支援など、地域包括支援センターに期待される役割は高まっている。
- 他方、こうした複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、センターのみが業務を負担するのではなく、センターが中心となって、地域の関係者とのネットワークを活用しながら総合相談支援機能を充実させることが必要。
- このため、生活支援体制整備事業について、**戸別訪問や相談対応等を通じ、複雑・複合化した地域課題に対応するための地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援するための拡充**を行う。

※ 重層的支援体制整備事業の実施自治体は、多機関協働事業等と同様の機能を担うことが想定される。

② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和6年法律第43号)が令和6年6月に公布され、「地域ケア会議」と「居住支援協議会」は相互連携に努めることとされたところ。
- このため、**地域ケア会議において、高齢者の安定した住まいの確保に取り組む市町村に対する支援の拡充**を行う。

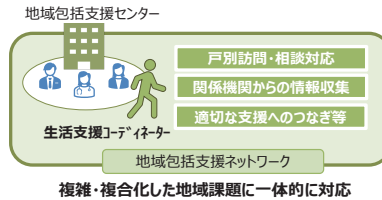
※このほか、包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)についても、所要の経費を計上

2 事業の概要・スキーム

① 生活支援体制整備事業の拡充

- 複雑・複合化する地域課題に対し、地域づくりの観点から取り組む生活支援コーディネーターの活動を支援する。
- ※ 地域包括支援センターに配置される生活支援コーディネーターの活動を支援することを想定(関係機関に委託することも可とする)
- 想定される対象業務は次のとおり。

- ・ 地域包括支援センターとの連携のもと、複雑・複合化した課題を抱える世帯を対象とした戸別訪問や相談対応
- ・ 圏域内の社会福祉協議会、子育て支援の相談窓口、ハローワークなどの機関のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集・関係者間のネットワークづくり
- ・ 地域包括支援センターを含む地域のネットワークを活用した、適切な支援へのつなぎや資源開拓の実施



② 地域ケア会議推進事業の拡充

- 高齢者の安定した住まい確保を目的に、居住支援協議会と連携した地域ケア会議を行った場合に標準額を引き上げ

3 実施主体等

【実施主体】市町村

【交付率】国38.5%

【標準額】(拡充分)

① 8,000千円
(地域包括支援センター以外に配置する場合
は4,000千円)

② 300千円

地域づくり加速化事業

1 事業の目的

令和7年度当初予算案 78百万円(89百万円) ※()内は前年度当初予算額

- これまで団塊世代(1947~1949年生)が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修(全国・ブロック別)や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきたところ。
 - 令和4年12月の介護保険部会意見書で、「総合事業を充実化していくための包括的な方策の検討を早急に開始するとともに、自治体と連携しながら、第9期介護保険事業計画期間を通じて、工程表を作成しつつ、集中的に取り組んでいくことが適当である。」との意見を受け、令和5年度に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を設置し、第9期介護保険事業計画期間を通じて集中的な取組を促進するため、検討会で議論を行い、令和5年12月7日に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を取りまとめたところ。
 - 中間整理において、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくする枠組みの構築を行うこととされたところ。
 - こうした検討会での議論等を踏まえ、本事業をとおして総合事業の充実に向けた取組を推進していく。
- そのため、令和7年度においても、引き続き、以下の取組を行う。
- ① 今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生(支)局主導による支援対象を拡充するとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、**地域レベルでの取組を一層促進していく。**
 - ② また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実に向けた集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、**生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築及び発展(全国シンポジウムの開催含む)を図る。**

2 事業の概要・スキーム

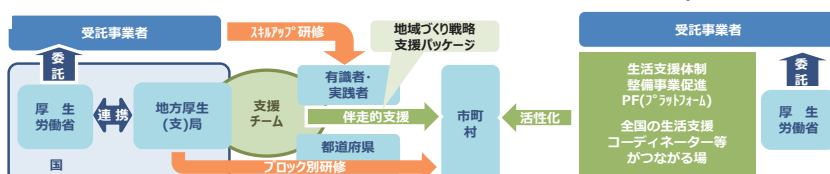
1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① **地方厚生(支)局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施(全国24か所)**
 - ・ 地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施
- ② **自治体向け研修の実施(各地方厚生(支)局ブロックごと)**
- ③ **地域づくり戦略や支援パッケージ(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実**

(注) 市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2. 全国の生活支援コーディネーターや多様な分野の団体等がつながるためのプラットフォーム(PF)を構築・発展

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

・ 国から民間事業者へ委託

国 → 受託事業者(シンクタンク等)

【補助率】

・ 国10/10

【参考】

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」
(令和5年12月22日閣議決定)

令和7年度当初予算案（一般財源） 101 億円（100億円）
（消費税財源） 200 億円（200億円）

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。
- 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減など、制度の効率化・重点化を図るための見直しを行ったところであり、令和6年度以降、引き続き保険者機能強化の推進を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使用範囲を限定。

【実施主体】 都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

（保険者機能強化推進交付金）

- ① 事業計画等によるPDCAサイクルの構築状況
- ② 介護給付の適正化の取組状況
- ③ 介護人材確保の取組状況

（介護保険保険者努力支援交付金）

- ① 介護予防日常生活支援の取組状況
- ② 認知症総合支援の取組状況
- ③ 在宅医療介護連携の取組状況

【交付金の活用方法】

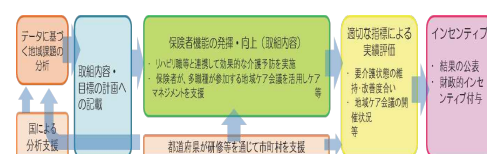
- 都道府県分：高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。
- 市町村分：国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要となる事業を充実。

【補助率・単価】 定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

【負担割合】 国10/10

【事業実績】 交付先47都道府県及び1,571保険者（令和5年度）

＜交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ＞



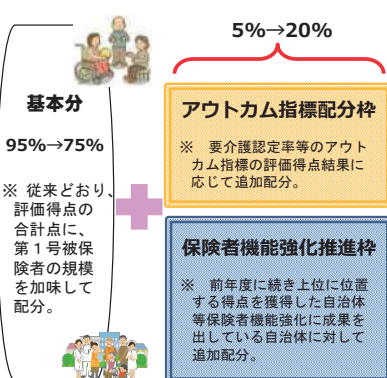
令和7年度当初予算案 101億円（100億円） ※ ① 内は前年度当初予算

1 事業の目的

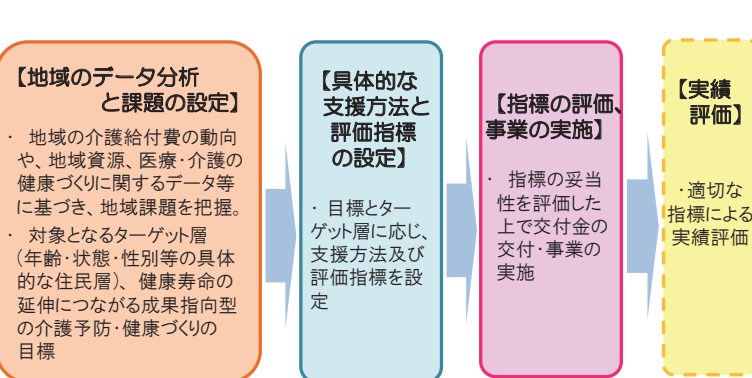
- 保険者機能強化推進交付金については、令和5年度において、令和4年度秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカム指標に関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の重点化・縮減等の見直しを実施した。
- 令和6年度においては、交付金の配分に当たって、保険者機能強化に取り組む自治体に対するインセンティブを一層強化し、メリハリの効いた交付金配分を行う観点から、**要介護認定率の改善等アウトカムの状況が上位に位置する自治体や、評価得点が複数年にわたり上位に位置する自治体**など、一定の要件に該当する自治体に対し、追加的な配分を行う枠組みを取り入れたところであり、令和7年度においては、この**アウトカム指標等に着目した配分の拡充**を行う①。
- 併せて、今般、地域包括ケアの構築に向けた基盤整備や取組の充実に既に一定程度取り組んでいる保険者を対象として、さらなる健康寿命の延伸に向け、**地域のデータ分析に基づき、自らターゲットとなる対象者、成果目標及び評価指標を設定した上で、当該成果を達成するために成果指向型の介護予防・健康づくりの取組を行う保険者に対する新たな支援の枠組み**を構築する②。

2 見直しの内容

① アウトカム指標等に着目した配分の拡充



② 成果指向型の保険者機能強化に向けた支援の構築(新規) 5%



拡充

介護職員処遇改善加算等の取得促進事業

老健局老人保健課（内線3942）

令和7年度当初予算案 2.2億円（1.6億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護職員等処遇改善加算について、加算未取得事業所の新規加算取得や加算既取得事業所のより上位区分の取得の促進を引き続き強力に進めるため、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、介護サービス事業所等に対する個別の助言・指導等の支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

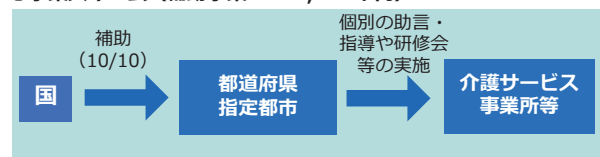
成果目標

- 本事業により、専門的な相談員（社会保険労務士など）によるオンライン個別相談窓口の設置等により、個別の助言・指導等を実施し、加算の算定率の向上を図る。

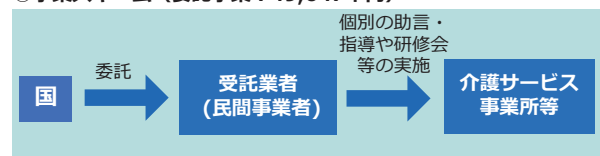
所要額

- 介護保険事業費補助金：172,771千円
- 要介護認定調査委託費：49,647千円

○事業スキーム（補助事業：172,771千円）



○事業スキーム（委託事業：49,647千円）



拡充

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

老健局高齢者支援課（内線3981）

令和7年度当初予算案 25百万円（20百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 単身高齢者の増加、持ち家率の低下により、都市部を中心に住宅確保が困難な高齢者に対する支援ニーズが高まることが想定される。
- 一方、高齢者の住まい支援に対しては、地域支援事業交付金を活用して自治体が取組むことができるが、実施している自治体が少ない。その理由として、自治体が高齢者の住まいニーズの把握が十分でないこと、取組の実施にあたり、行政内の住宅部局と福祉部局、地域の社会福祉法人と不動産業者等といった多岐にわたる関係者との調整が困難であるため、検討が進まないとの意見がある。
- 令和7年度には、厚労省が共管となる改正住宅セーフティネット法の施行など、制度的枠組みが整うことから、特に高齢者福祉に関わる行政や支援機関の職員等に対して関連制度等の周知の徹底を図るとともに、課題が多い大都市部を中心に、住まい支援体制の構築を強力に推進する必要がある。
- そこで、本事業においては、大都市部を中心に働きかけを行うとともに、特に、機運が高まった自治体に対してアウトリーチ的に伴走支援を行い、単身高齢者等に対する総合的・包括的な住まい支援の全国展開を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

1. 必要性が高い自治体に対する働きかけ・対象自治体の選定

①対象の設定

- ニーズが高い大都市部中心に、住まい支援体制が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取組む意向がある自治体を抽出
- 居住支援協議会未設置（R6年9月末現在）
 - ・ 政令指定都市：7市
 - ・ 中核市：48市

②集合形式的研修会を開催

- 高齢者の住まい確保に関する現状と課題
- 活用可能な最新の制度・施策説明
- 取組のポイントの解説
- グループワーク

- 研修会を通じて取組の機運が高まった自治体を選定。
- → 住まい支援の体制構築と事業実施に向けて伴走支援につなげる

2. 事業実施に向けた伴走支援

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

- 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス
 - 有識者や自治体職員等による支援チームを構成
 - 実態把握を行った上で、課題と取組の方向性等について意見交換や検討等を行うに当たり、有識者や自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣してアドバイスを行う。

3. 全国展開に向けた取組

- 取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える事例集の作成、フォーラムの開催による普及



○自治体における地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- 実態把握
 - 大家の入居制限、支援機関と不動産事業者とのつながり 等
- 庁内外の関係者調整、ネットワーク構築
 - 庁内連携体制、行政と社会福祉法人・不動産団体等との協働体制
- 住まい支援の具体的な事業化を検討
 - 住まい支援の担い手発掘、住まい支援体制の検討 等



地域支援事業交付金等

支援

○事業の実施

- 地域における住まい支援体制の構築
- 住まいに係る相談対応
- 社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施 等

※ 下線箇所はR7拡充分

<実施主体>

国（民間事業者に委託）

<事業実績>

令和5年度実施団体数：7

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和7年度当初予算案 12億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額64億円（国土強靱化分含む）

1 事業の目的

- 高齢者施設等は、地震や火災発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用しているため、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、その機能を維持することが重要であり、防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備の推進により、防災体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

施設種別	補助率	上限額	下限額
経費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満） 等	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心の確保等のため、社会福祉連携推進法人や合併した社会福祉法人の広域型施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費6,160万円/施設	総事業費80万円/施設

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

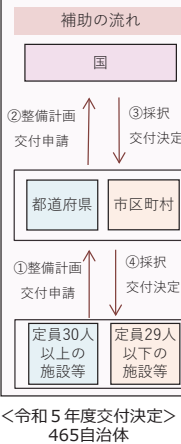
- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

非常用自家発電設備（ⅰ） 水害対策に伴う改修等（ⅱ）	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
			ⅱ	なし	総事業費80万円/施設
給水設備	施設種別	補助率	上限額	下限額	
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2	なし	総事業費500万円/施設	
	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院	自治体 1/4		なし	
	認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	事業者 1/4			

⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるような、換気設備の設置を促進。

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	定額補助	4,000円/㎡	なし
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等			
入所系の介護施設・事業所			



○周産期・救急・災害医療体制等の充実

➢周産期母子医療センター等の周産期医療体制の充実

周産期母子医療センター運営事業

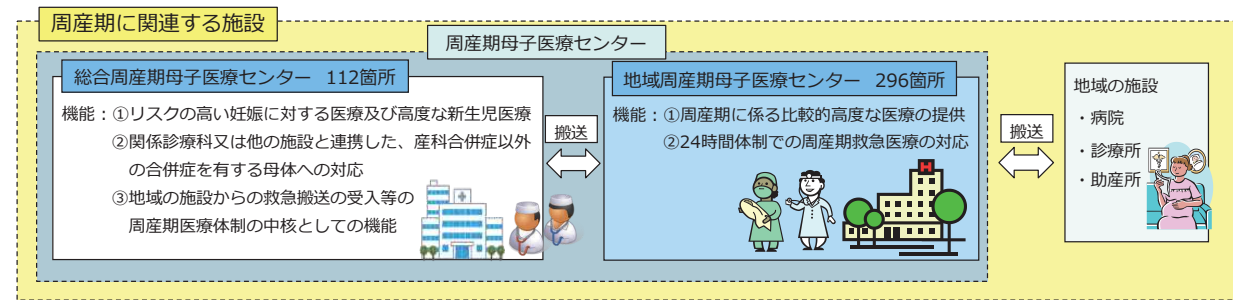
令和7年度当初予算案 医療提供体制推進事業費補助金267億円の内数（医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療計画に記載された周産期母子医療センターの診療機能、医師、看護師等の確保や処遇改善等に必要な支援を行い、周産期母子医療センターの充実強化について迅速かつ着実に推進することを目的とする。
- 産科、小児科、麻酔科、救急医療の関連診療科を有し、必要な設備・人員等を備え、24時間体制で母体・新生児を受け入れる体制を備えることにより、産科及び産科以外の合併症に対する対応の強化を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターのMFICU(母体・胎児集中治療室)、NICU(新生児集中治療室)等に対する財政支援を行う。



3 実施主体等

・実施主体：都道府県の医療計画に基づき指定又は認定された周産期母子医療センター ・補助率：国 1/3

令和7年度当初予算案 19百万円（医療提供体制施設整備交付金26億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○「成育医療等の提供に関する総合的な推進に関する基本的な方針」（令和3年2月閣議決定）において、分娩取扱施設について、母子への感染防止及び母子の心身の安定・安全の確保を図る観点から、産科区域の特定などの対応を講ずることが望ましい中、施設の実情を踏まえた適切な体制の整備を推進することとされている。

○また、第8次医療計画を策定するための指針（令和5年3月31日付医政局地域医療計画課長通知）においても、母子の心身の安定・安全の確保等を図る観点から、産科区域の特定などの対応を講ずることが望ましいなか、当該施設の実情を踏まえた適切な対応を推進することとしているところである。

○産科区域の特定により、下記の効果が期待される。

- ・妊産婦を特定の病室に集めることにより、その病室を担当する助産師が妊産婦ケアに集中できる。
- ・妊産婦が他科患者に気兼ねせず、安心して入院生活を送ることができる。
- ・新生児へのMRSA感染症を予防することができる。

○本事業は、周産期医療施設における産科区域の特定に係る施設整備費を補助するものである。

2 産科病棟の現状

地域の周産期医療の基幹病院である周産期母子医療センターであっても、約半数の施設で産科病棟に産科患者のみではなく、他科の患者が入院している。

＜産科病棟における患者の受入状況（周産期母子医療センター数）＞

産科患者のみ	180	総合	73	周産期母子医療センター408施設のうち、228施設（55.9%）で、産科病棟に産科以外の患者が入院していた。
		地域	107	
他科混合	228	総合	39	
		地域	189	

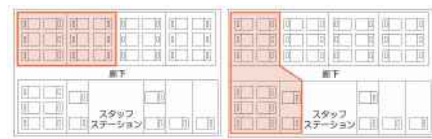
＜産科区域特定状況（周産期母子医療センター数）＞

228施設	総合	地域	計	周産期母子医療センター228施設のうち、126施設（55.2%）で、産科区域の特定が行われていなかった。
ユニット化実施	5	31	36	
ゾーニング実施	6	39	45	
ユニット化及びゾーニング実施	4	17	21	
実施無し	24	102	126	

出典：地域医療計画課調べ（令和4年度実績）

3 事業の概要

産科区域の特定に係る施設の改修を行う際のゾーニングによる施設整備費を補助する。



ユニット化：ひとつづきになっている病棟の一部を産科専用の「ユニット」として使用すること
ゾーニング：廊下を含むひと固まりの領域を産科だけの区域とすること

4 実施主体等

- ・実施主体：医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者
- ・補助率：国1/3（医療提供体制施設整備交付金）

＞ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化

令和7年度当初予算案 99億円（95億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

- ・ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県（基地病院（救命救急センター））
- ◆補助率：1/2
- ◆補助基準額（R6予定）：8区分
3.26億円（飛行時間350時間未満）
3.19億円（飛行時間300以上350時間未満）～ 2.81億円（飛行時間50以上100時間未満）
2.74億円（飛行時間50時間未満）
- ◆負担割合：国1/2、都道府県1/2

4 見直し内容

- ◆補助基準額：令和5年度の動航経費の実績に基づく見直しを行う

5 事業実績

- 導入状況 46都道府県57機にて事業を実施（令和6年2月1日現在）
※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県（2機目）、静岡県（2機目）、北海道（2機目、3機目）、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県（2機目）、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県（2機目）、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県（2機目）、佐賀県
平成26年度	1道	北海道（4機目）
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県（2機目）、奈良県、愛媛県、鹿児島県（2機目）
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県
令和5年度	1県	愛知県（2機目）
令和7年度（予定）	1県	長崎県（2機目）

救急現場に出動するドクターカー活用促進事業（救命救急センター運営・設備整備事業）

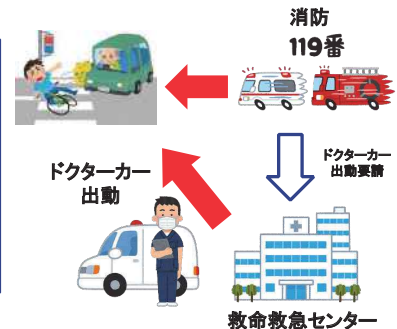
令和7年度当初予算案 90 百万円（医療提供体制推進事業費補助金261億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ドクターカーについては、年間約3万件の現場出動の実績があり、令和4年度に実施した運用事例等に関する調査研究事業において、ドクターヘリと比較しても整備点検が容易であり、日没や天候によって運行に支障を来さないことから、出動要請に対する応需率も高く、救急医療のニーズに対する即応性の観点から非常に有用であることが示された。しかしながら、ドクターカーは、導入面においては64%の医療機関が施設の自費、寄付で賄っており、運用面としても、7割近くの医療機関が施設による自費で経費・人件費を捻出している実態が明らかになったことから、国による支援を充実させる必要がある。

2 事業の概要

- ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、ドクターカーの導入・運用に必要な経費に対する財政支援を拡充する。
- 支援項目
 - 車両整備に係る費用（初期導入費用・管理維持費用等）
 - 現場携行医療機材等の整備
 - 運行にかかる人件費等（ドライバーの確保等）



3 実施主体等

- ◆実施主体：各都道府県（救命救急センター）
- ◆補助率：1/3（令和6年度）→1/2
- ◆負担割合：国1/3、都道府県1/3、医療機関1/3（令和6年度） → 国1/2、都道府県1/4、医療機関1/4

災害医療における情報収集機能等の強化、災害時におけるシステム等の活用の推進

新EMISにおけるシステム利用

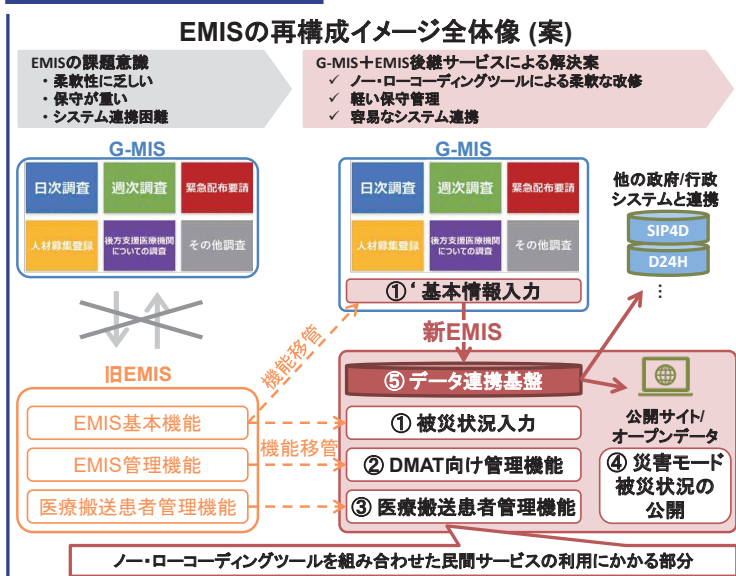
令和7年度当初予算額 3.4億円（1.7億円）※（）内は前年度当初予算額 ※デジタル庁計上

※令和5年度補正予算額 55百万円

1 事業の目的

- EMISは災害医療における情報収集を担っているが、ユーザーインターフェースの向上やデータを収集/分析する機能の充実、他システムとのデータ連携方法の確立等の課題や、機能追加のために大規模な改修・保守が発生し、コスト面や迅速な機能提供に関して大きな課題を有していたが、これらの指摘・課題に対応するため、令和6年10月より新EMIS（EMIS代替サービス）の提供を開始する。
- 令和6年度はシステム移行期のため、旧EMISと新EMISのサービス提供が併存することとなるが、令和7年度以降は旧EMISのサービス利用を廃止し、新EMISのサービス利用のみとなるため、1年間（通年）のサービス利用料を拡充して要求するものである。

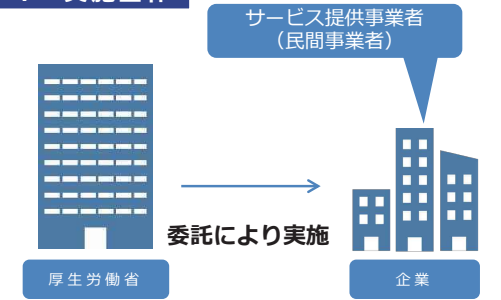
2 事業概要・スキーム



3 スケジュール

- 【令和6年度のスケジュール】
新EMIS：令和6年6月～9月（システム構築）
令和6年10月～令和7年3月（システム稼働）
旧EMIS：令和6年4月～令和7年3月（システム稼働）
1年（通年）の稼働
- 【令和7年度のスケジュール】
新EMIS：令和7年4月～令和8年3月（システム稼働）
旧EMIS：（サービス利用廃止）

4 実施主体





災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備事業

医政局地域医療計画課（内線4130）

令和7年度当初予算案 10億円（8.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- この事業では、災害派遣医療チーム(DMAT)の各種研修を実施し、DMAT隊員の養成、技能維持や資質向上を図る。また、大規模災害発生時には複数の被災都道府県や災害拠点病院等の関係機関と連携して、広域でのDMATの運用調整等を行う。
- 令和7年度より、国立病院機構に代わり、同年4月に設立される国立健康危機管理研究機構（JIHS）が委託先として運営等を担う予定である（兵庫県災害医療センターは委託先として継続予定）。

2 事業の概要

- DMAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - ①DMAT隊員養成研修
（DMAT隊員養成研修、感染症対応研修等）の企画・実施
 - ②大規模地震時医療活動訓練・DMAT地方ブロック訓練
 - ③災害急性期対応研修
 - ④災害医療調査
 - ⑤IT・データサイエンス専門チームによる情報共有体制の構築
 - ⑥J-SPEED電子カルテ運用
 - ⑦DMAT連携等国際受援
 - ⑧災害等危機管理専門家養成コース

3 実施主体

- ◆委託により実施（国立健康危機管理研究機構、兵庫県災害医療センター）

4 事業実績

- ◆DMAT研修修了者数：17,674人（令和6年4月1日）



DPAT体制整備事業（DPAT事務局）

医政局地域医療計画課（内線2771）

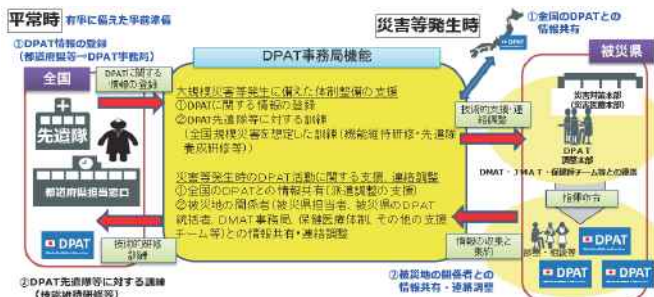
令和7年度当初予算案 64百万円（64百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害発生時に、被災地等における精神保健医療ニーズに対応するため、厚生労働省の委託事業としてDPAT事務局を設置し、平常時には、大規模災害に備えたDPATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施を行い、災害発生時には、全国のDPAT活動に関する支援、連絡調整等を行うことで、DPATの体制整備を行っている。
- DPATはこれまで自然災害を主な活動の場としてきたが、新型コロナウイルス感染症拡大時には、感染症の専門家やDMAT等と連携し、クラスターの発生した精神科医療機関の業務継続支援を行うなど、感染制御と業務継続の両面の支援を活動を行っている。
- このため、自然災害及び今後の新興感染症等の感染拡大時に対応する。

2 事業の概要・スキーム

- DPAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - ① DPAT事務局運営経費（平常時）
（人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費等）
 - ② DPAT活動に係る技術的支援
（都道府県へのDPAT研修への講師派遣等）
 - ③ DPAT隊員養成研修経費
（DPAT先遣隊研修、技能維持研修、感染症対応研修等の企画・実施）
 - ④ DPAT事務局運営経費（災害等発生時）
（先遣隊派遣調整、全体管理、人件費、謝金等）



3 実施主体等

- ・ 厚生労働省が選定した委託事業者が実施
（令和6年度の委託先は公益社団法人日本精神科病院協会）

4 事業実績

DPAT先遣隊研修修了者：1,116名（令和6年4月1日時点）

DPAT養成支援事業

医政局地域医療計画課（内線2771）

令和7年度当初予算案 25百万円（25百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成23年の東日本大震災における精神保健医療活動支援を通じて、指揮命令系統の改善、被災精神科医療機関への支援の強化等の課題が明らかとなり、平成25年度に「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の仕組みが創設され、同年度よりその養成が開始されている。
- 災害が発生した場合には被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。また、精神科医療機関の被災状況、それに伴う入院患者の搬送、避難所での診療の必要性等、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握した上で、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を継続することが地方自治体に求められる。
- 災害時において、「被災地での精神科医療の提供」、「被災地での精神保健活動への専門的支援」、「被災した医療機関への専門的支援」等の役割を担う「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」を整備する。

2 事業の概要・スキーム

- 地方自治体における「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の整備に対する支援を行う。

（1）運営委員会の設置等

行政機関、精神科医等からなる運営委員会を設置し、DPAT構成員の登録基準作成及び登録審査、研修・訓練の企画、活動マニュアルの作成、活動の評価、活動に関する情報交換等を行う。

（2）DPAT構成員に対する研修

DPAT構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術等の習得、スキルアップ、チーム活動手法の訓練、活動報告の方法等を目的とした研修を全都道府県で実施する。



3 実施主体等

- （1）実施主体：都道府県及び政令指定都市 （2）補助率：1/2

4 事業実績

実施自治体数：41都道府県 7政令指定都市
※ 令和5年度交付決定ベース

災害・感染症に係る看護職員確保事業

医政局地域医療計画課（内線4479）
医政局看護課（内線4166）

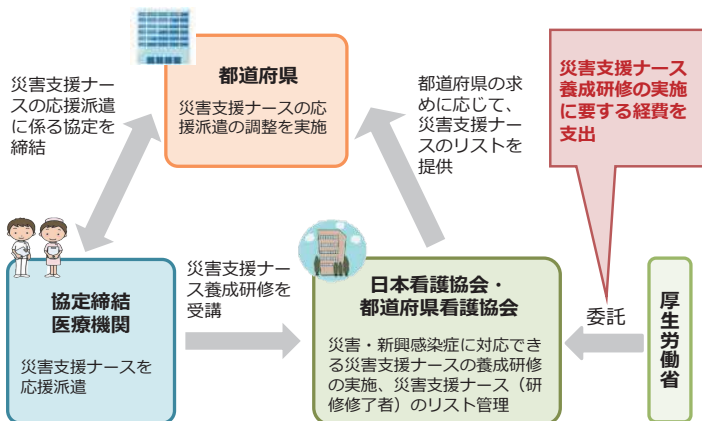
令和7年度当初予算案 56百万円（56百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

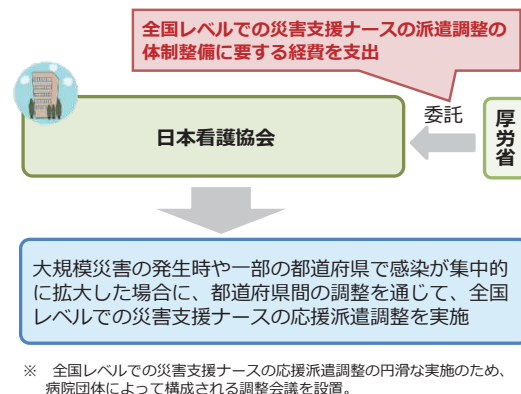
- 災害や新興感染症の発生に際して、都道府県において迅速に看護職員の確保を図るためには、災害や新興感染症の発生時に他の医療機関等への応援派遣に適切に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成を推進して、リスト化するとともに、大規模災害の発生時や一部の都道府県で感染が集中的に拡大した場合において、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制の整備が必要。
- このため、厚生労働省からの委託に基づき、日本看護協会・都道府県看護協会において、災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成研修を幅広く実施して、リスト化を進めるとともに、全国レベルで災害支援ナースの応援派遣を調整できる体制を構築する。

2 事業の概要

1. 災害・新興感染症に対応できる災害支援ナースの養成



2. 全国レベルでの災害支援ナースの派遣調整の体制整備



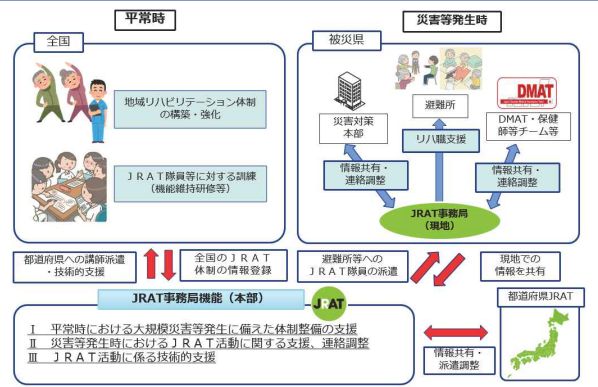
令和7年度当初予算案 39百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時のリハビリテーション機能を維持するためには、平時からの都道府県の地域リハビリテーション体制の構築と、災害発生時における生活環境の変化に伴う、避難先での高齢者等のADL低下予防（生活不活発の予防）に係る支援や、高齢者等が安全に活動できる生活環境の確保が重要である。
- 令和6年の能登半島地震におけるリハビリテーション支援活動を通じて、避難所等への支援の強化等の課題が明らかになったため、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）の体制を整備し、その養成を行う必要がある。
- 具体的には、今後は厚生労働省の委託事業としてJRAT事務局を設置し、平常時においては、大規模災害に備えたJRATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施や、都道府県の地域リハビリテーション体制の構築・強化を行い、災害発生時においては、全国のJRAT活動に関する支援、連絡調整等を行う。

2 事業の概要・スキーム

- JRAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
 - Ⅰ 平常時における大規模災害等発生に備えた体制整備の支援
 - ① 都道府県への講師派遣等による地域リハビリテーション体制の構築・強化
 - ② JRAT隊員等に対する訓練（機能維持研修、養成研修等）
 - ③ 全国のJRAT体制の情報登録 等
 - Ⅱ 災害等発生時におけるJRAT活動に関する支援、連絡調整
 - ① 現地へのJRAT隊員の派遣
 - ② 被災地の関係者（被災地のJRAT総括者、被災地の災害対策本部、DMAT事務局、保健医療体制、その他の支援チーム等）との情報共有・連絡調整
 - ③ 全国のJRATとの情報共有（派遣調整の支援）
 - ④ 災害後の報告書作成・周知 等
 - Ⅲ JRAT活動に係る技術的支援
 - ① 派遣調整システムの活用 等



3 実施主体等

- ・ 厚生労働省が選定した委託事業者が実施

➤災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）による災害対応の強化

災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用した災害対応に係る支援体制の構築

大臣官房厚生科学課
災害等危機管理対策室
（内線3844）

令和7年度当初予算案 35.3百万円（37.1百万円）【うちデジタル庁計上:33.5百万円、厚生労働省計上:1.8百万円】※（）内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額17百万円

1 事業の目的

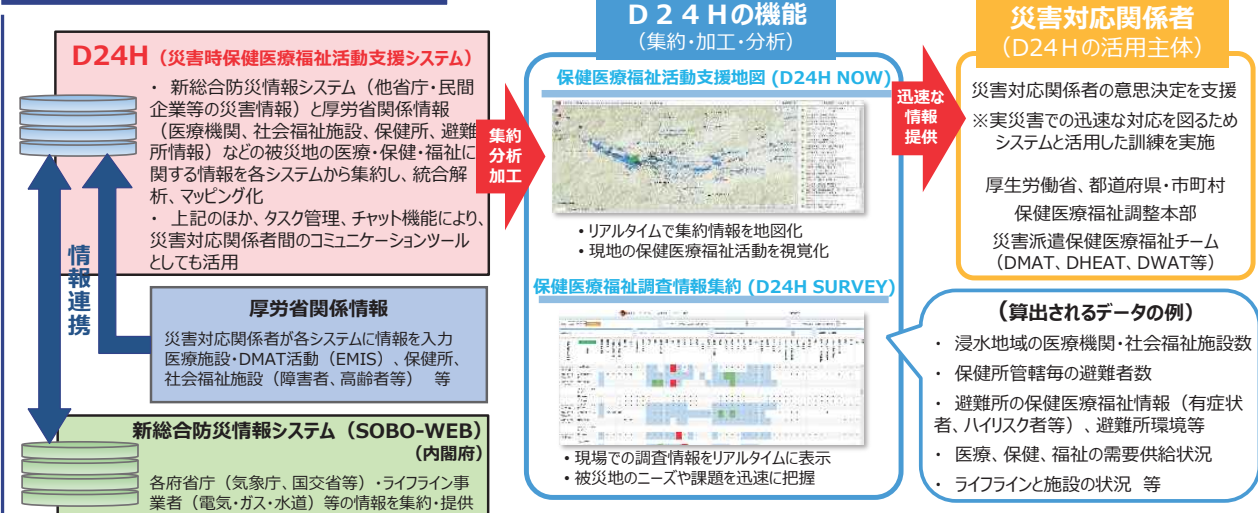
- ・ 災害時の保健・医療・福祉等に関する各種情報システムを連携し、災害に関する情報の集約・分析等を行い、保健医療福祉調整本部等の災害対応関係者（国、自治体等）にリアルタイム、かつ、迅速に情報提供することにより、災害時の自治体等の業務負担の軽減を図り、災害対応における保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る情報共有及び意思決定を支援する。

2 事業の概要

- ・ 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）のシステムの運用
 - ⇒ 平時：定期的なデータの更新作業、自治体・各種災害支援チーム（DMAT、DPAT、DHEAT、DWAT等）でのシステムを活用した訓練の実施、システム改修、自治体向け説明会の実施
 - ⇒ 災害時：情報の集約・情報提供、入力サポート

実施主体：国

3 事業スキーム・実施主体等



○国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等

- 「UHCナレッジハブ」の設置及び保健システムの強化等の支援を含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた関係国際機関等への拠出、薬剤耐性（AMR）対策に関する研究開発等の推進

新規

UHCナレッジハブにかかるWHOオフィスの設置 (世界保健機関（WHO）拠出金)

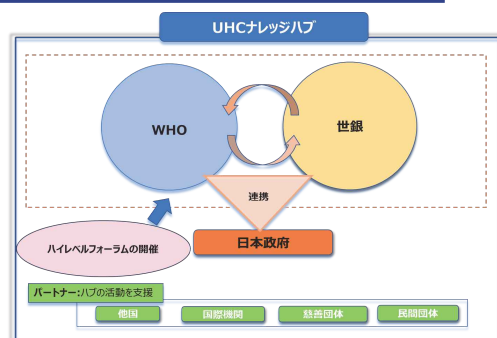
大臣官房国際課（内線7303）

令和7年度当初予算案 2.8 億円 (-) ※ () 内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 20百万円

1 事業の目的

- 2016年、G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、G7として初めて首脳級の会談で「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」（全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態）の推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明した。
- G7広島首脳コミュニケ（2023年5月）において、「関連する国際機関を支援し、財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意する。」等を記載。また、財保連携の重要性を認識。
- これを踏まえ、国際的なUHCの達成に向けて、日本の知見を生かしてリーダーシップを発揮できるようにするため、WHO・世界銀行等の関連機関と協力してUHCに関する世界的拠点「UHCナレッジハブ」を設置する予定。
- 設置に向けて、WHOがWHOオフィスを立ち上げる予定。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



- 「UHC ナレッジハブ」は、WHOや世界銀行等の協力を得て人材育成・知見収集を行う世界的な拠点。令和8年度の本格稼働を目指し、まず、令和7年度にWHOが東京都内にWHOオフィスを設置する。

実施主体：WHO
拠出先：WHO

新規

UHCナレッジハブにかかる会議等の開催

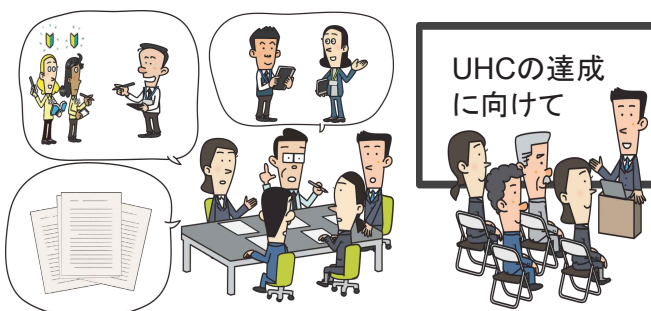
大臣官房国際課（内線7303）

令和7年度当初予算案60百万円 (-) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2016年、G7伊勢志摩サミットにおいて、日本は、G7として初めて首脳級の会談で「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」（全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられる状態）の推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明した。
- G7広島首脳コミュニケ（2023年5月）において、「関連する国際機関を支援し、財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意する。」等を記載。また、財保連携の重要性を認識。
- これを踏まえ、国際的なUHCの達成に向けて、日本の知見を生かしてリーダーシップを発揮できるようにするため、WHO及び世界銀行等の関連機関と協力してUHCに関する世界的拠点「UHCナレッジハブ」を設置する予定。
- 「UHCナレッジハブ」の運営に関しては、WHO及び世界銀行の連携が重要であり、日本政府が両者の円滑な協働を促進するための「調整部会」を設置、実施する予定。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



- UHC ナレッジハブの本格稼働に向けた、日本政府、WHO、世界銀行の三者間での準備や稼働後の調整等のため、令和7年度に日本政府、WHO、世界銀行の三者から成る調整部会を開催する。
- UHC ナレッジハブで実施する事業の検討・調整や三者間での連携方法について協議する。
- 世界におけるUHCの達成に向けた推進力を持続させ、UHCナレッジハブの活動にも活かすため、関係機関のハイレベルを参集するハイレベルフォーラムを開催する。

実施主体：国（委託事業）

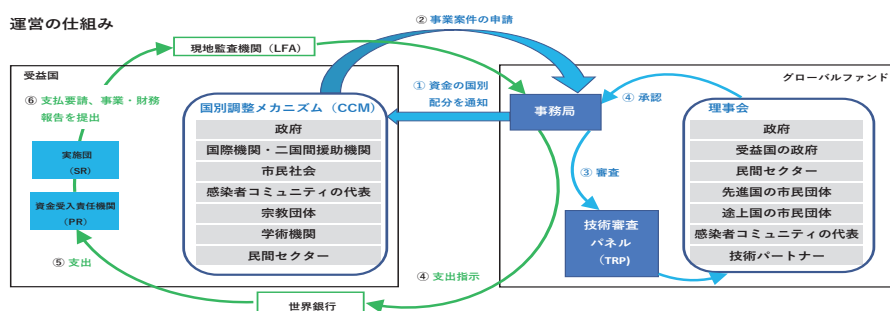
令和7年度当初予算案1.0億円（15億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額221億円

1 事業の目的

- グローバルファンドは、途上国におけるエイズ・結核・マラリアの予防、治療、ケア等の対策を資金支援し、官民のパートナーシップにより、感染症抑制のためドナー国、財団、民間企業、NGO等が結束して対処することを目的としている。
- 2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年、ジュネーブに設立された官民連携パートナーシップ。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 途上国におけるエイズ、結核、マラリア（三大感染症）の予防、治療、ケアを実現し、促進するための事業や、三大感染症対策を効果的に実施するための強靱かつ持続可能な保健システムを構築するための事業に対して資金供与を行い、途上国の保健状態の改善に貢献する。
- 2002年の設立以来、途上国における三大感染症対策が飛躍的に進展し、三大感染症から4,400万人以上の命を救済してきた。
- グローバルファンドの活動は、従来、HIV／エイズ、結核、マラリアの三大感染症に特化した医薬品等の供与等を内容とする途上国支援であったため、外務省が拠出してきており、厚労省は拠出をしてこなかった。
- 今般、2023年～2025年の第7次増資に向けてグローバルファンドは将来のパンデミックへの備えとしての保健システム強化を重点の一部として掲げたことから、将来のパンデミック対応等への活用を目的としたグローバルファンドの保健システム強化に拠出を行い、各国の保健制度の強化を図っていくことで、我が国への感染症流入防止を図る考えである。



実施主体:グローバルファンド
(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)
拠出先:グローバルファンド
(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)

感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）拠出金

令和7年度当初予算案 **7.4億円** (8.5億円) ※()内は前年度当初予算額
 ※令和6年度補正予算額77億円

1 事業の目的

- CEPI(Coalition for Epidemic Preparedness Innovations)は2017年1月にダボス会議で発足した、ワクチン開発を行う製薬企業・研究機関に資金を拠出する国際基金。
- 日本、ノルウェー王国、ドイツ連邦共和国、英国、欧州委員会、オーストラリア連邦、カナダ、ベルギー王国、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、ウェルカム・トラスト等が拠出を行っている。
- 平時には需要の少ないエボラ出血熱のような世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発を促進し、現在、新型コロナウイルスに対するワクチンの開発も支援している。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

第1期（2017-2021年）
活用予算 23億ドル

日本はこのうち**2.2億ドル（約243億円）**（全体の約10%）を拠出

- ・ 既知の感染症に加え、COVID-19 ワクチンの開発に拠出
- ・ アストラゼネカ、ノババックス、モデルナの開発に貢献

第2期（2022-2026年）
目標増資額 35億ドル

日本は2022年3月8日のCEPI第2期増資会合にて
今後5年間で**3億ドル**の拠出を新たに行うことを表明

- ・次のパンデミックに備えた国際的なワクチン開発期間短縮
- ・新たなワクチン製造技術の開発
- ・エボラ等既知の病原体のワクチン、COVID-19次世代ワクチンの開発
- ・臨床研究ネットワークの構築→日本への裨益が期待される。
- ・日本からNECのAIを活用したプロジェクトが選択

実施主体 : CEPI
(感染症流行対策イノベーション連合)
拠出先 : 世界銀行

3億ドルの拠出を表明する後藤茂之厚生労働大臣（当時）



Gaviワクチンアライアンス拠出金

大臣官房国際課（内線7303）

令和7年度当初予算案1.5億円（1百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和6年度補正予算額13億円

Gavi※への拠出を通じて、Gaviが行う活動を支援することを目的としている。
※Gavi（Global Alliance for Vaccines and Immunization）とは、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として、2000年にスイスで設立された官民パートナーシップ。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○2021年からは以下を目標とし、活動を実施している（2021-2025年戦略目標）ので、Gaviへの拠出を通じて、その活動を支援する。

①ワクチンプログラム

乳幼児等へのワクチン接種（肺炎球菌等）、緊急時のワクチン備蓄（エボラ等）など

②予防接種制度への投資

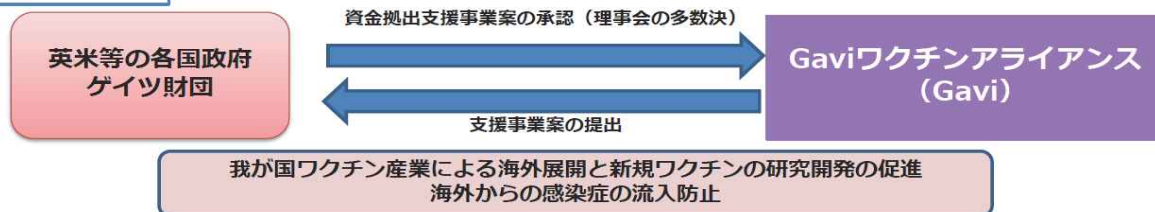
遠隔地・紛争地域等を含む、ワクチン調達・配送網等の保健システムの強化（医療従事者の育成・確保、物流システムの整備等）など

③新型コロナウイルス感染症対策支援活動

ワクチンの事前買取制度等を通じた新型コロナウイルス感染症ワクチンの普及の促進 など

○2021-2025年の活動のため、我が国は3億ドルをブレッジ（2020年6月4日の第3次増資会合において総理表明）。

拠出のイメージ



実施主体:Gaviワクチンアライアンス
拠出先:Gaviワクチンアライアンス

グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）拠出金

大臣官房国際課（内線7303）

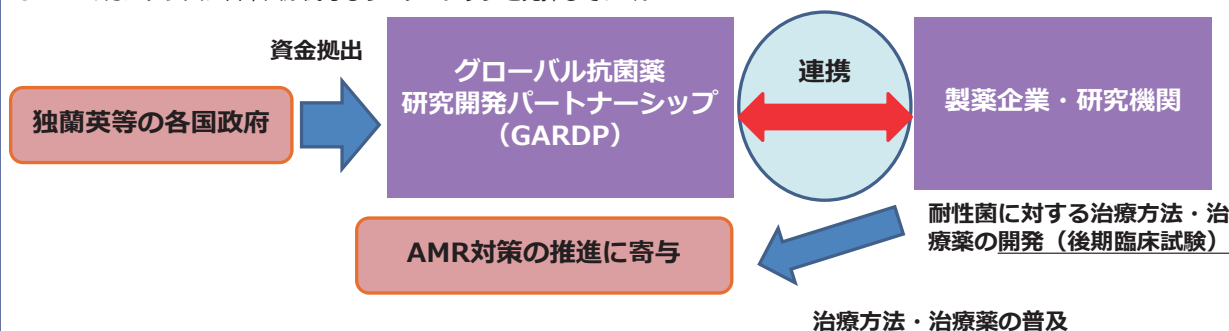
令和7年度当初予算案1.5億円（2.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- GARDPは、新しい抗菌薬の研究開発と診断開発（Research & Development：R&D）を推進する目的で開始された官民パートナーシップを推進する非営利組織（本部：スイス・ジュネーブ。2016年5月設立。）。
- 特徴として、WHOによる、薬剤耐性（AMR）に関するグローバルな戦略推進と、DNDi（顧みられない病気の医薬品開発イニシアティブ）による専門知識活用両者の強みを持つ。
- 製薬企業等と連携して治療薬の開発（後期臨床試験）を実施。日本企業では塩野義製薬、エーザイ株式会社、武田薬品工業株式会社、第一三共株式会社と新規抗菌薬開発と薬剤耐性克服の研究開発プロジェクトを運営。
- 従来の治療薬が効かない薬剤耐性菌感染症の流行を防ぐため、引き続き本事業の実施が必要。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

GARDPが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発（後期臨床試験）の支援を通じてAMR対策の推進に寄与するとともに、GARDPのガバナンスに日本人が関与しリーダーシップを発揮していく。



実施主体:グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）
拠出先:グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）

薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレーター（CARB-X）拠出金

大臣官房国際課（内線7303）

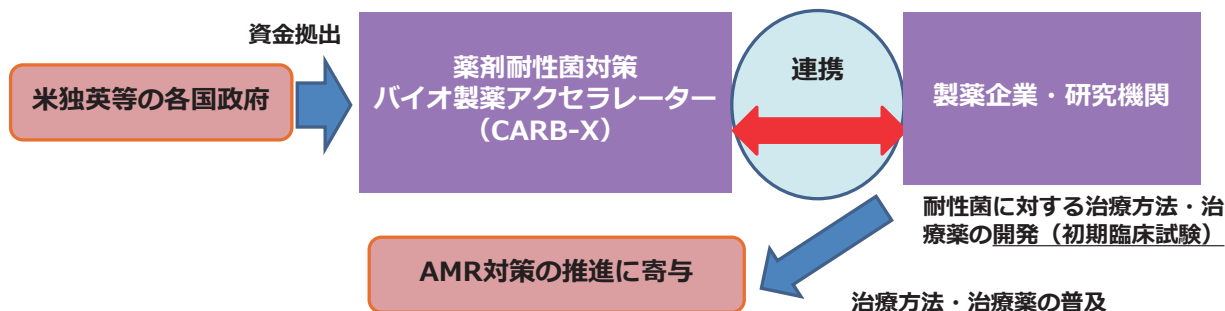
令和7年度当初予算案 1.5 億円（1.4 億円）※（ ）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- CARB-Xは、薬剤耐性菌感染症の革新的な治療薬・診断法の研究開発を促進するため、2016年に設立された官民パートナーシップ。
- 世界では、従来の治療薬が効かない多剤耐性菌等が蔓延しており、その対策への重要性は認識されているものの、耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発が進んでいない。
- その中で、CARB-Xは製薬企業等と連携して治療薬の開発（初期臨床試験）の支援を行い、実績を上げているところ。これまでの連携企業の中には、日本企業が含まれており、本事業を通じて日本企業の研究開発も間接的に支援していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

CARB-Xが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発（初期臨床試験）の支援を通じてAMR対策の推進に寄与する。



実施主体: 薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレーター（CARB-X）

拠出先: 薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレーター（CARB-X）

➤ 諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進

拡充 医療技術等国際展開推進事業

医政局総務課医療国際展開推進室（内線4457）

令和7年度当初予算案 5.1 億円（4.4 億円）※（ ）内は前年度当初予算額

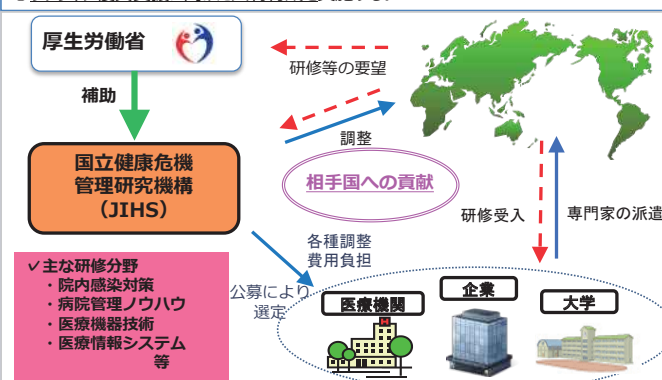
1 事業の目的

- 我が国は国民皆保険制度の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成した。今後は長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題の一つ。
- 厚生労働省では医療の国際展開のため各国保健省との協力関係樹立に尽力している。
- 国際的な課題や日本の医療政策、社会保障制度等に見識を有する専門家の相手国への派遣、相手国からの研修生受入れを通じ相手国の公衆衛生水準の向上に貢献する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 我が国の医療の国際展開に向け、国立健康危機管理研究機構（JIHS*）が実施主体となり、
 - ① 我が国の医療政策や社会保障制度等に見識を有する専門家（医療従事者等）の諸外国への派遣
 - ② 諸外国からの研修生を我が国の医療機関等への受け入れによる研修を通じた相手国の医療人材の育成事業を実施する。
- TICAD 9 やグローバルヘルス戦略を踏まえて、主にアフリカにおけるネットワーク構築と研修を実施する。
 - ① JIHSの現地派遣局員を生かした現地と日本の医療機関・企業等とのネットワーク形成
 - ② 現地の課題・ニーズの把握とニーズに即した研修の実施
- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、グローバルサウスや東南アジアの保健医療水準の向上に資する取組を強化する。
- ウクライナ復興支援に向けた人材育成を実施する。

実施主体: JIHS
補助率: 定額（10/10相当）



3 事業実績

- ✓ 2015年から世界で30カ国で実施。延べ140,000人超の医療従事者を育成
- ✓ 相手国の国家計画やガイドラインに採択、保険収載された我が国の医療技術: 過去5年間（2018-2022）で **計37例**
- ★ ベトナム
 - ・ EBUS技術料が保険収載 等
- ★ インドネシア
 - ・ 保健省により透析液に関する水質基準が策定 等
- ✓ 相手国での調達につながった製品・技術: 過去5年間（2018-2022）で **計68例**
- ★ ベトナム
 - ・ 超音波気管支鏡機器(3台)
 - ・ 補聴器(390台) 等
- ★ カンボジア:
 - ・ 血液検査装置(100台)

*JIHS: 2025年4月、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの統合により、設立予定の組織

○次なる感染症危機に備えた体制強化

- 国立健康危機管理研究機構の創設による感染症の情報収集・分析体制の強化、基礎から臨床に至る総合的な研究開発基盤の整備

新規

国立健康危機管理研究機構の運営に必要な経費

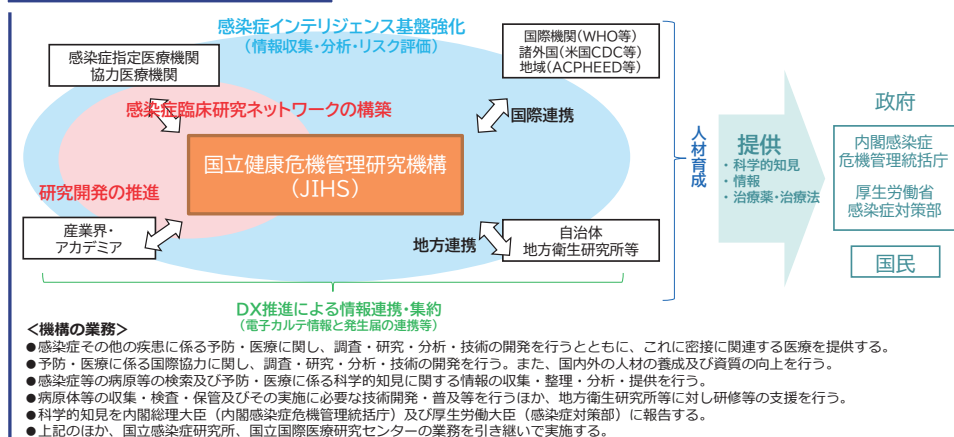
健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課（内線8315,8327）

令和7年度当初予算案 174億円（－億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 65億円

1 事業の目的

- 令和5年5月に国立健康危機管理研究機構法が成立し、内閣感染症危機管理統括庁・厚生労働省感染症対策部に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和7年4月に国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security、略称JIHS）が設立される。
- 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）においては、次の感染症危機への備えをより万全にしていくなため、JIHSが果たす役割として「①情報収集・分析・リスク評価、②科学的知見の提供・情報発信、③研究開発や臨床研究等のネットワークのハブ、④人材育成、⑤国際連携」が求められている。
- このため、令和7年度において、JIHSにおける運営管理、研究開発、人材育成等の実施に必要な予算を計上する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 実施主体
国立健康危機管理研究機構（特殊法人）
- 設置根拠
国立健康危機管理研究機構法
- 交付金
法39条に基づき、国が交付
- 設立年月日
令和7年4月1日（予定）



➢ 感染症危機管理の強化に向けた人材育成等の推進

拡充

感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業

健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課（内線8172）

令和7年度当初予算案 99百万円（63百万円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 36百万円

1 事業の目的

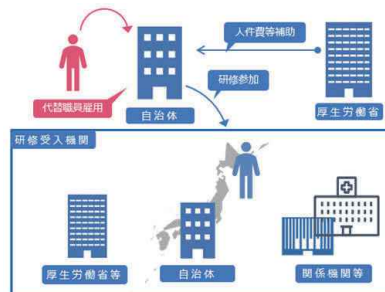
- ・ 今般、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月2日閣議決定）において「感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。」ことが明記された。
- ・ このため、次なる感染症危機に備え、地方行政機関の感染症危機管理対応力の強化を図るため、感染症危機に対応できる高度な専門性、分野横断的な知識、関係機関との調整能力等を有するリーダーシップ人材を平時から育成し、有事において迅速に動員できるよう人材育成を推進する。
- ・ 具体的には、保健所職員や都道府県職員等を対象に研修等を行い、次なる感染症危機に対応するための体制強化を図る。

2 事業の概要

令和7年度は、令和6年度事業を踏まえ研修プログラムの更新及び受け入れ人数増を行う。

【主な事業】

- （1）様々な職種での感染症又は行政の知識・経験を有する研修生を自治体から受入れ、人材育成プログラムを実施する。
- （2）研修プログラムに参加する自治体のうち、研修生の代替職員を雇用する場合に人件費等の補助する。



3 実施主体等

- （1）国（委託事業）
- （2）国 → 都道府県、保健所設置市、特別区 補助率：1／2

プログラム内容（一例）

- ① 座学的な研修プログラム
 - ・ e-learning：感染症危機管理に必要な知識を学ぶ。
 - ・ 対面研修：ロールプレイやグループディスカッションを通じて、自己を見直し、理解を深める。
- ② 実践的な研修プログラム
 - ・ 感染症危機管理に関わる関連機関の役割や業務を知り、分野横断的な調整能力を身につける。

拡
充

個人防護具の備蓄等事業

医政局 医薬産業振興・医療情報企画課
(内線8294)

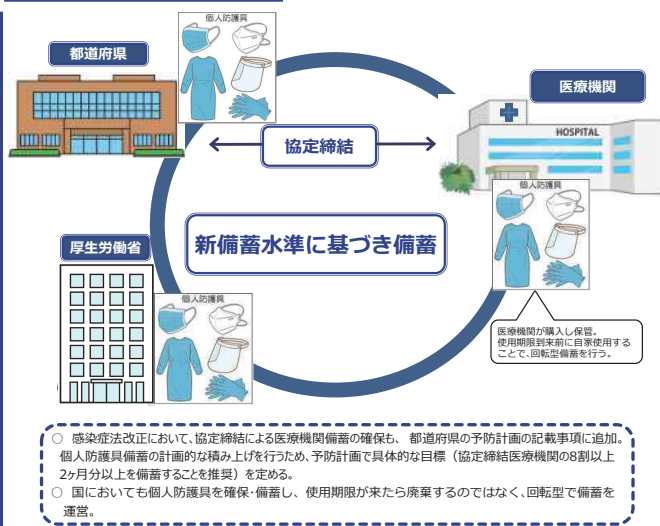
令和7年度当初予算案 90億円(40億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 158億円

1 事業の目的

- ① 次の感染拡大時等に世界的需要が高まる中でも個人防護具が確実に確保されるよう、新備蓄水準に基づき、国、都道府県、医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進していく必要がある。
- ② このため、改正感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、医療機関による備蓄を求め、その備蓄量に応じて国の備蓄を行う必要がある(都道府県も別途必要量を備蓄)。
- ③ また、新備蓄水準を超過する分については、順次売却等を行うとともに、都道府県や医療機関の備蓄状況を含めた全体の備蓄量が適正化するまでは、これまでのコロナ対応で備蓄してきた国の備蓄物資の活用を行う。

2 事業の概要・スキーム



＜現行備蓄水準の見直し＞

次の感染症危機に適切に備えるため、新型コロナに対処するための現行備蓄水準を見直す(新備蓄水準に移行)。

※ 感染症法改正で導入される医療機関備蓄については、協定締結の状況により備蓄量が変動し、また、全体の備蓄量から医療機関備蓄を差し引いて設定される都道府県、国備蓄も備蓄量が変動する。

＜現行備蓄水準＞

	医療用(サージカルマスク)	N95マスク(50万枚)	アイソレーションガウン(プラスチックガウン等)	フェイスシールド(ゴーグル等)	非滅菌手袋
備蓄量全体	3.8億枚	3,900万枚	1.1億枚	3,400万枚	11.0億双(22億枚)

＜新備蓄水準＞(新型コロナウイルス等対策政府行動計画に記載)

	医療用(サージカルマスク)	N95マスク(50万枚)	アイソレーションガウン(プラスチックガウン等)	フェイスシールド(ゴーグル等)	非滅菌手袋
備蓄量全体	3億1,200万枚	2,420万枚	5,640万枚	3,370万枚	12億2,200万枚
うち国	1億7,400万枚	1,350万枚	3,090万枚	1,980万枚	7億2,900万枚
うち都道府県	1億3,800万枚	1,070万枚	2,550万枚	1,390万枚	4億9,300万枚

※ 国及び都道府県においては、協定締結医療機関における備蓄量とあわせて上記の量を備蓄する。

平時からの計画的な備蓄体制の確保に向けた枠組み

- 国及び都道府県による備蓄
個人防護具については、新型コロナウイルス等対策特別措置法第10条で、指定行政機関、地公体等に対し、政府行動計画に定めるところによる備蓄義務が規定されている。※感染症法改正で個人防護具の備蓄義務を明記。
- 医療機関による備蓄
改正感染症法による協定締結医療機関の枠組みの中で、計画的な備蓄を推進。

3 実施主体等

国(、都道府県、協定締結医療機関)

○ 予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり ➤ 女性の健康総合センターの体制の強化

拡
充

女性の健康総合センターの体制強化・運営事業

大臣官房厚生科学課
国立高度専門医療研究センター支援室(内線2626)

令和7年度当初予算案 9.5億円(7.0億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 5.9億円

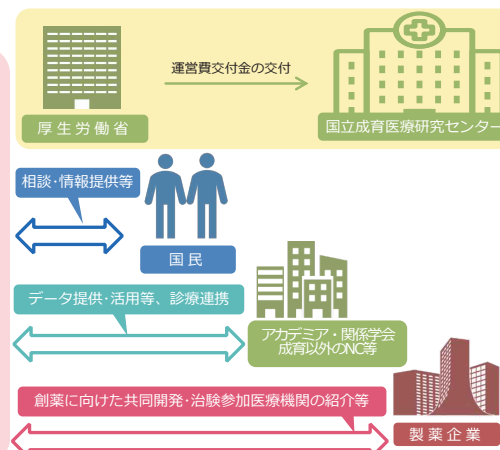
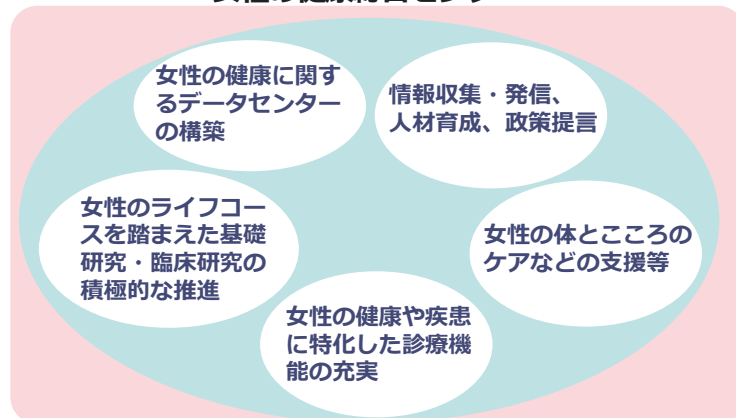
1 事業の目的

女性は、ライフステージ毎に心身の状況が大きく変化することにより女性特有の健康課題などが生じるため、就労の継続等に影響を与えるなど、社会的・経済的な損失も発生している。このため、女性の健康や疾患について、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、病態の解明・治療・予防に向けた研究を推進するとともに診療機能の充実を図る。

2 事業の概要・事業スキーム・実施主体等

国立成育医療研究センターに設置している女性の健康総合センターにおいて、女性の健康や疾患に特化した研究やデータの収集・解析、情報発信等を行うために必要な経費について財政支援を行う。

女性の健康総合センター



女性が人生の各段階で様々な健康課題を有していることを社会全体で共有し、女性が生涯にわたり健康で活躍できる社会を目指す

➤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業

保険局高齢者医療課（内線3190）

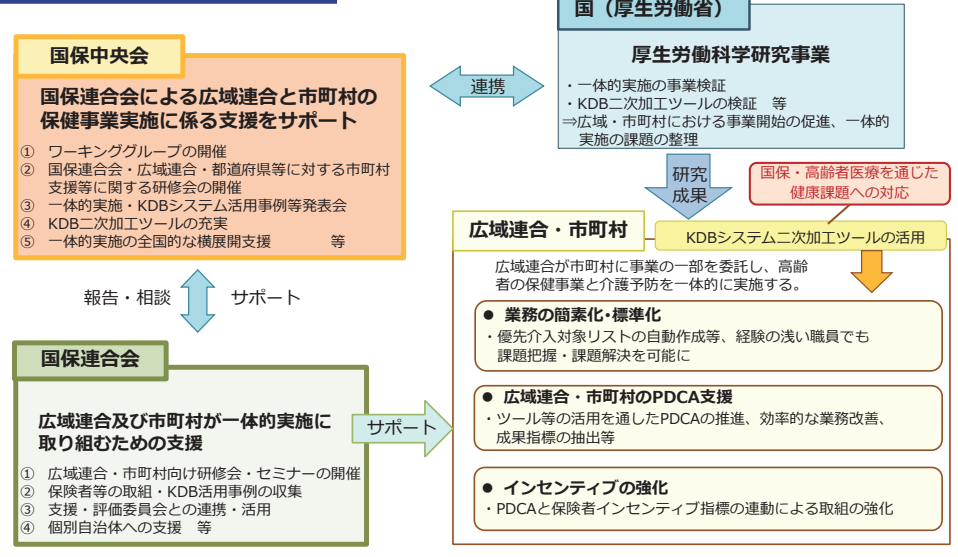
令和7年度当初予算案 1.0億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和2年度より開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施※」について、全市町村での効率的・効果的な事業実施に向けて取り組むよう効果的な事例の横展開を図る。

※高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ・実施主体：国保中央会
国保連合会
- ・補助率：定額
- ・事業実績：全広域連合及び全市町村等を対象に実施。
- ・一体的実施市町村数：
1,072（令和4年度）
1,396（令和5年度）
1,708（令和6年度）

※ 令和6年度は、遡願。

➤ 糖尿病性腎症の重症化予防事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などの保健事業等への支援

糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援

保険局保険課（内線3544）

令和7年度当初予算案 66百万円（52百万円）※（）内は前年度当初予算額

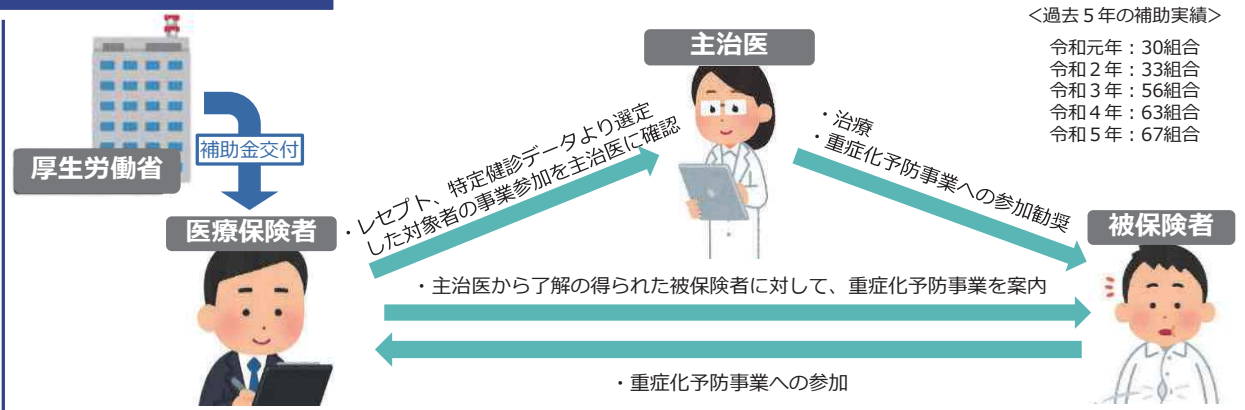
1 事業の目的

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2023」（令和5年12月21日閣議決定）において、「生活習慣病予防と重症化予防の先進・優良事例の把握・横展開を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進」と掲げられている。
- 令和6年度に改定された日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を参考にしながら、引き続き取組を推進する。

2 事業の概要

- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等の費用を補助する。
- 糖尿病性腎症の重症化予防に加えて、循環器病の予防・進行抑制を目的とした生活習慣病の重症化予防のための健指導等も補助の対象としており、これらの事業に取り組む医療保険者の増加を踏まえ拡充を行う。

3 事業スキーム・実施主体等



国保保健事業の健康づくり・医療費適正化に向けた調査・分析等事業

令和7年度当初予算案 50百万円（46百万円）※（）内は前年度当初予算額

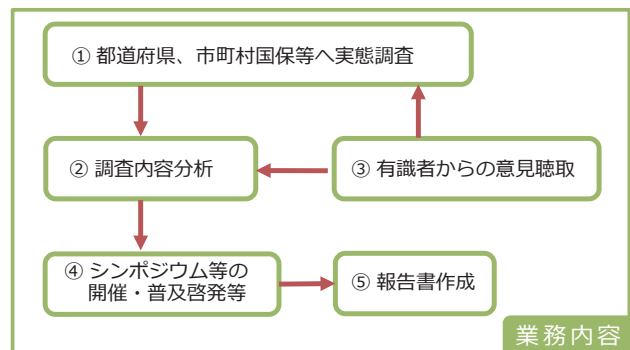
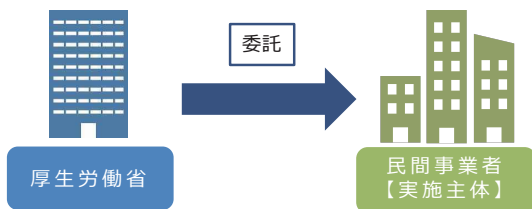
1 事業の目的

国保においては、幅広い年代の被保険者が存在するため、これらの年代の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することが重要である。課題に応じた保健事業の実施により、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上が図られ、結果として、医療費の適正化に資するため、国から保健事業実施に係る財政支援等により、保険者の取組を推進している。

本事業では、保険者によりこれまで実施されてきた予防・健康づくりの取組内容の調査・分析等を行い、特定健康診査・特定保健指導の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用される予防・健康づくりや医療費適正化に効果的な取組や課題を整理し、地域における保健事業の取組の充実・質の向上を目指す。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 厚生労働省からの委託により、以下の業務内容を実施する。



予防・健康づくりに関する大規模実証事業の実施

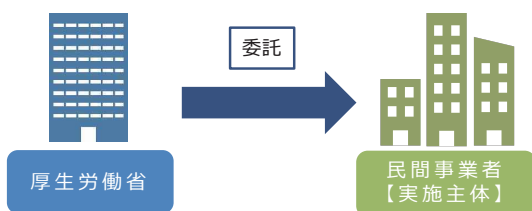
保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室（内線3383）

令和7年度当初予算案 1.1億円（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度から令和5年度まで、保険者等によるエビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を促進するため、特定健診・特定保健指導などをはじめとした分野において実証事業を実施し、特定保健指導において、成果が出たことを評価する評価体系（アウトカム評価）を導入する等の成果を得てきた。また、保険者等における保健事業の計画等で活用できるよう、USPSTF（アメリカ予防医療専門委員会）やNICE（英国国立医療技術評価機構）でエビデンスに基づき推奨されている予防・健康づくりの取組や本邦での取組事例等からなるポジティブリストを作成してきた。
- 今後も、予防・健康づくりに関する諸外国における質の高いエビデンスや国内での取組事例の収集等を通じて、ポジティブリストの質の向上やエビデンスのアップデートを継続的に行う。また、肥満の解消や生活習慣病予防等のための予防・健康づくりの取組についての実証事業を行う。
- また、予防・健康づくりに関する大規模実証の成果等を踏まえて特定健診・特定保健指導の制度の見直しを行ったところであり、今後はこうした制度見直しの趣旨を発展させ、効果的・効率的に肥満・生活習慣病対策を行い、その他の予防・健康づくりの取組にも資するよう、関係学会と協働しつつ、エビデンスの整理や啓発を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



【業務内容】

- ・ 諸外国のエビデンスに関する調査や国内事例の調査等を通じたポジティブリストの継続的なアップデートおよび保険者への提供
- ・ 保健事業関係者への調査
- ・ 実証事業の実施
- ・ 事業や調査の分析
- ・ 行動変容に資する普及啓発のための資料作成
- ・ 報告書作成

など

○認知症施策の総合的な推進

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等に基づく、認知症の人に関する理解の増進、認知症バリアフリーの推進、社会参加の確保等に関する認知症施策の推進

共生社会の実現を推進するための認知症基本法等に基づく施策の推進（全体像）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

1 事業の目的 令和7年度当初予算案 135 億円（134 億円）※ 左記（）内は前年度当初予算額

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」と令和6年12月に閣議決定した「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症になってからも、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していく。

2 事業の概要 ※金額については、再掲を含む

① 認知症の人に関する国民の理解の増進等 主な予算【73百万円の内数：認知症サポーター等推進事業、認知症普及啓発等事業】 ○認知症サポーター等の養成 ○認知症への理解を深めるための普及・啓発
② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 主な予算【94.3億円の内数：認知症普及啓発等事業、認知症総合支援事業、認知症総合戦略推進事業】 ○チームオレンジの整備 ○広域的な認知症高齢者の見守りの推進 ○認知症の人と家族への一体的支援の推進 ○認知症バリアフリーの推進 ○認知症本人・家族に対する伴走型支援拠点の整備
③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等 主な予算【93.8億円の内数：認知症総合戦略推進事業、認知症総合支援事業】 ○認知症本人のピア活動の推進 ○認知症カフェへの支援 ○若年性認知症支援体制の拡充
④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 主な予算【97億円の内数等+10.2億円（他局計上分）：地域医療介護総合確保基金の人材分等】 ○地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化
⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 主な予算【202.4億円の内数：認知症疾患医療センター運営事業、認知症総合支援事業、認知症介護研究・研修センター運営事業 ○地域での認知症医療提供体制の拠点の支援 ○認知症初期集中支援チームの設置 ○認知症介護研究・研修センターの運営 ○認知症ケアに携わる人材育成のための研修 地域医療介護総合確保基金の人材分等]
⑥ 相談体制の整備等 主な予算【88億円の内数：認知症総合支援事業】 ○認知症ケアパス ○認知症地域支援推進員の設置
⑦ 研究等の推進等 主な予算【13.5億円：認知症研究開発、認知症政策研究事業】 ○認知症研究の推進等
⑧ 地方公共団体に対する支援 主な予算【0.3億円：認知症施策推進計画の策定促進事業】 ○認知症施策推進計画策定支援事業

（参考）

令和6年度補正予算額7.6億円 「認知症施策推進基本計画」の閣議決定を受け、令和7年度当初予算に先がけて、令和6年度補正予算として、自治体が策定する「認知症施策推進計画」の策定支援等、早期かつ切れ目なく自治体の認知症施策の推進等が図られるよう、前倒しで予算を計上している。

- ・認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 ○持続可能な権利擁護支援モデル事業【4.2億円】
- ・認知症の予防等 ○共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクト【1.6億円】
- ・地方公共団体に対する支援 ○認知症施策推進計画策定支援事業【1.3億円】
- ・国際協力 ○大阪・関西万博の展示等の情報発信【44百万円】

拡充

認知症総合支援事業（地域支援事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

令和7年度当初予算案 88 億円の内数（86億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

○認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。

○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、
・医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援、認知症ケアパスの作成・普及
・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組、
・認知症カフェ等の設置や認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業等に関する企画及び調整
・認知症基本法の理念や「新しい認知症観」について、地域住民に普及啓発の取組 等
を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。

（令和7年度拡充内容）

・自治体において専任の認知症地域支援推進員（定年退職した介護施設・事業所の認知症介護指導者、育児や介護のためにフルタイムで勤務するのが難しい地域包括支援センターに勤務していた社会福祉士等を想定）を配置する際の経費を補助することを可能とする。
※認知症地域支援推進員は、全国1,713市町村に8,509人配置（うち、専任の推進員は825人）

○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村

【負担割合】：1号保険料23／100、国38.5／100、都道府県19.25／100、市町村19.25／100

【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数（※）本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）の実施保険者数



専任で配置する認知症地域支援推進員について（認知症総合支援事業）

認知症施策に関する全ての取組が、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて推進されることが重要であり、「新しい認知症観」に立ち、推進員が認知症の人や家族の意見に耳を傾け、本人視点に立ち、認知症施策を推進していくことが重要

市町村における認知症地域支援推進員の適切な配置の必要性

現状の認知症地域支援推進員の課題

- 他の業務と兼務している推進員が多いなど、地域の認知症の人やその家族と向き合うことができていない。

- 市町村に配置されている推進員の合計は、8,509人うち、専任の推進員は、825人（推進員全体9.7%）
- 自治体における実際の推進員の配置状況
 - 指定都市A市（高齢者人口約41万人）
 - …推進員3名配置（うち、専任2名）
 - 中核市B市（高齢者人口約6万人）
 - …推進員1名配置（うち、専任1名）

※ 認知症施策・地域介護推進課調べ

専任の認知症地域支援推進員を配置することで、認知症の人と向き合う機会が増える



認知症の人等

認知症地域支援推進員

専任の認知症地域支援推進員を配置することで地域で期待される役割

- 認知症基本法の理念や「新しい認知症観」について、地域住民に普及啓発を行う取組
- 認知症ケアパスの定期的な見直しや周知により、認知症の人又は家族等を含めた地域住民に対して必要な情報を提供する取組
- ピアサポート活動・本人ミーティングのサポート・認知症の人の本人発信のための日常生活のサポート等により、地域の認知症の本人の発信支援の拡大を行う取組
- 状態像にかかわらず、認知症の人の意向を十分に尊重し、認知症の人や家族の個別の相談支援（時間外の相談やオンライン機器の活用を含む）を行うとともに、認知症の人のアドボケートを行う取組
- 若年性認知症支援コーディネーターと適切に連携し、若年性認知症の人の支援を行う取組（生活課題と就労等や企業との連携）

主として、指定都市、中核市、一般市等の高齢者人口が多い市町村が地域の実情に応じて、専任の認知症地域支援推進員を配置する際の経費を補助することを可能とする

市町村において認知症施策推進計画を策定する際に、認知症の人や家族の意見が反映しやすくなる効果



〇がん対策、循環器病対策等の推進

➢ 効果的、効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、HPVワクチン等の普及啓発の促進

HPV検査単独法導入に向けた精度管理支援事業

健康・生活衛生局がん・疾病対策課（内線3827）

令和7年度予算案 22百万円（22百万円）※（）内は前年度当初予算額

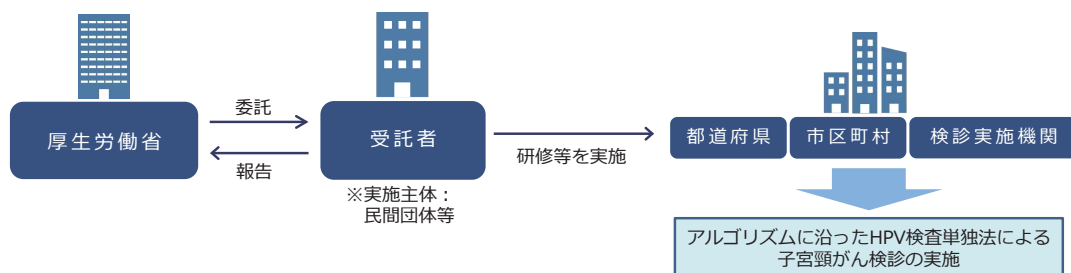
1 事業の目的

- HPV検査（※1）単独法による子宮頸がん検診については、浸潤がん罹患率減少効果のエビデンスが示されていることを踏まえ、令和6年度から国が推奨する子宮頸がん検診に導入したところ。
- HPV検査単独法は従来法（細胞診）と比較して、HPV検査陰性者は検診間隔を5年に1回に延長できることによる受診行動の負担軽減ができ、HPV検査陽性者においては毎年検診を行うことができることで子宮頸がんの発症リスクに応じた検診が可能になるというメリットがあるが、運用面が複雑であるため、子宮頸がん検診においてHPV検査単独法が適切に運用されるよう、自治体等に対する支援を実施する必要がある。

（※1）子宮頸がんの原因となる高リスク型HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染の有無を調べる検査。

2 事業の概要、スキーム、実施主体等

都道府県、市区町村、HPV検査単独法の実施を市区町村から受託する検診実施機関に対し、アルゴリズム（※2）に沿ったHPV検査単独法による子宮頸がん検診の精度管理について研修等を行う。



（※2）検診結果ごとにどのような検査をいつ行うかを定めたもの。

令和7年度当初予算案 34百万円(31百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 定期接種のワクチンや予防接種に関する被接種者等からの照会や相談に丁寧に対応するため、リスクコミュニケーション対応を含む自治体の職員向け研修や医療機関向け研修、国民への普及啓発が継続的に求められている。
- 特に、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンについては、令和4年度より積極的勧奨を再開したところであるが、同ワクチンの認知・認識に関する調査において同ワクチン接種対象者の36.1%、母親の14.4%が同ワクチンについて「知らない」と回答しており、引き続き自治体や医療機関において被接種者やその保護者への丁寧な説明が不可欠である。
- また、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）において、「国は、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、ワクチンの役割や有効性及び安全性（中略）等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。」を踏まえ、HPVワクチン以外の定期接種のワクチンについても周知方法や内容について検討する必要がある。
- このため、HPVワクチン等の定期接種のワクチンについて、被接種者や保護者等がワクチンの安全性・有効性等について正しい理解の上で接種を判断できるよう、普及啓発の強化を図るとともに、被接種者等からの照会や相談に適切に対応するため、自治体職員や医療機関向けの研修を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体・事業実績

●事業内容

自治体の予防接種担当者や医療従事者が被接種等に正しく丁寧な説明や対応ができるよう研修を実施するほか、普及啓発のための資料を作成する。

(1) 検討委員会の設置

以下(2)～(4)について、効果的に進めるため、有識者による検討委員会を設置する。

(2) 実態把握等の実施

以下(3) (4)やその他予防接種行政等にかかる実態把握を実施する。

(3) 自治体職員向け研修、医療機関向け研修（説明会）【拡充】

HPVワクチン等の定期接種に関する説明会を実施する。

(4) 国民への普及啓発【拡充】

最新のワクチンに関する情報、副反応に関する情報など定期接種を受ける方（保護者）向けの資料を作成する。

●経費の性質

本省経費（庁費類）

実施主体等

厚生労働省（委託事業）

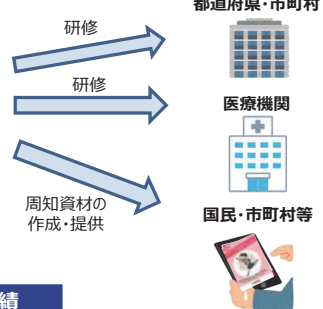
委託事業



研修（説明会）



リスクコミュニケーション啓発資料



事業実績

- 自治体職員向け説明会の開催（1回）
- 医療機関向け説明会の開催（1回）
- 普及啓発資料の作成および改訂（HPVワクチンに関するリスクコミュニケーション啓発資料、周知広報のための資料）

➤脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築

令和7年度当初予算案 2.6億円（1.9億円） ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下、単に「循環器病」という。）対策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県は、「循環器病対策基本法」第11条第1項に基づき、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定することとされている。
- 本事業は、「都道府県循環器病対策推進計画」に基づき、都道府県において、地域の実情等を反映させた各種施策を着実に実施することにより、循環器病対策を推進するために必要な経費である。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【事業創設年度:令和3年度、補助先:都道府県、補助率:1/2】

【事業内容】

都道府県が策定した都道府県計画の各種目標等の実現・達成のために以下の事業を実施する。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ① 都道府県循環器病対策推進事業 | ⑤ 循環器病の相談に資する事業 |
| ② 循環器病医療提供体制の促進等に資する事業 | ⑥ 循環器病対策に資する多職種連携推進事業 |
| ③ 循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業 | ⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業 |
| ④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業 | |

設置個所数の増25府県→37都道府県



リウマチ・アレルギー疾患対策の推進

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和7年度当初予算案 9.5 億円（10億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○アレルギー疾患対策については、「アレルギー疾患対策基本法」及び「アレルギー疾患対策基本指針」に基づき、各種施策の着実な推進を図る。
○リウマチ疾患対策については、平成30年11月に取りまとめられた厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ等対策委員会報告書に基づき、各種施策の着実な推進を図る。

2 事業の概要

アレルギー情報センター事業

- | | |
|---|--------------|
| ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成 | 令和7年度当初予算案 |
| ② リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催 等 | 42百万円（42百万円） |

アレルギー疾患医療提供体制整備事業

- | | | |
|-------------------------|---------------------------|--------------|
| ① アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築 | ③ アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業 | 令和7年度当初予算案 |
| ② アレルギー疾患医療の診断等支援 | ④ 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 等 | 58百万円（56百万円） |

リウマチ・アレルギー特別対策事業

- | | | |
|--------------------------|--------------|--------------|
| ① 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催 | ③ 正しい知識の普及啓発 | 令和7年度当初予算案 |
| ② 医療提供体制の整備 | ④ 関係者の人材育成 等 | 69百万円（69百万円） |

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ① 都道府県拠点病院等における両立支援コーディネーターの配置 | 令和7年度当初予算案 |
| ② 治療と仕事の両立に係る計画の策定及び支援 等 | 39百万円（38百万円） |

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- | | |
|--|--------------|
| ① 免疫アレルギー疾患政策研究事業 | 令和7年度当初予算案 |
| ② 免疫アレルギー疾患実用化研究事業（医薬品PJ、ゲノム・データ基盤PJ、疾患基礎研究PJ） 等 | 7.4億円（7.8億円） |

※主な事業実績【アレルギー情報センター事業における令和5年度リウマチ・アレルギー相談員養成研修会受講者数：1,285名】

慢性腎臓病（CKD）対策の推進

健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(内線2359)

令和7年度当初予算案 2.0 億円（2.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○平成30年7月にとりまとめられた「腎疾患対策検討会報告書」や令和5年10月にとりまとめられた当該報告書に係る「中間評価と今後の取組について」に基づき、重症化予防のための普及啓発や病診連携体制の構築等、慢性腎臓病（CKD）対策の推進を図る。

2 事業の概要

腎疾患対策費

- | | |
|------------------------------------|------------|
| ・ 腎疾患対策検討会報告書に基づく腎疾患対策推進に関する情報提供 等 | 令和7年度当初予算案 |
| | 3百万円（3百万円） |

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ・ 患者等一般向けの講演会等の開催 | 令和7年度当初予算案 |
| ・ 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施 | |
| ・ CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供 | |
| ・ 慢性腎臓病（CKD）診療連携構築事業の実施 等 | |
| | 35百万円（35百万円） |

慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業

- | | |
|---|--------------|
| ・ 慢性腎臓病（CKD）の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置 | 令和7年度当初予算案 |
| ・ 健康保険組合等と連携した受診勧奨を実施するために必要な支援 | |
| ・ 企業・産業医等に対して研修会などの実施による周知を図るなど連携・協力体制の構築 | |
| ・ 多職種連携による療養指導等の実施 等 | |
| | 21百万円（21百万円） |

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- | | |
|--|--------------|
| ・ 腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築 | 令和7年度当初予算案 |
| ・ 災害時の透析医療確保に資する研究 | |
| ・ 腎臓をターゲットとした診断法・治療法の研究開発 等 | |
| | 1.4億円（1.4億円） |

※主な事業実績【慢性腎臓病（CKD）特別対策事業令和5年度実施自治体数：45自治体】

○肝炎対策の推進
➤肝炎患者等の重症化予防の推進

肝炎患者等の重症化予防の推進

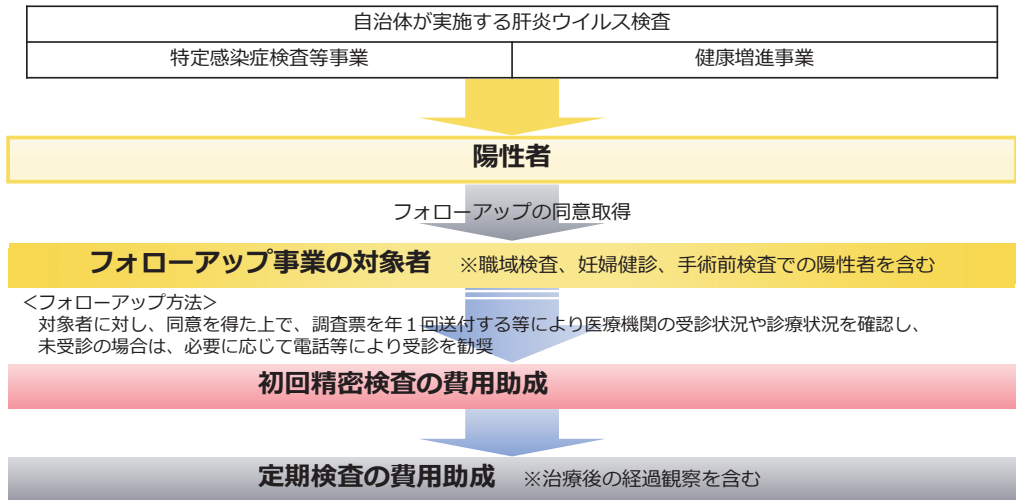
健康・生活衛生局
肝炎対策推進室（内線2948）

令和7年度当初予算案 39億円（39億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



◆事業実績（令和4年度実績）
B型肝炎ウイルス検査：786,219人 C型肝炎ウイルス検査：776,202人 初回精密検査費用の助成：751人 定期検査の費用助成 3,073人

➤肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

健康・生活衛生局
肝炎対策推進室（内線2904）

令和7年度当初予算案 14億円（14億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変は、予後が悪く長期の療養が必要となる等の特徴があることから、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指したガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が、
・年収約370万円以下（※）で、
・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療の医療費について、高額療養費の限度額（※）を超える月が過去2年間（24ヶ月）で2月以上ある場合、
当該2月以降の医療費について、自己負担額が1万円となるよう助成。

なお、2月目以降（助成が行われる月）については、都道府県が指定する指定医療機関で治療を受けている必要がある。

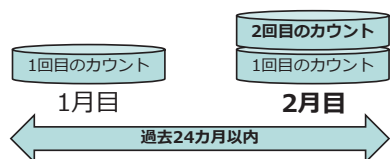
（※）年齢・所得区分ごとの高額療養費の限度額

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 II			24,600円
住民税非課税 I	75歳以上 1割又は2割	8,000円	
			15,000円

※1：多数回該当44,400円
（12月以内に4回目以上）
※2：多数回該当24,600円
※3：年上限14.4万円
後期高齢者2割負担の方
については令和7年9月
末まで配慮措置あり

- 実施主体：都道府県（補助率1/2）



※令和6年4月より、高額療養費の限度額を超える月数の要件を緩和
過去1年間（12ヶ月）で3月以上 ⇒ 過去2年間（24ヶ月）で2月以上

➤ 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づく給付金等の支給

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」
に基づく給付金等の支給

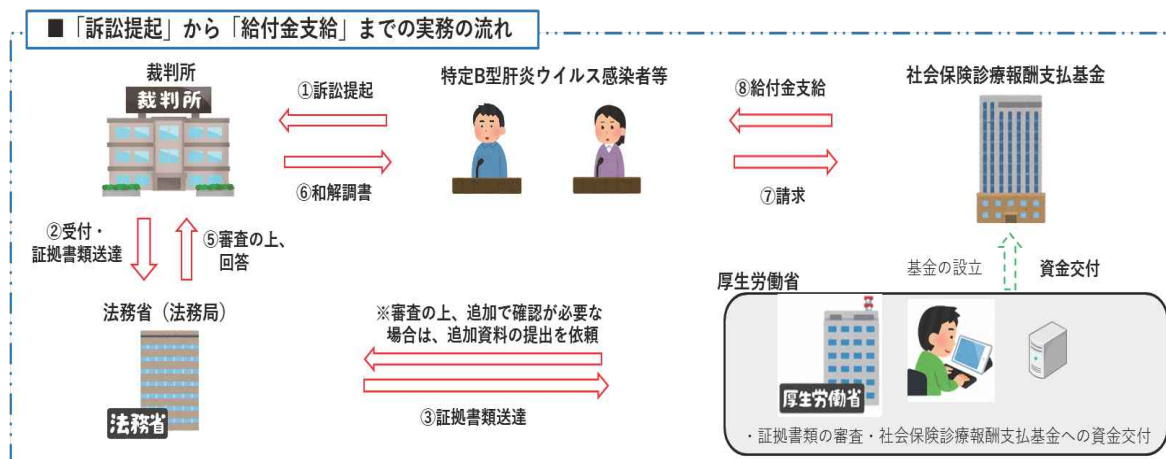
健康・生活衛生局
B型肝炎訴訟対策室（内線2101）

令和7年度当初予算案 1,181億円（1,179億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 210億円

1 事業の目的

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給することにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進

➤ 難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

健康・生活衛生局
難病対策課（内線2355）

令和7年度当初予算案 1,623億円（1,607億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 41億円

1 事業の目的

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づき、難病患者等への医療費助成等を行うなど、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

2 事業の概要・スキーム等

- 難病患者等への医療費助成の実施
 - 指定難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。
（主な事業）難病医療費等負担金／令和7年度当初予算案：1.291億円／実施主体：都道府県、指定都市／補助率：1／2／実績（令和5年度末時点の支給認定者数）：109万人
- 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実
 - 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。
（主な事業）難病相談支援センター事業／令和7年度当初予算案：6.7億円／実施主体：都道府県、指定都市／補助率：1／2
- 難病の医療提供体制の構築
 - 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行う。
（主な事業）難病医療提供体制整備事業／令和7年度当初予算案：5.7億円／実施主体：都道府県／補助率：1／2
- 小児慢性特定疾病対策の推進
 - 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援等を行う。
（主な事業）小児慢性特定疾病医療費負担金／令和7年度当初予算案：1.79億円／実施主体：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率：1／2
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金／令和7年度当初予算案：9.2億円／実施主体：都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率：1／2
- 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進
 - 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発（遺伝子治療、再生医療技術等）等に関する研究を行う。
（主な事業）難病性疾患政策研究事業／令和7年度当初予算案：17.3億円
難病性疾患実用化研究事業／令和7年度当初予算案：85.7億円、令和6年度補正予算額：31.5億円

➤ 移植医療対策の推進

拡
充

移植医療対策の推進

健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室（内線2363）

令和7年度当初予算案 37億円（35億円）※（）内は前年度当初予算額 ※令和6年度補正予算額 9.8億円

造血幹細胞移植対策の推進

24億円（25億円）

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネイト期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤である両バンクが安定的に運営できるよう支援を行う。

2 事業の概要

- ①骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費） 5.0億円（4.9億円）
（参考）令和6年度補正予算 1.1億円
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ②骨髄データバンク登録費 6.5億円（6.5億円）
骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。
- ③臍帯血移植対策事業費（臍帯血バンク運営費） 6.5億円（6.5億円）
（参考）令和6年度補正予算 60百万円
臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ④造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 50百万円（77百万円）
（参考）令和6年度補正予算 74百万円
患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、医療機関・研究者等に提供することで、治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の確保を図る。
- ⑤造血幹細胞提供支援機関事業 2.0億円（2.0億円）
（参考）令和6年度補正予算 1.0億円
骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。
- ⑥造血幹細胞移植医療体制整備事業 3.9億円（3.9億円）
移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていけるよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

3 実施主体等

- ◆実施主体：①（公財）日本骨髄バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県等
- ◆補助率：定額、1/2

4 移植実績等

- ◆骨髄バンクドナー登録者数：554,123人（令和6年3月末時点）
- ◆臍帯血新規公開本数：2,157本（令和5年度）
- ◆移植数：2,459件（令和5年度）（内：骨髄移植等 1,092件 臍帯血移植 1,367件）

臓器移植対策の推進

12億円（10億円）

1 事業の目的

脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、あっせん業務体制の強化、臓器提供施設の体制整備や連携強化等を通じた地域における臓器提供体制の構築を引き続き推進するとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

2 事業の概要

- ①臓器移植対策事業費（臓器あっせん機関運営費） 9.4億円（10億円）
臓器あっせん機関による公平かつ適正なあっせんを通じた臓器移植の実施のための体制整備を図る。
（参考）令和6年度補正予算
・レシビエント検索システムの改修等 1.1億円
・臓器提供プロセスに係る支援体制の構築 5.2億円
- （主な事業）
●**あっせん業務体制の強化** 5.1億円（3.8億円）
現在、日本臓器移植ネットワークのみが担っている臓器のあっせんについて、ドナー関連業務を切り出して実施する機関を複数設置するなど、あっせん体制の強化を図る。
- ②臓器提供施設連携体制構築事業 2.7億円（2.6億円）
「臓器提供施設連携体制構築事業」の参加施設において、脳死が疑われる患者の情報を早期から能動的に把握するための体制を構築するとともに、拠点施設から経験の少ない施設に対し、選択肢提示に関する助言等を行う。また、移植医療支援等を設置している拠点施設が臓器提供の適応判断や臓器摘出時の支援等を行い、地域における臓器提供体制の強化を図る。
- ③普及啓発等事業費 25百万円（26百万円）
臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発等を図る。

3 実施主体等

- ◆実施主体：①臓器あっせん機関、②医療法人、独立行政法人、都道府県等、③国
- ◆補助率：定額、1/2

4 移植実績等

- ◆臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供
・平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から令和6年3月末までの間に1,042名（うち令和5年度116名）

※上記の他、当初予算案には、移植医療の研究の推進として1.5億円（1.6億円）を計上している。

○ 歯科保健医療・栄養対策・リハビリテーションの推進

➤ 健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進

拡
充

8020運動・口腔保健推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和7年度当初予算案 13億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物物所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2024」において「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」に向けた具体的な取組の推進も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1/2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所、5年度46箇所

3. 歯科口腔保健支援事業

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

- 【実施主体：株式会社 等】
- ・歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
 - ・マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
 - ・セミナー、シンポジウム等の開催等

2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率：1/2相当定額

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
【事業実績】2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所、5年度53箇所
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
I 歯科疾患予防等事業
① 歯科疾患予防事業
② 歯科健診事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】
＜標準事業例＞歯科健診事業（個別・集団）、歯科健診等への歯科健診同時実施事業、歯科疾患等簡易スクリーニング事業 等
③ 歯科健診・クリーニング事業【新規】
④ 食育推進等口腔機能維持向上事業
II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業
① 歯科保健医療推進事業
② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業
III 調査研究事業
① 歯科口腔保健調査研究事業 ※旧Ⅲ 歯科口腔保健推進体制強化事業（廃止）
② 多職種連携等調査研究事業
【事業実績】 I 2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所、5年度388箇所
II 2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所、5年度65箇所

